

2012年2月23日(木)9:00～
参議院議員会館 1F 101 会議室

特区・地域活性化・規制改革小委員会（第7回）

— 成長戦略・経済対策PT —

1. 挨拶
2. 規制・制度改革の進捗状況について
3. グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県・北九州市・福岡市)
の視察予定について
4. その他

特区・地域活性化・規制改革小委員会 国際戦略総合特区視察
(グリーンアジア国際戦略総合特区)

- 日程 平成 24 年 2 月 27 日 (月) ~ 28 日 (火)
- 視察先 福岡県北九州市、福岡市
- 行程案

2月27日(月)

- 11:15- 羽田空港発 (SFJ77 便)
- 13:05 北九州空港着
- 14:00-14:40 アジア低炭素化センター
- 14:50-15:20 東田スマートコミュニティ
・ 地域節電所
- 15:50-16:30 北九州エコタウン
・ 日本磁力選鉱(株)
- 17:00-17:30 ウォータープラザ
- 18:40 ホテルオークラ福岡着

2月28日(火)

- 7:30- 9:00 朝食・意見交換会* (ホテルオークラ福岡会議室)
- 9:10-9:50 箱崎ふ頭
・ RORO 船ターミナル
・ JR 貨物ターミナル
- 10:30-11:20 九州大学伊都キャンパス
・ 最先端有機光エレクトロニクス研究センター
・ 次世代燃料電池産学連携研究センター
- 12:10-12:40 昼食 (県庁会議室)
- 12:45-13:15 記者会見 (県庁会見室)
- 14:20- 福岡空港発 (ANA256 便)
- 15:55 羽田空港着

※総合特区協議会メンバーとの意見交換会。出席予定者は以下のとおり。

- ・ 小川 洋 福岡県知事
- ・ 北橋 健治 北九州市長
- ・ 高島 宗一郎 福岡市長
- ・ 松尾 新吾 (社)九州経済連合会会長
- ・ 末吉 紀雄 福岡商工会議所会頭
- ・ 利島 康司 北九州商工会議所会頭
- ・ 石原 進 福岡経済同友会代表幹事

規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果

目次

	頁
・「明日の安心と成長のための緊急経済対策」 (平成21年12月8日閣議決定)中の「6(1)①制度・規制改革」	… 1
・「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)	… 4
・「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」 (平成22年9月10日閣議決定)中の「日本を元気にする規制改革100」別表1及び2	… 20
・「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」 (平成22年10月8日閣議決定)中の「規制・制度改革」別表1及び2	… 33
・「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)	… 36
・「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日閣議決定)	… 58

<「評価」欄について>

・◎:措置済	…計176項目
・○:一部措置済	…計151項目
・×:未措置	…計 0項目
・—:「一部措置済」、「未措置」等の評価ができないもの	…計 6項目

(注)エネルギー分野については、現在各府省と調整中のため、網掛けとした。

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期				
○ 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革	(ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。	新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係省庁が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で、 ①契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とすること ②例外のない保育の保障の観点から市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとすること ③給付については保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため法定代理受領の仕組みとすること ④価格設定については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として算定すること等 が明記されたところ。 なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定) 「子ども・子育て新システム」は、社会保障と税の一体改革の中でも優先課題に位置付けられているところ、今後は、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行い、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。		○
(イ)イコールフットリングによる株式会社・NPOの参入促進 ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。		新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。	内閣府 文部科学省 厚生労働省	(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係省庁が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることとされ、指定制度の導入を実施することが明記されたところ。 なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定) 「子ども・子育て新システム」は、社会保障と税の一体改革の中でも優先課題に位置付けられているところ、今後は、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行い、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。		○

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期				
	<p>また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。</p>	<p>新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で ①施設整備費については、運営費に上乗せする仕組みとすること ②運営費の使途範囲については、こども園給付(仮称)等を提供するための費用とすることを基本としつつ、他会計への費用の繰入を認めること ③会計基準については、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること について、今後更に検討を行うことが明記されたところ。 なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。 (平成23年7月29日少子化社会対策会議決定) 「子ども・子育て新システム」は、社会保障と税の一体改革の中でも優先課題に位置付けられているところ。今後は、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行い、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。</p>		○
(ウ) 幼保一体化の推進	<p>上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。</p>	<p>新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>(内閣府、文部科学省、厚生労働省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で ①給付システムの一体化(こども園給付(仮称)の創設等) ②施設の一体化(総合施設(仮称)の創設) が明記されたところ。 なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。 (平成23年7月29日少子化社会対策会議決定) 「子ども・子育て新システム」は、社会保障と税の一体改革の中でも優先課題に位置付けられているところ。今後は、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行い、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。</p>		○

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
事項名	規制・制度改革の概要	実施時期				
○ 環境・エネルギー分野での制度・規制改革	(ア) 森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組の整備・路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・裁定のルール等)	早急に検討に着手し、22年度中に結論を得る。	農林水産省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-20を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)		
	(イ) 新エネルギー等の導入に資する規制改革要望への対応 ・工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当	太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る。	経済産業省	工場立地法では、特定工場の新増設の際に一定比率以上の環境施設(緑地を含む)を整備することを求めている。平成22年1月から平成22年3月にかけて開催された産業構造審議会工場立地法検討小委員会で検討した結果、緑地は、アメニティ効果や景観向上効果などの様々な効果を有することから、太陽光発電施設を緑地に加えることは適当ではないものの、緑地以外の環境施設に位置づけることが適当との結論に至った。同小委員会の検討結果を踏まえ、「工場立地法施行規則」(昭和49年3月29日、大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令 第1号)を改正し、太陽光発電施設を緑地以外の環境施設として位置づけた。(平成22年6月30日施行)		
	・地熱・工場廃熱の有効活用に向けた規制の見直し	工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否かに関し、年度内に速やかに結論を得る。地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできるだけ早期に開始する。	経済産業省	「工場等の未利用蒸気を活用する発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするか否か」に関しては、発電出力300kW未満かつ最高使用圧力が2メガパスカル未満等の汽力発電設備については、工事計画の届出及びボイラー・タービン主任技術者の選任を不要とするよう、「電気事業法施行規則」(平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号)を改正。平成23年3月14日に公布・施行済み。 「地熱等を活用するものについても安全性の技術的検討を年度内のできる限り早期に開始する。」とされた部分については、平成21年度中に技術的検討を開始し、平成22年度に調査を実施。その成果を踏まえ、媒体が不活性ガスかつ出力が300kW未満等のバイナリー発電設備について、ボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画の届出を不要とするように、現在技術基準等を平成23年度中に改正すべく作業中。	< 残された課題 > 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令等の改正作業。	

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期				
1. グリーンイノベーション分野							
①	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(小水力発電の導入円滑化)	一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。	平成22年度中措置	国土交通省	「河川法施行令の一部を改正する政令」(平成23年政令第8号)にて実施済み(平成23年3月1日施行)。		
		慣行水利権に従属する小水力発電に関する水利使用の許可申請手続きについて、①許可水利権に切り替えた上で、簡素化された申請手続きを行う、②慣行水利権はそのまま、通常の申請手続きを行う、のいずれかとする旨、河川管理者等関係者へ通知する。	平成22年度中措置	国土交通省	「従属発電等のための水利使用の許可手続きについて」(平成23年2月25日水政課長及び河川環境課長通知)にて、河川管理者等関係者に周知を実施済み。		
		水利権の許可に係る標準期間は、行政手続法の施行に伴う経過において、既に国土交通大臣が行うものにあつては10ヶ月、各地方整備局長が行うものにあつては5ヶ月を目安とする旨明示しているが、改めて通知する。当該期間を超過する場合には、これまでと同様に行政手続法に基づき申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置	国土交通省	「従属発電等のための水利使用の許可手続きについて」(平成23年2月25日水政課長及び河川環境課長通知)にて、河川管理者等関係者に周知を実施済み。		
②	土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電の導入円滑化	マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年度中措置	農林水産省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-5を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)		
③	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)	風力発電機の特徴を加味した評価基準の妥当性について、学識者、事業者等の意見を聞きながら検討を行う。	平成22年度中検討	国土交通省	平成22年度中に事業者、学識者より意見を聞き、現在得られている知見の中では現行の評価基準が妥当であるとの結論を得たため、現段階では見直しを行わないこととしたが、引き続き、事業者との間で協議を進めていく予定。		
		大臣認定に係る標準期間を明示するとともに、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。	平成22年度中措置	国土交通省	平成23年3月25日に、事務連絡「風力発電機の大規模認定の審査にかかる標準期間について」により、大臣認定に係る標準期間(実績)は約1カ月であること、当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示することを指定性能評価機関に周知したところ。		
④	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	建築基準法における太陽光発電設備に係る屋内的用途の取扱いについて、4m以下で屋内的用途が発生していないものについては、建築確認を不要としているところであるが、具体的な取扱いについて検討を行い、その結果を踏まえて、建築主事及び指定確認検査機関等に周知徹底する。	平成22年度中措置	国土交通省	平成23年3月25日に「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知、国住指第4936号)を发出し、土地に自立して設置する太陽光発電設備について、架台下の空間を屋内的用途に供しないなど、建築物に該当しないものとして扱う対象の要件等を明確化し建築基準法(以下「法」)第2条第35号に規定する特定行政庁及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。		
		4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討する。	平成22年度中検討、結論を待次第措置	国土交通省、経済産業省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-3を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)		

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期				
⑤a	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○地熱発電	温泉法における規制許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-4を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し) 閣議決定の内容について、平成22年8月23日に各都道府県あて文書により通知(「温泉法に基づく規制の許可の申請等に当たり既存温泉の所有者等の同意書を求める方式の取扱いについて」)するとともに、都道府県が出席する会議においても周知しており、措置済みである。 平成23年8月、地熱発電事業に係る自然環境影響検討会を立ち上げ、調査・検討に着手し、平成23年度中に影響軽減技術等を精査し、地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜規制について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知する。		
		規制の許可にあたって温泉事業者の同意書は許可条件となっていないこと及び、同意書を求める場合には、あくまで行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守するよう通知する。	平成22年度中措置				
		地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜規制について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手する。	平成23年度検討・結論、結論を得次第措置				
⑤b	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○風力発電	自然公園法施行規則第11条第11項について、「展望する場合は着しい妨」]「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。	平成22年度中措置	環境省	平成23年3月31日、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を策定し公表。 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13643		
⑤c	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等) ○共通	再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	平成22年度に再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査を実施して、風力発電及び地熱発電の設置に関連して地上の制約となる法令に関する情報等を収集し、開発不可地域を除外した「導入ポテンシャル」及び事業採算性を考慮した「シナリオ別導入可能量」を推計した。調査報告書を平成23年4月21日に、その地図情報を「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/resp/)として平成23年5月31日に、それぞれ環境省のウェブサイト公表した。平成23年度は、これらの成果を踏まえつつ、エネルギー資源量(庫存状況)と導入に関連する自然・社会条件をマップ化した。ゾーニング情報の整備を進めており、その成果は平成24年度の早い時期に公表する予定。 平成22年4月1日の改正自然公園法施行時において通知(「国立公園の許可、届出等の取扱要領」)を发出し周知済みであるが、平成22年10月1日にも再度周知を行った。		
		国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を提示する。	平成22年度中措置				
⑥	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和)	CO ₂ 排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽電池発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討を速やかに開始し、結論を得る。	平成22年度中に検討・結論	経済産業省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-5を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)		

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期			
⑦	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検	平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。	平成22年度中措置	経済産業省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-15を参照。「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)	
		例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。	例示基準策定後、速やかに措置	国土交通省	高圧ガス保安法に基づく許可により必要な安全性が確保され、騒音対策など、周辺市街地環境への配慮がなされた水素スタンドについて、建築基準法第48条に基づく例外許可にかかる技術的助言を発生した。(水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)) また、技術的助言を円滑に運用出来るように技術的助言発出以降、地方整備局、地方公共団体等に対する説明会や、建築行政会議等を通じて周知活動を継続的に行っているところ。	
		平成27年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁(経済産業省・国土交通省・消防庁)間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。	平成22年度中措置	経済省、経済産業省、国土交通省	(経済省、経済産業省、国土交通省) 関係省庁と連携して工程表(「規制の再点検に係る工程表 2015年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始に向けて、実施すべき事項」)を作成し、平成22年12月28日に公表した。現在、当該工程表に沿って、各項目ごとに検討等を行っているところ。	
⑧	スマートメータの普及促進に向けた屋外通信(PLC通信)規制の緩和	高速通信が可能となる2MHz~30MHzの周波数帯でのPLCの屋外利用について、事業者からの具体的な提案等を確認のうえ、無線システムへの影響等の検証・検討を速やかに開始し、結論を得る。	平成22年度検討開始、平成23年度中結論	経済省	PLCの屋外利用について、事業者からの提案等を確認のうえ、平成23年2月に情報通信審議会情報通信技術分科会電波利用環境委員会に高速電力線送受信設備作業班を設置し、平成23年度中に作業班としての結論を得ることを目標に、無線システムへの影響等の検証・検討を実施中。	
⑨	スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備	スマートメータの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る。	平成22年度中に検討・結論	経済産業省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-14を参照。「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)	
⑩	コーゼネレーションの普及拡大及び排熱の利用拡大に向けた道路法の運用改善(熱供給導管の埋設に係る道路占用許可の合理化)	熱供給専業法の規定に基づき道路に設けられる熱供給導管の道路占用許可については、建設省道政発第62号を改めて周知徹底する。また、熱供給専業法に定める熱供給導管以外の熱供給導管についても、温暖化ガスの排出削減を促進する観点から、道路法第32条第1項第2号に規定する占用許可対象物件に該当する旨を文書により周知する。	平成22年度中措置	国土交通省	熱供給導管の道路占用の取扱いについて、平成22年7月14日に各道路管理者へ事務連絡(「位置特定インフラ及び熱供給導管の道路占用の取扱いについて」)を発生し、周知したところ。	
⑪	国産木材の利用促進(「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入)	集成材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望については、科学的根拠に基づく安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論が得られるよう速やかに検討を開始する。	平成22年度以降検討、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論	農林水産省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-7を参照。「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)	

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期				
12	国産木材の利用促進(大規模木造建築物に関する構造規制の見直し)	耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	国土交通省	震災火災実験による木造3階建ての学校の検証等を実施中。平成23年度まで検討を行った上で、その結果に基づき、必要な規制の見直しを行うこととしている。		○
		現在、「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討が進められている。幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへの良質な成長環境を保障するという視点に立って検討を行う。	新たな制度の検討結果を踏まえてすみやかに検討・結論	内閣府 文部科学省 (厚生労働省)	(内閣府、文部科学省) 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がとりまとめられた。 また、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている規制根本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定)。 「子ども・子育て新システム」は、社会保障と税の一体改革の中でも優先課題に位置付けられているところ、今後は、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行い、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。 幼稚園の基準のあり方については、その検討結果も踏まえつつ、すべての子どもへ良質な成長環境を保障するという視点に立って検討を行う。		○
13	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の見直し	「建築基準法の見直し」に関する検討会における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	国土交通省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-8を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)		
14	木造耐火構造に関する性能評価試験(大臣認定申請用)の試験方法の一部見直し	外壁の屋外側に係る性能評価試験について、加熱終了後の一定時間の放熱を脱火状態とする方法が妥当かどうかについて再検証を行う。	平成22年度中措置	国土交通省	平成22年度中に、事業者、学識者より意見を聞き、再検証を実施したところ、現在得られている知見の中では、現行の耐火構造の性能評価試験の試験方法が妥当との結論を得たため、試験方法の見直しを行わないこととした。		◎
15	住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し	建築物について、措置の実効力を高める方策を盛り込んだ、新たな省エネ基準を策定する。	平成23年度中措置	経済産業省、 国土交通省	(経済産業省、国土交通省) 平成24年度中の施行に向けて、平成22年3月に経済産業省と国土交通省の共同で検討を開始し、これまでの設備毎の基準ではなく、建築物全体でのエネルギー消費量を総合化した基準を平成23年度中に策定すべく、技術的検討を進めているところ。		
16	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し	広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討する。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-6を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)		
		使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、検討を行う。	平成22年度中検討開始、結論を得次第措置		※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-6を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)		

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対地方方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対地方方針	実施時期				
(住宅・土地)							
①	容積率の緩和	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	国土交通省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-1を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)		
②	既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直し	既存不適格建築物の増築等に係る緩和措置について「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	国土交通省	既存不適格建築物の増築等の円滑化に向けた構造関係規定の合理化等について、平成23年5月1日に建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示(※)を施行したところ。(政令は平成23年3月30日公布、関連の告示は平成23年4月27日公布) ※: 鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第432号)、鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第433号)		◎
③	建築確認・審査手続きの簡素化	建築確認・審査手続きの簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	国土交通省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-2を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)		◎
		また、本年3月に公布された建築確認手続き等の運用改善を着実に施行する。	平成22年6月措置				
2. ライフインベーション分野							
①	保険外併用療養の範囲拡大	現在の先進医療制度よりも手続が柔軟かつ迅速な新たな仕組みを検討し、結論を得る。具体的には、例えば、再生医療等を含めた先進的な医療や、我が国では未承認又は適応外の医薬品を用いるもの海外では標準的治療として認められている療法、或いは、他に代替治療の存在しない重篤な患者に対する治療中又は臨床研究中の療法の一部について、一定の施設要件を満たす医療機関において実施する場合には、その安全性・有効性の評価を厚生労働省の外郭の機関で行うこと等について検討する。	平成22年度中に結論	厚生労働省	現行の先進医療制度の手続等の見直しについて、中央社会保険医療協議会において、その具体的な内容について平成22年10月から平成23年5月まで8回にわたって議論が行われ、結論を得た(平成23年5月18日「医療保険における革新的な医療技術の取扱いに関する考え方について(先進医療制度の手続、評価、運用の見直し)」)。 (結論の概要) ○「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において医療上の必要性が高いとされた医薬品について、新たに、海外の実績等から一定の安全性等が確認されている抗がん剤については、開発企業の公募中等、長期間治験が見込まれない場合に、これに係る技術を先進医療の対象とする。 ○先進医療の対象技術の申請において、国内における実績を満たさない場合であっても、申請された個々の技術や医療機関の特性に応じて、先進医療の実施を認める。 ○現行の先進医療専門家会議及び高度医療評価会議における審査の効率化、重点化を図ること等を目的として、両会議における審査の一つの会議において行う。		◎
②	再生医療の推進	臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする最適な制度的枠組みについて引き続き検討し、結論を得る。その際、細胞治療・再生医療の特性を考慮しつつ、製品の開発や承認審査をいかに効率的に進めるかという観点も視野に入れた検討を進める。	平成22年度中に結論	厚生労働省	平成22年度の「再生医療における制度的枠組みに関する検討会」において検討を行い、平成23年3月30日に、報告書(「再生・細胞医療に関する臨床研究から実用化への切れ目ない移行を可能とする制度的枠組みについて」)を取りまとめ、通知により周知を図った。		◎

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期					
③	ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消	未承認医療機器に対する薬事法の適用範囲を明確化させることで臨床研究・治験を早期に実施する環境を整備する。具体的には、医師主導の臨床研究については、「臨床研究に用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用に関する考え方」(平成22年3月)が示されているが、開発メーカー等が未承認の医薬品又は医療機器を複数の医師に提供して行うような臨床研究については、薬事法の適用範囲を明確にするQ&Aを作成し、周知する。	平成22年度中措置	厚生労働省	開発メーカー等が未承認の医薬品又は医療機器を複数の医師に提供して行うような臨床研究等について、薬事法の適用範囲を明確化する「臨床研究において用いられる未承認医療機器の提供等に係る薬事法の適用について」に関する質疑応答集(Q&A)について」を策定し、平成23年3月31日付けで医薬品医療機器等法(旧薬事法)第7号厚生労働省医薬食品局監視指導・審査対策課長通知を発出し、関係者に周知した。	○		
		(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)については、その審査体制の強化が、我が国のドラッグラグ、デバイスラグを解消する方策の1つとして指摘されていることを踏まえ、事業仕分け結果(平成22年4月27日)に基づき、その在り方について議論を求め、迅速かつ質の高い審査体制を構築する観点からその審査機能を強化する。	平成22年度中に結論		治験相談については、審査人員の増員によりその体制の整備のさらなる充実を図っているところ。 また、従来、品目数を限定して試行的に実施していた事前評価相談制度について、平成23年度より、本格的に、可能な範囲で品目数を限定することなく実施することとした。 さらに、優れたシーズを実用化につなげることができるよう、アカデミア・ベンチャー等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年度より開始することとした。		平成23年度より、可能な範囲で品目数を限定することなく事前評価制度を開始した。 また、左記の薬事戦略相談を平成23年7月1日より開始したところ。 さらに、平成24年度予算案(平成23年12月24日閣議決定)において、技術の進歩に対応する薬事承認審査・安全対策の向上に必要な経費を計上したところ。	○
		薬事の承認審査にかかる手続きの見直し、ベンチャー等の薬事戦略相談の創設等を検討する。	平成22年度中に結論		優れたシーズを実用化につなげることができるよう、ベンチャー・アカデミア等を対象とした医薬品・医療機器開発に関する相談に応じるための薬事戦略相談を、平成23年度より開始することとした。 ※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において、本閣議決定内容の一部の実施時期を前倒し。前倒し部分については、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-18を参照。		左記の薬事戦略相談を平成23年7月1日より開始したところ。	○
④	未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の明確化	他に代替治療の存在しない重篤な患者において、治験中の医薬品を一定の要件のもとで選択できるよう、コンパッション・ユース(人道的使用)の制度化について検討に着手する。	平成22年度検討開始	厚生労働省	いわゆるコンパッション・ユースについては、対象とする疾患の範囲や患者、医療関係者、製薬企業及び国の責任のあり方等、制度化に向けた課題の検討・整理を平成22年度より行っており、平成23年3月以降は、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会において検討いただいていたところであるが、平成24年1月24日に同検討部会の報告書(「薬事法等制度改正について」とりまとめ)が公表されたところ。	○		
		未承認の医療技術、医薬品、医療機器等に関する情報提供の適正な在り方について検討し、結論を得る。	平成22年度中に結論		製薬企業が「行つ医薬品適応外使用に係る情報提供等、未承認の情報提供については、厚生労働科学研究所「医薬品適正使用のための学術情報提供に係る規制方策に関する研究」の研究報告を適正な未承認医薬品等に関する情報提供の基本的な在り方として活用するよう周知する等の対応をとった(平成22年10月8日付通知「医薬品適応外使用に係る学術情報提供の指針作成について(依頼)」及び平成22年12月22日付通知「未承認の医療機器に関する適正な情報提供について(依頼)」)。		現在、左記研究報告を踏まえ、業界団体において、より明確化した指針を作成しているところである。	○
⑤	レセプト等医療データの利活用促進(痛病名統一、診療年月日記録など様式改善等)	レセプト情報を一元化したデータベースについて、医師会、保険者、大学や民間シンクタンク等の研究機関など幅広い第三者も利用できるよう利活用のルールを決定し周知する。	平成22年度中措置	厚生労働省	レセプト情報等の提供に関する有識者会議(※)の検討を踏まえてとりまとめた第三者へのデータ提供についてのガイドラインを平成23年3月31日に策定し、厚生労働省ホームページにおいて周知している。 (※平成23年11月30日時点で7回開催)	○		
		次期診療報酬改定(平成24年4月)に向けて、診療側、保険者、研究者等の関係者により、審査・支払の効率性に加えてデータの利活用の観点からも検討する場を設け、「ICD10コード」の採用を含めてレセプト様式(DPレセプト含む)の見直しを検討する。	平成23年度中に結論		「規制・制度改革に係る対応方針」を踏まえて、厚生労働省内で電子レセプトの様式変更について検討しているところ。今後、中央社会保険医療協議会等の場でレセプト様式の見直しについて議論をする予定である。		レセプト情報等の提供依頼について43件の申出があり、レセプト情報等の提供に関する有識者会議の審定を経て、提供依頼申出の承諾を正式に8件決定したところである。 今後、平成23年度から平成24年度までを試行期間と位置づけしていることから、この間における実績等を踏まえた上で、レセプト情報等の提供に関する有識者会議において、ガイドラインで定められた提供範囲等について見直しを行う事を検討している。	○
					平成23年11月11日の中央社会保険医療協議会において、平成24年4月診療分から請求する各点数の算定日を記録して請求するものとするなどについて改めて関係保険医療機関に周知することについて議論をし、了承を得たところ。	○		

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対地方方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	
番号	規制改革事項	対地方方針	実施時期				
⑥	ICTの活用促進(遠隔医療、特定健診保健指導)	遠隔医療が認められ得るべき要件及び処方せんの発行にかかる考え方を明確化する。	遠隔医療が認められ得るべき要件については平成22年度中措置、処方せんの発行にかかる考え方については平成23年度中に結論	厚生労働省	「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成23年3月31日付 医政発0331第5号)の通知を发出し、遠隔診療が認められるべき要件を明確化した。 処方せんの発行にかかる考え方については、現在関係機関、関係団体と引き続き検討を行っているところである。		○
		診療報酬上の手当てについては、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得る。	診療報酬改定のタイミングで随時		安全性・有効性のエビデンスが得られた遠隔医療については、順次、診療報酬の手当てについて診療報酬の改定に向けて検討をする。		-
		特定健診に基づく保健指導におけるICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。	平成23年度中に結論		対面による通常の保健指導と比較した遠隔保健指導の効果を検証しているところであり、平成23年度においても引き続き、厚生労働科学研究費補助金による研究(多様なニーズに対応するための新たな保健指導方法の開発に関する研究)により検証を行っているところ。		○
⑦	救急患者の搬送・受入態勢の見える化	救急搬送及び医療機関における受入体制を強化するためには、改正消防法により地域における救急搬送・受入状況を踏まえて実施基準を策定することとされている都道府県が、実施基準を実効的なものとする上で必要な情報について消防機関の保有する救急搬送のデータと医療機関が保有する予後のデータをリンクさせて総合的に調査・分析することが重要であり、都道府県におけるこれらの取組を促進させるための方策について総務省と厚生労働省で検討を進める。	平成22年度検討開始	総務省、 厚生労働省	(総務省) ○平成23年11月末現在で46都道府県が改正消防法に基づく実施基準を策定しており、年内には全ての都道府県が策定する予定。 ○実施基準を実効的なものとし、救急搬送及び医療機関における受入体制を強化するために、厚生労働省と協力し、全国の実施状況を調査し、情報提供を行うなど改善のためのフォローアップを行っている。 ○併せて、消防機関の保有する救急搬送データと医療機関が保有する予後データの総合的な調査・分析の取組状況について、全国の都道府県における実態調査を行っている。 ○今後、実態調査の結果が取りまとめ次第、詳細な分析を行う予定。 (厚生労働省) 平成22年度厚生労働科学研究費補助金により、救急搬送データと医療情報であるDPCデータを統合する手法について研究をし、四研究において、一部の地域で試行的に実施したところである。 また、平成23年度及び平成24年度予算(案)において調査経費を計上し、消防法改正により都道府県に義務づけられた実施基準に基づいて受入れを行った医療機関等について、都道府県による実態調査を行う予定。		○
⑧	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等 一 医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人の他に、必要に応じて同行者にも発給の便宜を図る。	平成22年度中措置	外務省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-17または別表2-15を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)		
		医師の臨床研修制度の活用を促進するため、手続の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るなど、制度・運用を見直す。また、国内での診療について、臨床研修目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めるための制度改正を行う。	平成22年度中検討、結論	厚生労働省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-25を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)		
		看護師の臨床研修制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図るなど、制度・運用を見直す。	平成22年度中検討、結論		※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-25を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し)		

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期				
⑨	EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者への配慮(受験回数、試験問題の漢字へのルビ等)	看護師国家試験及び介護福祉士試験において使用されている難解な用語の取扱いについて、平易な日本語に置き換えても現場に混乱を来さないものについて用語の置き換えや漢字へのルビ記載ができないかなど、試験委員会において検討を行い、試験問題作成に反映。	平成22年度中措置	法務省、外務省、厚生労働省	(厚生労働省) 看護: 第100回看護師国家試験(平成23年2月20日実施)において、「看護師国家試験における用語に関する有識者検討チームとりまとめ」(平成22年8月24日公表)に基づき、試験の質を担保した上で、日本語を母国語としない看護師候補者にとっても、わかりやすい文章となるよう問題作成し、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。 介護: 第23回介護福祉士国家試験(平成23年1月30日実施)において、介護福祉士国家試験委員会による検討の結果に基づき、利用者の安全確保や関係職種との連携に支障が生じないかを考慮した上で、難解な漢字へのふりがな付記や疾病名への英語併記等の対応を図った。		◎
		受験機会の拡大については、今後の検討課題とする。	逐次検討	(法務省) 実施済み	(厚生労働省) 「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」(平成23年3月11日閣議決定)において、平成20年度及び平成21年度に来日した看護師・介護福祉士候補者については、一定の条件の下に、滞在期間の1年延長を認めることを決定したところ。 また、「経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」(平成23年6月20日人の移動に関する検討グループ決定)において、介護福祉士国家試験の複数回の受験機会の提供等については、介護福祉士制度やそれらの国家試験制度の根本的な変更を惹起するものであることから、その適否について、当該制度の趣旨や利用者等への影響、実現可能性等も踏まえつつ、検討を行うこととしている。		○
		既に就労・研修を行っている看護師候補者及び介護福祉士候補者に対する日本語習得支援策の更なる充実。	平成22年度中措置	(外務省及び経済産業省) 平成23年来日した候補者については、既存予算を活用し、238名(フィリピン134名、インドネシア104名)を対象に、平成23年2月から3か月間、追加的に現地で訪日前日本語研修を実施した。平成24年来日予定の候補者については、各国最大200名の応募予定者を対象に追加的に現地で6か月間日本語研修を行うべく、「元気な日本復活特別特」要望における国際交流基金の海外日本語教育拡充の一環として平成23年度予算計上(4.5億円)インドネシアは200名を対象に平成23年10月から6か月間の研修実施中。また、フィリピンは平成24年1月から3か月間の研修を実施予定。平成24年度予算案には、両省が訪日前日本語研修(国際交流基金運営費交付金)及び訪日後日本語研修(日本再生重点化措置)の必要経費を計上している。 (厚生労働省) 看護: 平成22年度において、受入れ施設における日本語学習及び研修指導に対する経費の支援のほか、国家試験受験に向けた学習支援(eラーニング学習システムの提供、模擬試験及び集合研修の実施、日本語及び看護専門家の巡回訪問による対面での学習指導等)を実施した。平成23年度においても、同様の支援を実施している。 介護: 日本語習得支援、集合研修、教材配布等を平成22年度予算で措置したほか、平成23年度予算においてはそれらに加え、受入れ施設における候補者の継続的な学習を支援するため、介護福祉士として必要な専門知識や技術等を学ぶ集合研修等を措置した。		◎	
⑩	ワクチン政策の見直し	予防接種法の抜本的な見直しの中で、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方について検討する。	平成22年度検討開始	厚生労働省	・厚生科学審議会予防接種部会(平成21年12月設置)において、予防接種の目的や基本的な考え方、予防接種に関して評価・検討する組織の設置及びワクチンの費用負担の在り方等について、議論を行っている。 ※現在19回開催済み(直近では、平成23年11月7日に開催した。第18回(同年9月29日)においては、厚生省より予防接種制度の見直しの方向性についての検討案を提出した。) ・引き続き、予防接種部会において議論を深め、ワクチン政策の適切な推進を図る。		◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期				
⑪	医行為の範囲の明確化(診療看護師資格の新設)	「特定看護師(仮称)」制度化に向けたモデル事業を早急に進めるとともに、特定看護師の業務範囲、自律的な判断が可能な範囲等について並行して検討する。	平成22年度中検討開始、平成24年度中に結論	厚生労働省	平成22年3月18日に「チーム医療の推進に関する検討会」において取りまとめられた報告書(「チーム医療の推進について」)を受けて、平成22年5月12日に「チーム医療推進会議」を設置し、特定看護師(仮称)の業務範囲や教育・研修の内容について検討を行っている。 平成23年度は、平成22年度に引き継ぎ、養成現場における試行事業を実施するとともに、平成22年度の養成課程の修了者における業務の実施状況等について情報収集するための試行事業(平成23年度予算(元氣な日本復活特別枠)「チーム医療実証事業」)も実施したところ。今後、「チーム医療推進会議」における議論等を踏まえ、検討を進めてまいります。		○
⑫	医行為の範囲の明確化(介護職による療の吸引、胃ろう処置の解禁等)	医療安全が確保されるような一定の条件下で特別養護老人ホームの介護職員に実施が許容された医行為を、広く介護施設等において、一定の知識・技術を修得した介護職員に解禁する方向で検討する。また、介護職員が実施可能な行為の拡大についても併せて検討する。	平成22年度中検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立を受けて、省令を改正し、たんの吸引等の業務を行う事業所の登録基準や、研修機関の登録基準を定めているところ。今後は、制度の施行(平成24年4月1日施行)に向けて、必要な準備を行ってまいります。 医療行為の範囲の拡大については、たんの吸引等の施行状況や関係者による議論等を踏まえながら、今後、検討をするべきであると考えます。		○
		リハビリなど医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理する。	平成22年度中措置		「チーム医療推進会議」等における議論を踏まえ、医行為か否かが不明確な行為について、必要に応じ、検討・整理することとしている。		◎
⑬	特別養護老人ホームへの民間参入拡大(運営主体規制の見直し)	特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る。	平成22年度中検討・結論、結論を踏まえ対応に着手	厚生労働省	平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、平成22年6月18日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対応方針」を踏まえ、社会医療法人に限り特別養護老人ホームの設置を可能とする旨の条項が盛り込まれていたところであるが、国会修正により当該条項が削除された。		◎
		また、特別養護老人ホームの運営について、利益追求・利益処分のある在り方、措置入所の在り方や、基幹となる税制の在り方・廃業の際の残余財産の処分等の在り方に関連し、特別養護老人ホームを社会福祉法人が担っていることの意義や役割、社会福祉法人以外の既存の法人形態を含め、社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つ法人の参入を可能とすることの是非について検討する。	平成22年度中検討開始			第28回社会保障審議会介護保険部会(平成22年7月30日)において、議論・検討が行われたところ。	
⑭	介護施設等の設置規制を後押ししている参酌標準の撤廃	参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)から、各都道府県が地域の実情に応じて策定可能とする。	平成22年度中検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-2を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を斟酌し)		
⑮	訪問介護サービスにおける人員・設備に関する基準の緩和(サービス提供責任者の配置基準)	平成21年4月からの基準緩和と施行後の状況を検証するとともに、モデル事業の実施結果も踏まえて、IT活用状況や事務補助員等による支援によって管理可能な範囲を明確化し、次期介護報酬改定(平成24年4月)に向けて、サービス提供責任者の配置基準の緩和が可能な範囲について検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	厚生労働省 経済産業省	(厚生労働省、経済産業省) 経済産業省予算において、介護サービスにおける、バックオフィス部分(報酬請求事務、リソース管理)の効率化等について調査事業を実施中であり、当該調査事業の結果を踏まえ、次期介護報酬改定(平成24年4月)に向けて検討し、結論を得る。1月末に開催予定の社会保障審議会介護給付費分科会において検討結果の結論がでる見込み。		○
⑯	高齢者用パーソナルモビリティの公道での使用	国内メーカーの開発動向、利用者のニーズ等を踏まえ、また、特区での実証実験結果を検証しつつ、対応の要否について検討を開始する。	平成22年度検討開始	警察庁、国土交通省	(警察庁、国土交通省) 平成23年1月21日の閣議決定(「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」)により構造改革特別区域基本方針の一部が変更され、搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業が定められたことから、平成23年3月に「内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件」(平成23年内閣府告示第12号、平成23年3月25日施行。)及び「国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」(平成23年国土交通省令第14号、平成23年3月22日施行。)を制定するなど、警察庁と国土交通省で連携しつつ、実証実験を行うに当たり必要な措置を講じた。		◎

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期				
3. 農業分野							
①	農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の要なる緩和	改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	改正農地法施行後の農業生産法人の参入状況や企業の出資状況、参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等を把握するための実態調査の準備に着手している。		○
②	農業振興地域の整備に関する法律の見直し<農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止の検討>	地方公共団体が行う計画の達成状況の定期的な検証を農林水産省は適宜確認し、その中で不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	逐次実施	農林水産省	市町村が農業振興地域の整備に関する法律施行規則(以下「農振法施行規則」という。)第4条の4第1項第27号の規定に基づき策定する計画については、農用地区域からの除外の厳格化を図る観点から、 ① 同計画に定める施設を農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限定すること ② 同計画に定める施設が農業振興地域の特性に応じた農業の振興が図られているか否かについて定期的に検証すること等の新たな要件を、農振法施行規則の一部を改正する省令(平成21年12月15日施行)により定めたところである。 市町村が行う定期的な検証に係る農林水産省による確認については、当該検証の実施状況を踏まえ平成23年度以降行っていく予定である。	市町村が行う定期的な検証は、平成23年度から開始されているものもあり、当該検証の実施状況を踏まえ、可能なものから、検証内容について確認していく予定である。	○
③	農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)	優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	農業委員会の活動状況に対する評価を把握するための実態調査の準備に着手している。 なお、農業委員会の活動の実効性を上げる観点から、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)に基づき、各農業委員会に詳細な議事録の作製・公表、活動の点検評価、活動計画の策定・公表を行わせるとともに、その取組が徹底されるよう、「農業委員会の活動状況の予算配分への反映について」(平成23年10月12日付け23経営第1970号農地政策課長通知)を发出し、各農業委員会の取組状況を確認した上で、その結果を平成24年度予算の配分に反映することとしている。		○
④	農地の賃借の許可の迅速化	意欲ある多様な農業者の参入促進、優良農地の保全と有効利用の観点から、農作業のタイミングを逃さないよう、標準処理日数等の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等により、農地法の許可一般について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底する。	平成22年度中措置	農林水産省	「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知)を平成22年12月に改正し、標準処理期間の短縮及び公表、総会の弾力的な開催等農地法第3条の許可について、農業委員会の手続きが迅速に行われるよう指導を徹底した。	左記の通知を发出後、標準処理期間の公表状況や設定日数等についての調査を行い、取組が不十分な農業委員会に対して追加指導を実施した。その結果、平成22年6月末と平成23年7月末を比較して、標準処理期間の設定日数が約1日短縮(27.8日→27.1日)されるとともに、標準処理期間を公表している農業委員会数が349から1589に増加した。	◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対応方針				
⑤	農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し	<p>独占法のすべての適用除外について、公正取引委員会が検証する中で、農協等に対する独占法の適用除外についても、農業の健全な発展が阻害されるおそれがないか、公正取引委員会は農林水産省と連携して、実態の把握と検証を早急に開始し、結論を得る。なお、その際、通合会や1農1農協となるようなケースについても、同様に実態把握・検証を行う。</p>	平成22年度中検討・結論	<p>公正取引委員会、農林水産省</p> <p>(公正取引委員会) 公正取引委員会は、農林水産省と連携して、農業協同組合等の農畜産物の販売事業及び生産資材の購買事業の取引実態についてヒアリングを行うなど、実態の把握と検証を実施した。その結果、農業者は依然として大企業に依って競争し又は大企業と対等に取引を行うことのできる状況にはないこと、農業者や単位組合は農畜産物販売及び生産資材購入について自らの判断で取引先を選択できること、適用除外制度があるために規制できない農業協同組合等の問題行為は特認認められなかったこと等から、平成23年4月までに、当該検証の結果としては、適用除外制度を直ちに廃止する必要はないとの結論に至った。 ただし、農業分野において競争政策上の問題が生じないようにするため、農林水産省に対し、行政指導等により農業分野における事業者の公正かつ自由な競争を制限又は阻害すること等のないよう適正な対応を要請した。</p> <p>(農林水産省) 農林水産省は、公正取引委員会と連携し、農業の健全な発展が阻害されているおそれがないかという観点から、平成22年度中に実態の把握と検証を実施し、公正取引委員会は、農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外制度を直ちに廃止する必要はないとの結論に至っている。</p> <p>また、農林水産省は、公正取引委員会からの指摘を受けて、「品目別生産コスト削減戦略」を修正し、コスト削減の取組としての農協系統の取扱商品の例示をより一般的なものとした。</p>		◎
		<p>現行でも独占法の適用除外とはならない農業協同組合等による不正な取引方法などについて、公正取引委員会及び農林水産省において、更なる啓発普及活動により、その未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会において、適切かつ迅速に対処すべきである。</p>	遅次実施	<p>(公正取引委員会) 公正取引委員会は、従来から、農業協同組合等による独占禁止法違反行為に適切かつ迅速に対処しているところである。平成22年7月14日には、農業協同組合の組合員で構成される生産出荷組合に対して、独占禁止法第8条第4号(平成22年改正前の第8条第1項第4号)に違反するおそれがあるものとして警告を行った。 また、従来から、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」に係る説明会等を開催するなどして、農業協同組合等による不正な取引方法などの未然防止のための説明等を行っているところ、前記事件等を踏まえ、委員や幹部職員による全国各地における有識者との懇談会での説明を行っているほか、農業分野における独占禁止法遵守徹底のための関係者への講演・適切な対応要請(農林水産省との連携による「平成23年度農協指導・一斉調査担当者会議」(8月10日)及び各地方農政局ブロック会議(10月17日以降計8件)並びに商系事業者団体への説明(10月5日以降計11件))を行うなどの啓発普及措置を講じた。</p> <p>(農林水産省) 農林水産省は、公正取引委員会と連携して、地方農政局及び都道府県並びに農協系統組織に対し、農業分野における独占禁止法上及び競争政策上の留意事項の周知徹底を図るとともに、行政指導等により農業分野における事業者の公正な競争を制限又は阻害すること等のないよう適正な対応を要請することにより、啓発普及措置を講じた(「平成23年度都道府県農協指導担当者会議(平成23年8月10日)及び各地方農政局ブロック会議(平成23年10月～11月計8か所)」)。</p>		○

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期				
⑥	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施	農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。具体的には、農協に対する金融庁(財務局)の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。	平成22年度中検討・結論	金融庁、農林水産省	(金融庁、農林水産省) 金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための「農業協同組合法で定める要請検査の実施に係る基準・指針」を策定し、公表した(平成23年5月13日)。また、金融庁(財務局)の検査体制の整備に関しては、当該検査に対応するため平成23年度に財務局定員が増員された。 農林水産省においても、金融庁及び都道府県と連携して検査を行うため平成23年度に検査官が増員された。 平成23年度より、同基準・指針に基づき、金融庁の検査ノウハウも活用しつつ、貯金者保護及び組織の適正なガバナンス確保の観点から、農協検査の実効性を高めた。		◎
		併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。	平成22年度中措置				
⑦	農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消	組合員資格の確認を行い、確認時に違反状態が判明すれば、早急に適正化を図る。	1年に1回以上実施	農林水産省	農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)を一部改正(平成23年4月1日公布)し、業務報告書に「組合員資格確認日」と「組合員資格確認方法」の欄を追加した。また、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知」を策定し、1年に1回以上組合員資格を定期的に確認し、資格を満たさない者については資格変更手続等を行うことを求めるなど監督手法を規定した。	省令改正と指針策定により対応し、平成23年8月10日に開催された都道府県農協指導担当者会議にて周知したところであるが、さらに、平成23年10月から11月にかけて開催されたブロック会議にて、都道府県担当者に加え、都道府県農協中央会等の担当者に対しても周知した。	◎
		土地持ち非農家を正組合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、当該土地持ち非農家を正組合員として留めておくことの必要性について、個々に検証を行う。	逐次実施				
⑧	新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立等に係る「農協中央協議」条項)	農協の効率的な再編整備に配慮しつつ、地区重複農協設立等にかかる中央協議条項を廃止の方向で見直す。	平成22年度中検討・結論	農林水産省	廃止の方針を決定しているが、法律改正事項であることから、改正の時期等を検討している。なお、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知」において、「規制・制度改革に係る対応方針」を踏まえ、地区重複農協設立の認可に際しては「あくまで最終的な判断は行政庁が下すことに留意する必要がある」旨を規定した。		◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期			
⑨	農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止	政治的中立が確保された運営が行われるよう、コンプライアンスの確保に向けた指導を徹底する。	平成22年度中措置	農林水産省	農業共済組合連合会及び農業共済組合を所管する都道府県に対し、平成22年1月に「農業共済団体における政治的中立性の確保について」(平成22年1月15日付け21経第5390号経営局長通知)を发出しており、両通知の趣旨が徹底されるよう国主催の会議(平成22年4月15日、平成23年5月20日)等を通じて、農業共済団体を指導している。 また、全国土地改良事業団体連合会に対し、平成22年1月15日に「土地改良区等における政治的中立性の確保について」(平成22年1月15日付け21農第1733号農林水産省農村振興局長通知)の通知を发出し、両連合会に適切な対応を求めるとともに、会員たる都道府県土地改良事業団体連合会及び土地改良区等に同通知を周知したところ。	◎
⑩	農業共済の見直し(コメ・麦に係る強制加入制の見直し)	保険得率面を確保して危険分散を図る観点、農業者の選択権を拡大する観点等の要諦も踏まえ、戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて農業共済制度のあり方を検討し、結論を得る。	戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	農業共済制度については、平成22年度予算編成の際に行われた4大臣合意において、戸別所得補償制度の本格実施に併せて、共済制度のあり方を抜本的に見直すこととされており、戸別所得補償制度の法制化を前提として、検討を行うこととしている。	-
⑪	地肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正(告示の改正)	家庭排せつ物を農家が使いやすく、流通しやすくさせるため、牛ふん、豚ふん、食品残渣を化成肥料の原料に加える方向で普通肥料の公定規格の見直しを行い、結論を得る。	平成22年度中目途に結論	農林水産省	たい肥(牛ふん、豚ふん、食品残渣)を化成肥料の原料として使用する際の安全性について、「食品健康影響評価」について(回答)「(平成23年5月12日付け府食第380号)において食品安全委員会から「食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当する」とされ、適切に施用される限りにおいて、食品を通じて人の健康に影響を及ぼす可能性は無視できると結論づけられたところ。現在、告示の改正に向け、所要の手続きを行っている。	◎
⑫	市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和(地域再生・六次産業化)	市街化調整区域の直売所の面積用途制限について、開発審査会ごとの市街化調整区域内の直売所の取り扱い状況、成功事例などを調査する。また、開発許可制度の運用について、農業振興及び市街化の抑制を両立させる観点から、必要な考え方を示したガイドラインの作成に着手する。	平成22年度中着手	国土交通省	ガイドラインとして「市街化調整区域における農産物直売所の開発行為に係る開発許可の取扱いについて(技術的助言)」(平成23年5月25日付け国都開第3号)を各開発許可権者あてに发出し、国の考え方(技術的助言)と、各開発許可権者の運用状況を示した。	◎
⑬	農地法の規制緩和について<農業振興目的(体験型農業施設駐車場等)での転用規制の緩和>	農林水産省は、昨年12月に施行された改正農地法の施行状況等を踏まえ、農業振興及び農地の保全を両立させる観点から、農業振興目的での農地転用について不適切な事例が判明すれば、制度の見直しも含めて早急に検討に着手し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	逐次実施	農林水産省	「農地法関係事務処理要領」(平成21年12月11日付け21経第4608号・21農第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)第4の8の(1)の規定に基づき、都道府県知事等が行う2ヘクタール以下の農地転用許可事務の実態について、国の担当者が各都道府県に出向き、農地転用許可に係る決裁書類を閲覧する調査方法により、平成22年度に引き続き、平成23年度においても実施中である。	○
⑭	畜産の新規事業実施について<地元の協力の要件の明確化>	畜産(養豚所等)の新規事業を立ち上げる際の補助事業(強い農業づくり交付金)について、強い農業づくり交付金実施要領に事業採択を行う都道府県知事や市町村長など地域を所管する行政当局と事業の実施者が周辺住民との調整を必要とする範囲等を協議し調整することに規定を追加し手続きの明確化を図る。	平成23年度中措置	農林水産省	強い農業づくり交付金実施要領の平成23年度予算に係る改正において、左記の対応方針で示された手続きを明確にしたところであり、その旨を都道府県に対して周知するよう、地方農政局等に指示したところ。(強い農業づくり交付金実施要領の制定について)平成17年4月1日付け16生第8262号大臣官房国際部長・総合食料局長・生産局長・経営局長通知(平成23年4月1日改正)	◎
⑮	食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等)	食用油の原料原産地表示の義務化について、生産者・販売者の負担にも配慮しながら、消費者の意見を広く聴きつつ、表示基準の改正の検討を進め、結論を得る。	平成22年度検討開始	消費者庁	食用植物油の原料原産地の義務化に関する検討のため、その原材料の主要産地や輸入量等の流通状況について消費者委員会食品表示部会に報告を行った(平成22年7月21日)、原料原産地表示全体については、消費者庁の食品表示一元化検討会の中で、消費者・学識経験者・事業者の委員によって、義務化の是非について議論しているところ。	○

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期				
⑩	米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方について「一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に」>	米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことができれば、表示を可能とするよう、消費者などの意見を広く聴きつつ、検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始・できる限り早期に結論	消費者庁、農林水産省	(消費者庁) 平成22年10月から玄米及び精米品質表示基準の見直しを開始し、平成23年7月1日に農産物検査の有無にかかわらず都道府県名等の表示ができるよう玄米及び精米品質表示基準を改正した。産年・品種については、農産物検査法に基づく証明以外の証明方法に関する実態調査を実施するなど、引き続き検討を行っている。		○
		登録検査機関が、検査を依頼された米について、販路に関わりなく、速やかに検査を行うよう、指導・監督を徹底する。	平成22年度上期措置				
4. その他分野							
(物流)							
①	輸出通関における保税搬入原則の見直し	貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。 関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう検討する。 保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、一層の迅速通関につながるよう、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改定・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。	平成22年度検討・結論	財務省	※「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」別表1-22または別表2-26を参照。(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において実施時期を前倒し等)		
		内航海運暫定措置事業の廃止	国土交通省において、日本内航海運組合総連合会と協議の上、毎年度、内航海運暫定措置事業の解消までの資金管理計画を作成・公表する。				
②		また、船舶の新規参入・代替建達の障害を取り除くべく、当該事業の早期解消に向けた方策について検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論				◎
③	外航海運に関する独占禁止法適用除外制度の見直し	国土交通省は、荷主の利益、日本経済への影響、諸外国の外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析、検証し、我が国の同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。	平成22年度検討	国土交通省	公正取引委員会と協議した結果、以下のとおり結論を得た。 左記の視点を分析、検証した結果、わが国の外航海運に関する独占禁止法適用除外制度は維持する。 なお、国土交通省は、同制度に係る今後の諸外国の動き、荷主の利益、日本経済への影響等を踏まえ、同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、平成27年度に再度検討を行う。(平成23年6月17日国土交通省ホームページ上にて公表)	同型・協定と荷主との間で、双方に有益で効果的な対話・協議が実施されるよう環境を整備するため、オープン参加方式の「コンテナ貿易フォーラム」を開催(毎年1回程度開催予定、平成23年は12月20日)。同制度の適切な運用を促進。	◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期				
(金融)							
①	特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲の拡大	特定融資枠契約(コミットメントライン)に関する借り手側の理解度・ニーズについて、借り手側の属性(事業者・規模等)別に当該借り手側を代表する団体及び借り手側の業種等を所管する省庁からヒアリング等を実施するとともに、併せて貸し手側からもヒアリングを実施し、その結果を踏まえ検討の上、結論を得る。	平成22年度調査・検討・結論	金融庁、法務省	(金融庁、法務省)コミットメントラインの借主の範囲を大企業等以外にも拡大する「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(平成23年5月17日)・公布(平成23年5月25日)。 平成24年4月1日施行予定。		◎
②	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(NPO/バンクを通じたNPO等の資金調達円滑化)	新しい公共」を担うNPO等の資金調達を円滑化するために以下の措置を行う。 ①いわゆるNPO/バンクが行う生活困窮者向けの貸付け及び特定非営利活動(特定非営利活動促進法第二条第一項)として行われる貸付けについては、一定の条件の下に、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除し、総量規制の適用除外とする。 ②一定の条件を満たすNPO/バンクについては、代替的な体制整備を要件に貸付業務経験者確保義務を免除する。	平成22年度措置	金融庁	「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第32号)において、 ①一定の条件を満たす貸付けを行う者として届出をしたNPO/バンクの当該貸付けについては、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除、総量規制の適用を除外 ②一定の条件を満たすNPO/バンクについては、代替的な体制整備を要件として、初回の登録については、貸付業務経験者確保義務を免除 (平成22年6月18日施行)		◎
③	「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(いわゆる信用生活協の業務範囲等に関する規制緩和)	一定の条件を満たす貸付事業を行う地域生協について、県域規制を緩和することとし、省令改正を行う。	平成22年度措置	厚生労働省	平成22年5月21日付けで省令(消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令)を改正し、一定の条件を満たす貸付事業を行う地域生協について、県域規制を緩和した。		◎
④	金融商品取引法による四半期報告の簡素化	四半期報告書の記載事項の簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	四半期キャッシュ・フロー計算書を第2四半期のみ義務化し、第1・3四半期は任意とする等の簡素化のため、四半期連結財務諸表規則等を改正(平成23年3月31日施行)。(企業会計基準委員会(ASBJ)は、平成23年3月25日に四半期財務諸表に関する会計基準等を改正)		◎
(その他)							
①	石油備蓄等における特定屋外貯蔵タンクに係る開放検査の合理化	容量1万L以上の新法タンクについて、連続振厚測定により、腐食の進行をより正確に把握した上で、タンクの開放検査周期の延長を検討し、結論を得る。 また、その成果を踏まえ、専門的知見を有する者との情報交換・連携に努めながら、特定屋外貯蔵タンクに係る保安検査の開放周期の在り方について総合的に検討する。	平成22年度中検討・結論 平成22年度中検討開始	総務省	「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第13号)により、連続振厚測定を実施したタンクの開放周期の延長について制度化した。 (平成23年4月1日施行) 平成22年度に実施した「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」において、旧法タンクの保安検査周期の課題について議論されたところ。(平成22年12月)さらに、「旧法屋外タンク貯蔵所の保安検査のあり方に関する調査検討会」を平成23年5月13日に発足し、旧法タンクの保安検査周期の課題のうち、基礎地盤の堅固さについて調査検討を進めているところ。	<進んだ取組> 危険物規制事務担当者会議(平成23年3月開催)において、地方公共団体の担当者に対して制度改正概要を周知したところ。今後様々な機会を捉えたらえて制度改正概要を周知していく予定。	
②	PFIの拡大に向けた制度改善	PFI事業において、民間の創意工夫やノウハウを十分に活用するため、PFI制度の中に、多段階選抜・競争的対話を明確に位置付けることについて、PFI法の法改正を含め検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣府	多段階選抜・競争的対話方式については、平成22年度から検討を開始したが、改正法や会計制度との整合性を図りつつ、公共工事の入札制度の改善の取組と歩調をあわせ、運用につき検討を進めている。	平成23年11月30日のPFI法改正法全面施行に合わせた検討を進めているところ。	○

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る対応方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制改革事項	対応方針	実施時期				
③	高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入	第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとしている。現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度の導入について検討し、結論を得る。	平成22年度中検討・結論	法務省、厚生労働省	<p>(法務省) ポイント制については経産省、厚生省等と検討を行い、平成23年12月28日に検討結果を公表したところ。(報道発表資料: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00020.html)</p> <p>(厚生労働省) 法務省において、ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度の導入に向け、当省を含む関係省庁と調整を行っているところ。</p>	<p>(法務省) できるだけ早期に本制度を開始できるよう、近日中に法務省告示案に関するパブリックコメントを実施し、その後所要の手続きを経て公布する予定。</p>	◎
		また、現行の基準では学歴や職歴等で要件が満たせず就業可能な在留資格が付与されない高度外国人材についても、ポイント制を活用することなどにより要件を見直し、就業可能な在留資格が付与できる制度の導入について、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度中結論				

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期					
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項								
<都市再生・住宅>								
1	容積率の緩和	環境負荷の低減、高齢社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、地区外の環境保全など幅広い環境負荷措置を評価した容積率の緩和、老朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的施策について早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度検討・結論・措置	国土交通省	「地区外の環境保全など幅広い環境負荷措置を評価した容積率の緩和」に対して、都市再生特別地区の運用改善として都市計画運用指針を改正(平成22年9月15日都市・地域整備局長通知)。 ・老朽化したオフィス等の建築物が集中している地区に特徴的な1,000㎡程度の街区において合理的な設計のもと一定の高度利用が可能となるように総合設計の基準を見直し技術的助言を发出した。(建築基準法第59条の2の規定の運用について(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)) また、技術的助言を円滑に運用出来るように技術的助言发出以降、地方整備局、地方公共団体等に対する説明会や、建築行政会議等を通じて周知活動を継続的に進めているところ。		◎	
2	建築確認申請・申請手続の迅速化	建築確認・審査手続の簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省	「建築基準法の見直しに関する検討会」(平成22年3月～10月)における議論等を踏まえ、平成23年3月25日に建築確認・審査手続き等の合理化を内容とする建築確認手続き等の運用改善(第二弾)をとりまとめて公表したところであり、平成23年5月1日に当該運用改善に係る政省令・告示(建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)、建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成23年国土交通省令第37号)等)を施行したところ。(政令は平成23年3月30日公布、省令・告示は平成23年4月27日公布)		◎	
<環境・エネルギー>								
3	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(大規模太陽光発電設備に係る建築基準確認申請の不要化)	4mを超える太陽光発電設備の建築基準法の取扱いについては、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に平成22年度中に措置	経済産業省 国土交通省	(経済産業省) 国土交通省において、「建築基準法施行令」を改正し、4mを超える太陽光発電設備については、建築基準法の工作物の対象外となった。それに伴い、「電気設備の技術基準の解釈」の関係部分を改正済み(平成23年7月1日改正、平成23年10月1日から適用)。 (国土交通省) 平成23年10月1日に建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示を施行し、建築物に該当しない太陽光発電設備については、他法令の規制を受けることをもって建築基準法の規制の対象となる工作物から除いたところ。(政令は平成23年3月30日公布、告示は平成23年9月30日公布)			
4	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化等)	地熱発電を推進するため、温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう平成23年度中を目途に通知する。	平成22年度中検討開始・平成23年度中を目途に結論・措置	環境省	平成23年7月、地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会を立ち上げ、調査・検討に着手し、地熱発電を推進するため温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を示すガイドラインについて審議中。今後、検討会においてガイドライン(案)をとりまとめ、中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会における意見聴取やパブリックコメントを実施し、平成23年度内に結論を出し、ガイドラインとして通知する予定。			
5	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(CO2排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制(保安規程の作成義務、電気主任技術者の設置義務等)の緩和)	CO2排出量削減に資する小規模分散型発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大について、特に太陽光発電設備については、安全性確保の観点からの技術的検討の結論を平成23年2月中に得る。その後速やかに措置を講じる。	平成22年2月中に結論、その後速やかに措置	経済産業省	電気事業法施行規則(平成七年十月十八日通商産業省令第七十七号)を改正。平成23年6月30日公布、施行。これにより、太陽電池発電設備の一般用電気工作物となる範囲について、「出力20キロワット未満のもの」から「出力50キロワット未満のもの」に拡大した。 また、太陽電池発電設備以外の小規模分散型発電設備についても、平成23年3月14日の改正により、小水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲を、「出力10キロワット未満のもの」から「ダム・堰を有さず出力20キロワット未満及び最大使用水量毎時1立方メートル未満のもの」に拡大した。	<進んだ取組> 平成23年3月14日に一定の要件を満たす未利用エネルギーを活用した小型の小水力発電設備及び火力発電設備について電気事業法の規制の見直しを行うため、電気事業法第38条第2項、第43条第1項、第44条第5項、第48条第1項、第50条の2第3項及び第71条第2項の規定に基づき、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)について所定の改正を行った。同日公布・施行。 http://www.nisaa.meti.go.jp/oshirase/2011/230316-3.html		

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
6	レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し	①広域認定制度における共同認定において、一定の要件を満たす場合、共同認定外の事業者が製造した同種の製品であっても認定の対象とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。 ②使用済小型家電等からのレアメタルのリサイクルを効率的・効果的に行うための新たな制度構築について、平成22年度中に検討を開始し、平成23年度を目途に結論を得、結論を得次第措置を講じる。	①平成22年度中検討・結論・措置 ②平成22年度中検討開始、平成23年度を目途に結論、結論を得次第措置	環境省	自社製品に付随して回収する程度他社製品についても認定の対象とすることとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正内容等を含めて、平成23年3月に「広域認定制度申請の手引き」の改訂を行った。 環境大臣の顧問(平成23年2月8日)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に設置された小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において平成23年3月31日から検討を開始し、現在、小委員会を月1回程度開催し、平成23年度内を目処に制度化の結論を得るべく検討をすすめているところ。		
7	国産木材の利用促進(「集材材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入)	集材材の日本農林規格 第5条第1項に関する改正要望については、科学的根拠に基づき安全性・信頼性の確保等を踏まえて、平成23年度中に学識経験者等による検討の結論を得た上で、その結論を踏まえて農林物資規格調査会総会の審議に付す。	平成23年度中に学識経験者等による検討の結論・措置	農林水産省	「ハトミ.com」国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて(平成22年1月12日行政刷新会議報告)、「規制・制度改革に係る対応方針」(平成22年6月18日閣議決定)を受けて、平成22年7月22日から学識経験者等による検討を開始しており、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を受けて、平成23年11月16日に開催された集材材の日本農林規格の改正に係る原案作成委員会において学識経験者等による検討の結論を得たところ。その結論を踏まえて、平成23年度中に、農林物資規格調査会総会の審議に付すこととしている。		○
8	鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の見直し	「建築基準法の見直しに関する検討会」における、混構造の問題も含めた構造計算適合性判定制度についての検討結果を踏まえて、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省	鉄筋コンクリート造と木造の混構造建築物において、簡便な構造計算により安全性の確認が可能であることが専門家による技術的検討の結果明らかとなった範囲について、構造計算適合性判定の対象外とする告示改正(※)を行ったところ(平成23年5月1日施行)。 ※ 建築基準法施行令第三十六條の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する件(平成23年国土交通省告示第428号)		◎
9	産業廃棄物の提出条件の統一化について	マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、具体的に対応を行うべく平成22年度に検討、結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を講じる。	平成22年度検討・結論、平成23年度措置	環境省	マニフェスト交付等状況報告書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において、既に全国統一の様式を定めているところである。しかしながら、自治体によっては、当該事務の実施に当たり独自に条例を制定しているところもあることから、平成23年3月31日付事務連絡(「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」)により、各自治体に対し、法定の統一様式の遵守について、改めて依頼したところ。		
10	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化・簡素化	多量排出事業者による報告等の電子ファイルによる提出等を推進するため、平成22年度中に必要な措置を講じる。	平成22年度措置	環境省	当該事項については、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条(別表第2)及び第7条の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)		
11	政令で定める市等に提出が義務付けられている産業廃棄物収集運搬票の許可申請手続の簡素化	事務面や経費面の効率化の観点から、申請方法の統一化、簡素化を図ること、または一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合は都道府県単位での許可制に改めること等許可の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	環境省	現在国が示している許可申請書の標準書式の使用について、平成23年3月31日付事務連絡(「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」)により、各自治体に対し、改めて依頼したところ。また、一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合の許可の合理化については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条第1項の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)		
12	廃棄物処理施設の変更の要件緩和	廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更許可手続について、平成22年度中に軽微変更届出とする。	平成22年度措置	環境省	当該事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の8の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)		
13	電気工作物に係る重要変更以外の事後届出の見直し	発電、変電、送電等の電気事業に係る電気工作物の重要な変更以外の事後届出(電気事業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の観点から、情報の利用状況及び情報獲得の代替措置等を勘案の上、平成22年度中に速やかに届出対象となる範囲等を見直す。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省	「送電線の名称変更」、「送電方向の変更」についてもこれまでは届出の対象としていたが、平成22年9月に運用の弾力化を図り届出を不要とした。 なお、電気工作物に係る設置の場所の「区間」、「經由する発電所又は変電所の名称」等に関する更なる見直しについては、電気事業分科会制度環境小委員会にて検討後、電気事業法施行規則を改正(平成23年3月)した。		

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
14	スマートメーターの普及促進に向けた制度環境整備	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「スマートメーターの普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データ利用の在り方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など消費者の選択拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得る(平成22年度中に検討・結論)」とされている。本年5月よりスマートメーター制度検討会を立ち上げ、これまで4回の検討会を開催しているところであるが、結論を得る時期を平成23年2月に前倒す。	平成23年2月までに検討・結論	経済産業省	平成22年5月より「スマートメーター制度検討会」を立ち上げ、スマートメーター情報の取組、スマートメーターの普及の観点から10回にわたり議論を行い、平成23年2月に報告書(「スマートメーター制度検討会報告書」)を取りまとめ、スマートメーターの基本要件、導入に向けた課題及び政府や電力会社等における今後の取組等について結論を得た。なお、スマートメーターと家庭内機器との通信インターフェースについて、標準化に向けた実務的な検討を開始している。		
15	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の見直し	「規制・制度改革に係る対処方針」において、「平成17年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。(平成22年度中措置)」とされているところであるが、検討を前倒しし、平成22年度中速やかに措置を行うこととする。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省	平成22年12月9日付で公布・施行済み(「一般高圧ガス保安規制の機能性基準の運用について及びコンピナート等保安規制の機能性基準の運用についての一部を改正する規程(平成22・11・22厚院第2号)」)。		
16	保安法令の通用方法	業界から個別の具体的な要望を踏まえ、労働安全衛生法に基づく許可申請の一層の合理化について、平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	厚生労働省	特定防災区域内における第一種圧力容器であって一定のものに対して労働安全衛生法上の落成検査を省略することとして、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に係る措置の実施について(平成23年3月30日付保安免0330第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達)により措置した。		◎
<医療・介護>							
17	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等①	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人のほか、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図るよう、平成22年度中に所要の措置を行う。また、入院して治療を受けるなど入国当初から長期間の滞在を予定している外国人の在留資格の取扱いを明確化し、円滑に入国できるよう、平成22年度中に所要の措置を行う。	平成22年中措置	外務省 法務省	(外務省) ・平成23年1月より「医療滞在ビザ」の運用を開始した。 ・外国人患者に付添う同伴者にも、必要に応じ同じ条件のビザを発給することとした。 (法務省) 実施済み	(外務省) 当該制度の実施から1年間の発給状況に関してレビューを行い、必要な見直しを行っている。	◎
18	ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消	薬事の承認審査に係る手続きの見直しについて検討し結論を得た上で、平成22年度中に薬事・食品衛生審議会の規程の必要な改正を行う。	平成22年度中検討・結論・措置	厚生労働省	薬事・食品衛生審議会の分科会と部会の手続きのあり方については、「薬事分科会における確認事項」の改正を平成23年3月25日に行い、部会審議の充実等を図った上で、分科会で審議が必要な品目の一部を報告で良いこととするなど、薬事の承認に関する分科会・部会の審議の対象範囲を見直し、「分科会における確認事項」の改正を行ったところ。		◎
19	ドクターヘリの運行を請け負う航空事業者に対する消防用無線局及び医療・福祉用無線局に係る規制の見直し	ドクターヘリに掲載されている消防用無線及び医療・福祉用無線について、消防・救急活動における一元的な指揮による効果的な活動体制が担保されることを条件として、消防組織以外の者に対しても平成22年度中に消防用無線局の免許を与えることを可能とする。	平成22年度措置	総務省	消防組織以外の者であるドクターヘリの運転を請け負う航空事業者が、消防用無線局の免許の主体となることが可能となるよう、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の改正を行った(平成23年4月27日に施行)。		◎
<観光振興をはじめとした地域活性化>							
20	森林・林業再生に向けた路網整備に係る同意取付の仕組みの整備	路網整備に係る森林所有者の同意取り付け円滑化に向けたルールの整備(実効性ある調停・鑑定ルール等)につき、早急に検討に着手し、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。	平成22年度結論・平成23年通常国会への法案提出	農林水産省	路網等の設置のために必要な他人の土地について、土地所有者等が不明の場合でも使用権の設定を可能にするよう、「森林法の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)において措置(平成23年4月22日成立、平成23年7月1日施行)。	都道府県の事業担当者との打ち合わせ等の際に「森林法の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)について情報提供を行った。	◎
21	通訳案内士制度の見直し	報酬を得て通訳案内を業として行う通訳案内士になるには、「通訳案内士試験」に合格して、都道府県に登録する必要があるが、訪日外国人旅行者の急増を受け、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得た上で、できるだけ早期に措置する。	平成22年度検討・結論、できるだけ早期に措置	国土交通省	平成23年度は、外国人観光客の需要の多様化に的確に対応するため、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を規定した「総合特別区域法」の着実な実施を図るとともに、通訳案内士に対する専門性を高めるための研修等ガイドの質の向上に関する事業を行い、引き続き訪日外国人旅行者3,000万人時代の実現に向けて通訳案内士制度の充実を図る。		◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
<国を開く経済戦略>							
22	輸出通関における保税輸入原則の見直し	①貿易円滑化の推進等の観点から、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付防止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう、検討する。上記につき、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。 ②保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、適正通関を確保しつつ、一層の迅速通関につながるよう、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化や、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改善・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。	①平成22年度検討・結論・平成23年通常国会へ法案提出 ②平成22年度検討・結論	財務省	輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えることとする内容を盛り込んだ関税法改正案が、平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より実施している。あわせて、輸出のコンテナ積みの申出の規定を廃止し、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能とするよう、同年8月10日に「関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)」を改正し、同年10月1日より実施している。	実施後の効果及び両観点について注視している。	◎
23	国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空会社による貨物チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航の容易化を平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な限り早期に措置	国土交通省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-7を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)		◎
24	国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター(利用運送事業者によるチャーター)の運航の容易化を平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な限り早期に措置	国土交通省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-8を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)		◎
25	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等一医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等②	医師の臨床研修制度の活用を促進するため、手続の簡素化や2年間という年限の弾力化を図るとともに国内での診療について、臨床研修目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めることについて、制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる。 ・看護師の臨床研修制度についても、医師と同様にその活用を促進するため、手続の簡素化を図ること等について制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる。	平成22年度中検討・結論	厚生労働省	臨床研修の許可申請書の添付書類の簡素化や臨床研修の許可に係る審査期間の短縮等を行うため、平成23年2月10日に外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)の改正等を行い、平成23年4月1日から施行したところ。 また、①臨床研修制度の手続の簡素化、②年限(現行2年間)の弾力化を行うこと、③国内での診療について臨床研修目的の場合だけでなく医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めること、について平成22年度末に厚生労働省としての見直しの方針を取りまとめ、結論を得たところである。 厚生労働省としては、今後も広く関係者の御意見を聞きながら、さらに詳細な制度設計を進め、所要の措置を講ずることしたい。		◎
<保育その他>							
26	公開買付期間中における自己買付け	公開買付代理人が買付者の形式的基準による特別関係者である場合でも、東京証券取引所業務規程第68条に定める買付け(過額訂正等のための買付け、顧客の注文を執行する際に生じた過剰による買付け等)ができるようにすることが適当か否か検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加を行い、公開買付代理人等が、公開買付者の特別関係者である場合でも、別途買付禁止の運用除外の対象となる旨を明確化(平成23年4月6日追加)。		◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
27	完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除	開示会社の完全孫会社の役員を対象としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することが可能か、投資家保護の観点も踏まえ検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成23年内閣府令第19号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、開示会社の完全孫会社の役員を対象としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することとした(平成23年4月6日公布・施行)。		◎
28	発行者による上場株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をすることがあることから、株主等にとっての情報の一貫性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令」(平成六年大蔵省令第9十五号)を改正し、公開買付届出書の記載事項のうち、公開買付者の有価証券報告書に記載されている「経理の状況」などについては、当該有価証券報告書等を提出した旨の記載に替えることを可とし、その場合には、当該有価証券報告書の該当箇所を記載した書面を公開買付届出書の添付書類とすることとした(平成23年4月6日公布・施行)。		◎
29	発行者以外の者による株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をすることがあることから、株主等にとっての情報の一貫性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成23年内閣府令第28号)」を改正し、公開買付届出書の記載事項のうち、公開買付者・対象者の有価証券報告書に記載されている「経理の状況」や「最近3年間の損益状況等」などについては、当該有価証券報告書等を提出した旨の記載に替えることを可とし、その場合には、当該有価証券報告書の該当箇所を記載した書面を公開買付届出書の添付書類とすることとした(平成23年4月6日公布・施行)。		◎
30	ストックオプションの開示規制の適用除外	会社の取締役等のみ50名以上を勧誘の相手として1億円以上のストックオプションを発行した数(これのみでは開示規制はかからない)、6ヶ月以内に会社その他の取締役等でない者を相手方として1億円未満の新株予約権証券を発行する場合は開示規制の適用除外とすることについて、投資家保護上の問題がないか等を見極めた上で検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「金融商品取引法施行令及び公認会計士法施行令の一部を改正する政令」(平成23年政令第90号)により金融商品取引法施行令を改正し、新株予約権証券の取得勧誘・売付け勧誘等が募集・売出しに該当するか否かを判定するための人数計算について、過去(取得勧誘の場合は6月以内・売付け勧誘の場合は1月以内)に行われた当該新株予約権証券と同種の有価証券に該当する新株予約権証券(ストック・オプション)の取得勧誘・売付け勧誘等の相手方(発行会社の役員・使用人)の人数を計算しないこととした(平成23年4月6日公布・施行)。		◎
31	公開買付届出書における「対象者の状況」の「その他」の記載事項の簡素化	公衆縦覧されている情報について、公開買付届出書における同内容の記載を必要があるか否かについて、株主等にとっての情報の一貫性にも配慮しつつ、検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加を行い、プレスリリース等がなされた場合に必ず「その他」欄への記載・訂正届出書の提出が求められるものではなく、応募の違害を判断するために必要と判断される情報や有価証券報告書に記載されていない重要な事実を知っている場合における当該事実が該当する場合に限り、記載・提出すれば足りる旨を明確化(平成23年4月6日追加)。		◎
32	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化	四半期報告書(半期報告書)の提出については、「株券等の公開買付けに関するQ&A」(平成21年7月3日に公表)において、対象会社における役員の変動等、一定の重大な事由が生じていない限りは、四半期報告書の提出のみをもって、公開買付届出書に係る訂正届出書の提出事由とはならないことを明確化したところであり、有価証券報告書の提出についても、投資家保護に配慮しつつ、検討を行い、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	金融庁	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加を行い、公開買付期間中に公開買付者又は対象者が有価証券報告書を提出した場合、訂正届出書の提出が必要であること・公開買付期間中に有価証券報告書が提出される予定である旨及び提出予定時期の記載がなされている場合、訂正した公開買付届出書の交付は不要であることを明確化(平成23年4月6日追加)。		◎
33	自動車の保管場所証明申請時における所在図の廃止	自動車の保管場所の位置と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合を除き、自動車保管場所証明申請書への所在図(自動車保管場所証明書の交付の申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所付近の道路及び目録となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図)の添付について、平成23年度上半期中に不要とする。	平成23年度上半期措置	警察庁	自動車保管場所証明の申請等を行うに当たり、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一である場合には、申請書等への所在図の添付を省略することができるよう「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則」の改正を行った(平成22年国家公安委員会規則第6号、平成22年11月5日公布、平成23年7月19日施行)。		◎
34	自動車保管場所標章の受領方法の見直し	自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申請等が行われた場合には、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署に出現しなくても自動車保管場所標章を受領できることとするため、申請代理人が自動車保管場所標章を都道府県警察本部で一括して受領することについて、平成22年度中に可能とする。	平成22年度措置	警察庁	都府県警察に対し、「OSSを利用した自動車保管場所証明に係る申請に対する自動車保管場所標章の交付方法について」(平成22年5月21日付け警察庁丁規発第29号・警察庁交通局交通規制課長通達)を发出し、自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申請等が行われた場合には、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署に出現しなくても、申請代理人が自動車保管場所標章を都府県警察本部で一括して受領する仕組みとすることを可能とする措置を講じた。		◎

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
35	交通事故証明書に係る利用者負担の軽減	交通事故証明書の交付に関しては、既に平成22年4月1日に手数料を一部引き下げたところであるが、平成22年度中に更なる利用者の負担軽減を図る。	平成22年度措置	警察庁	利用者の負担軽減措置として、インターネットを利用した申請を拡大するため、HPの利便性向上のための改修(平成22年12月17日措置済)と広報用ポスターの掲示(平成23年1月実施済)を行った。		◎
36	金融庁ホームページの適格機関投資家の公表方法における該当事項を示した専用のリストによる償社名での公表	適格機関投資家に該当するために届出(年4回)を要する者については、当該者が適格機関投資家であることを市場に対して周知を図る観点から、当該者を金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第8項に基づき、官報に公告するとともに、市場に対して一層の周知を図る観点から、金融庁のホームページにおいて任意で公表している。一方、金融商品取引業者、銀行及び保険会社等についても、適格機関投資家であることが一貫性をもって容易に確認することができる方策について、早期に検討し、結論を得た上、平成22年度中に措置を講ずる。	平成22年度検討・結論・措置	金融庁	届出を要せずに適格機関投資家に該当する者についても、金融庁のウェブページで公開することとした(平成23年3月1日より実施)。		◎
37	有価証券届出書等における売出人の住所の記載方法の簡素化	個人情報保護に配慮し、個人である売出人の住所記載については、有価証券届出書の記載上の注意(企業内容等の開示に関する内閣府令)において市区町村までの記載で差し支えない旨を規定することについて、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令及び外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令を改正し、売出人が個人である場合、有価証券届出書等に記載すべき売出人の住所については、詳細な記載を求めない一方で、有価証券届出書等を公衆閲覧に供する際は、市区町村までの表示とすることとした(平成22年12月28日施行)。		◎
38	株式公開に係る有価証券届出書等における記載内容(第三者割当等による取得者の概況)の柔軟化	有価証券届出書において「株式公開情報」として記載が求められている「第三者割当等の概況」のうち「取得者の概況」については、投資者保護上の観点から、重要性の認められない第三者割当について柔軟な記載が可能となるよう、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、株式公開前に従業員に対して新株予約権が付与され、かつ、その割当が少ない場合における、新規公開時に提出する有価証券届出書の【株式公開情報】【第三者割当等の取得者の概況】の記載については、これらの従業員の人数及び新株予約権の総数のみの記載とすることとした(平成22年12月28日施行)。		◎
39	有価証券報告書等における事業等のリスクの記載時点の見直し	現行、継続開示書類に記載すべき「事業等のリスク」のうち重要事象等については、①有価証券報告書は事業年度末日現在、②四半期報告書・半期報告書は提出日現在の内容を記載しなければならないこととされている。「事業等のリスク」については、できる限り最新の情報を開示することが投資者保護の観点から重要であると考えられることから、対象とする事業年度、会計期間等における状況について開示を求める継続開示書類としての性格、提出会社の事務負担等を踏まえつつ、「事業等のリスク」の記載時点についての継続開示書類における統一的な取扱いについて、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、四半期報告書・半期報告書に記載すべき「事業等のリスク」の記載時点を、有価証券報告書(事業年度末日)と同様に、提出日現在から「四半期連結会計期間末日」・「中間連結会計期間末日」とした(平成22年12月28日施行)。		◎
40	有価証券届出書等における記載上の注意(自己株式の処分)の明確化	平成22年4月1日に施行された金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第78号)により、会社法第199条第1項に基づく自己株式の処分等取得動向類似行為と規定したことを踏まえ、有価証券届出書に記載すべき有価証券の取金の使途が新規発行による有価証券に限らなくなることから、有価証券届出書等の様式における「手取金の使途」に関する記載上の注意の表現の見直しについて、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年中措置	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、有価証券届出書等の様式において「新規発行」と表記されている部分(例えば、「手取金の使途」)には、「自己株式の処分」が含まれる旨を明確化した(平成22年12月28日施行)。		◎
41	金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除	信託財産状況報告書については、一定の受益者保護が図られている場合についてのみ、その交付義務を免除しているところである。受益証券が金融商品取引所に上場されている場合について、一定の受益者保護が図られている場合に該当するか、その実態を把握した上で交付義務の免除について検討し、結論を得た上で、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年度検討・結論・措置	金融庁	「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第48号)において、受益証券発行信託のうち、上場受益証券発行信託について、一定の条件を満たす場合には、信託財産状況報告書の交付義務を免除(平成22年11月19日施行)。		◎

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
別表2 5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項							
＜都市再生・住宅＞							
1	マンション建替え円滑化法における最低住宅面積の緩和	マンション建替え円滑化法を活用した建替えには、各戸あたりの最低面積が定められており、戸当たり面積の小さいワンルームマンションの建替えが困難となっている。このため、建替え前の1戸当たり面積が90㎡未満のワンルームマンションに限り、建替え後の最低住宅面積および居室数の条件を緩和し、マンション建替え円滑化法の適用を可能とするよう早期に検討し、結論を得た上で、平成22年度に措置を講じる。	平成22年度検討・結論措置	国土交通省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成23年国土交通省令第30号)を公布し、マンション建替組合の設立の認可権者である都道府県知事等が、地域の住宅事情の実態に応じて、現行の最低住宅面積を緩和できることとし、また、居室数要件を撤廃した。(平成23年3月31日公布、平成24年4月1日施行)		◎
2	地下鉄等軌道上の市街地再開発事業の推進	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進する観点から、都市再開発法に基づき第一種市街地再開発事業を実施する際に、地下の地下鉄軌道等に区分地上権が設定されている場合についても、全員同意を得ずして権利変換が可能となる方策について早期に検討し、鉄道事業者との調整等を図った上で、平成23年度中に結論を得る。	平成22年度検討開始・平成23年度中に結論	国土交通省	平成22年9月より、方策について検討するため、鉄道事業者等との意見交換を実施し、継続している。		○
3	地籍調査の積極的推進	土地情報の基礎である地籍調査を積極的に推進するため、民間法人の活用を図るために必要な省令改正や運用通知の発出等を平成22年度中に講じる。	平成22年度中措置	国土交通省	「国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令(平成二十二年国土交通省令第五十号)」を平成22年10月12日に公布し、同日施行した。		◎
4	大街区化の推進	戦災復興事業等によって一定の基盤が整備されている街区などを対象に、複数の街区に細分化された土地の集約を進めるためのガイドラインを平成22年度中に作成する。	平成22年度措置	国土交通省	地方公共団体、民間都市開発事業者等から意見を募集し、パブリックコメントや視察検討会を経て、「大街区化ガイドライン(第1版)」(平成23年3月30日付国都市第297号、国住街第192号)を公表した。		◎
5	木造密集市街地における住宅等の建替え	木造密集市街地における建替えには、前面道路幅員が狭いことにより接道条件を満たさない等の課題がある。そのため、敷地が接する道路幅員等に係る建築基準法上の現行の緩和措置について、積極的な活用が図られるよう、地方公共団体に周知徹底を図る。	平成22年度措置	国土交通省	敷地の接道条件に係る建築基準法上の緩和措置について、積極的な活用が図られるよう、地方公共団体に技術的助言を平成22年11月30日付で発出した。(密集市街地における建築基準法第42条第3項の規定の活用について(平成22年11月30日住宅局市街地建築課長通知))		◎
＜環境・エネルギー＞							
6	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(港湾又は海岸保全区域における風力発電開発の推進)	港湾又は海岸保全区域における風力発電開発を推進するため、「港湾の利用・保全に著しく影響を与える」判断基準(港湾法)や海岸保全区域における許可基準(海岸法)の明確化について平成22年度中に結論を得、平成23年度のできるだけ早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、平成23年度早期に措置	国土交通省 農林水産省	(農林水産省、国土交通省) 【海岸保全区域における風力発電開発の推進】 海岸保全区域等における風力発電施設の設置に係る許可基準を明確化するため、各都道府県知事に対し「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針について(通知)」(平成23年6月30日付農林水産省農村振興局長、水産庁長官、国土交通省河川局長、港湾局長通知)を発出した。 (国土交通省) 【港湾における風力発電開発の推進】 港湾区域等における風力発電施設の設置に係る許可基準を明確化するため、各港湾管理者に対し「港湾区域等に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針の通知について」(平成23年6月30日付国土交通省港湾局長通知)を発出した。		
7	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(事業用電気工作物に係る工事計画届出・審査等の手続の緩和)	電気事業法第48条により、事業用電気工作物の設置または変更の工事であって経済産業省令で定めるものをしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届けなければならない。この規定により500kW以上の太陽光発電設備に関しては工事計画の届出が必要とされているが、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大について、平成22年度中に速やかに安全性の技術的検討を開始する。	平成22年度中に速やかに検討開始	経済産業省	平成22年12月8日に開催した第25回電力安全小委員会において検討を開始し、現在、工事計画届出・審査等の対象外となる太陽光発電設備の範囲の拡大に向けて、安全性についての技術的検討を実施中。平成23年度中に結論を得て、その後速やかに、必要な措置を講じる予定。	< 残された課題 > 関係省令の改正作業。	

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
8	再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲の拡大)	技術進歩を踏まえ、経済対策として再生可能エネルギーへの投資を促進する観点から、小型の水力発電設備(600V以下、かつ、ダムを伴わないもの)について、一般用電気工作物の範囲を、最大使用水量1m ³ /s未満という条件を課した上で、出力10kW未満から出力20kW未満に拡大する。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省	電気事業法施行規則(平成七年十月十八日通産省令第七十七号)を改正、平成23年3月14日に公布・施行。これにより、水力発電設備の一般用電気工作物となる範囲について、「出力10キロワット未満のもの」から「ダム・堰を有さず出力20キロワット未満及び最大使用水量毎秒1立方メートル未満のもの」に拡大した。		
9	住宅・ビル等における省エネ設備・新エネ設備の導入促進	新エネ設備(太陽光パネル、太陽熱温水器や小型風力発電設備)、省エネ設備(ヒートポンプ、コジェネ施設、燃料電池等)を住宅・ビル等の建築物に設置する場合の建築基準法上の取扱い(容積、高さの不算入対象)について明確化し、平成22年度中に周知する。	平成22年度中検討・結論・措置	国土交通省	(容積率緩和) -公共団体の許可による容積率の緩和対象として、新エネ、省エネ設備について整理を行うとともに、太陽光パネルの設置された屋外駐車場等が対象となること及び手続きの迅速化について技術的助言を発出した。(建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について(平成23年3月25日住宅局市街地建築課長通知)) また、技術的助言を円滑に運用出来るように技術的助言発出以降、地方整備局、地方公共団体等に対する説明会や、建築行政会議等を通じて周知活動を継続的に行っているところ。 (高さ算定) -平成23年3月25日に「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知、国住指第4936号)を発出し、建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い等を明確化し(建築基準法(以下「法」)第2条第35号に規定する特定行政庁及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。		
10	エコカー普及にかかる制度整備(電気自動車の充電サービスに係る取扱ルールの明確化)	エコカーの普及を促進するため、充電サービスについて、消費者への提供方法(時間単位・電力量単位)等に係る取扱ルールの明確化し、平成22年度中に速やかに周知徹底する。	平成22年度中に速やかに措置	経済産業省	充電サービスについては、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアなどの敷地内において行われる場合については、現時点においても電気事業法の対象外と判断される。 なお、当該考え方には、平成22年11月に開催された電気事業分科会制度環境小委員会においても整理済みであり、当該資料をHPにおいて広く公開している。		
11	エコカー普及にかかる制度整備(電気自動車の充電スタンドの設置規制の統一化)	エコカーの普及を促進するため、充電スタンドの設置にあたって、設置場所(床面からの距離確保)及び管理体制(目視監視・監視カメラ設置)等について、地域により取扱いが異なることから、平成23年度中のできるだけ早期に技術面・安全面に関する規制の適用を明確化し、統一したルールを定める。	平成22年度検討開始、平成23年度中のできるだけ早期に結論・措置	総務省	「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」を発足し、第1回(平成22年12月17日)、第2回(平成23年4月28日)を開催した後、実証実験を実施した上で、平成23年11月21日に開催した第3回検討会において、必要な安全対策のあり方について検討を行った。12月12日に開催する第4回検討会において結論を得た上で、当該結論を踏まえて、速やかに所要の措置を講ずる予定である。		
12	発電所のリプレースの際の環境影響評価の迅速化	火力発電所のリプレースは温室効果ガスの削減にも資することから、これらの事業のうち環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための方策の検討に平成22年度中に着手し、平成23年度中に措置を講ずる。	平成22年度検討開始、平成23年度結論・措置	環境省	火力発電所のリプレースについて、専門家から成る「火力発電所リプレースに係る環境影響評価の技術的事項に関する検討会」において検討し、環境負荷が現状よりも改善するケースについて、環境影響評価に要する時日の短縮が可能となるような手続の合理化を行うための「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化に関する技術的提案」を平成23年3月に取りまとめた。		
13	小型発電機の系統連系に関する規定の見直し	発生した電力を電力会社へ売電する場合、設置する発電設備容量により低圧連系・高圧連系に分けられているが(50kW未満が低圧(200V)、50kW以上は高圧(6.6kV))、設置する発電設備の容量が基準となるため、所内電力消費などにより実際に電力会社配電線へ流れる電力が50kWを下回る場合にも高圧での連系が要求されてしまい、コスト増に繋がっている。したがって、低圧連系できる電力の大きさの緩和、もしくは電力の大きさの基準を設備の容量ではなく、実際に系統に流れる可能性のある最大の電力の大きさを基準とするよう、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度検討・結論、その後速やかに措置	経済産業省	「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の見直しを行うための調査検討委員会を平成22年11月に開催、同委員会における検討に基づき、「ガイドラインの解釈」を平成23年3月に関係者に周知するとともにHPにて公表している。		
14	木質バイオマスを火力発電所等でボイラ燃料として利用する場合の廃棄物処理法の在り方の検討	木質バイオマスを火力発電所等でボイラ燃料として利用する場合の廃棄物処理法に基づく規制の在り方について、実態を十分に把握した上で必要に応じ検討を行う。	平成22年度開始	環境省	平成22年12月に、木質バイオマスボイラ燃料として利用している施設を対象として、廃棄物処理法の規制が木質バイオマスの利用に与える支障等の実態調査を実施したところ。その結果、調査時点においては、廃棄物処理法が木質バイオマス利用の支障となっている具体的な事例は確認されなかった。(ほとんどの施設では木質バイオマスを購入しており、それらは廃棄物処理法の規制の対象となっていない。)今後、新たに支障となるような事例が発生した場合には、必要に応じて検討を行っていく。		

※「実施状況」、「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
<医療・介護>							
15	「内外に開かれた医療先進国・日本」に係る査証発給要件等の緩和・外国人医師の国内診療等―医療のために来日する外国人を受け入れる国際医療交流への取組等①(再掲)	短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、「医療」目的を明示する。医療目的の短期滞在ビザについては、受診する外国人本人のほか、必要に応じ同行者にも発給の便宜を図るよう、平成22年中に所要の措置を行う。 また、入院して治療を受けるなど入国当初から長期間の滞在を予定している外国人の在留資格の取扱いを明確化し、円滑に入国できるように、平成22年中に所要の措置を行う。	平成22年中措置	外務省 法務省	(外務省) ・平成23年1月より「医療滞在ビザ」の運用を開始した。 ・外国人患者に付添う同伴者にも、必要に応じ同じ条件のビザを発給することとした。 (法務省) 実施済み	(外務省) 当該制度の実施から1年間の発給状況に関してレビューを行い、必要な見直しを行っていく。	◎
16	訪問看護ステーションの開催要件の緩和(一人開業の解禁)	訪問看護ステーションが適切にサービス提供を行えるよう、現行のサテライト事業所や特例居宅介護サービス費の仕組み、事業形態の在り方等、看護師等の人員基準を含め、訪問看護ステーションの在り方について平成22年度中に検討を行い、結論を得る。	平成22年度中検討・結論	厚生労働省	訪問看護ステーションの開催要件の緩和については、「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日閣議決定)において、「病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることで24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し(1人又は2人)について検討し、結論を得る。 なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたとされており、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。<平成23年度検討・結論>」とされたところ。		○
<観光振興をはじめとした地域活性化>							
17	町家・古民家を活用した宿泊施設に対する旅館業法の規制緩和	町家や古民家を活用した宿泊施設について、玄関帳場の設置義務など旅館業法に定めのある構造設備基準を緩和することについて、平成22年度中に検討を開始し、本年特区で措置した事例の検証を行い、平成23年度以降早期に結論を得る。	平成22年度検討・平成23年度以降早期結論	厚生労働省	「生活衛生関係営業等衛生問題検討会」において平成22年12月21日から検討を開始し、これまでに、営業者や消費者等の意見を聞き、玄関帳場等構造設備基準について検討してきたところであるが、「町家・古民家に係る規制緩和(案)」についてパブリックコメントを実施し、12月14日に開催する検討会において検討会としての意見をとりまとめることとしている。		○
18	農林漁家における「民泊」と「民泊」の区分の明確化	有償で不特定多数の他人を宿泊させる場合には民泊開業に伴う旅館業法の許可が必要であるが、教育旅行など生活体験等を行い、無償で宿泊させる民泊の場合は、同法律の規定上適用除外であることを地方自治体に対して周知する。	平成22年度措置	厚生労働省	平成23年2月24日付で、自治体及び旅館業の全国団体に対して、従来より、名称の如何を問わず客観的にみて宿泊料にあたるものを徴収しない場合は旅館業法の適用対象にはならない旨を再周知している。 ※厚生労働省健康発0224第1号・健康発0224第2号(無償で宿泊させる場合の旅館業法の適用について(平成23年2月24日健康局生活衛生課長通知))		◎
19	農家体験時の収穫野菜等調理における食品衛生法の規制緩和	農家体験で収穫した野菜を料理して有償で提供するためには、食品衛生法上の許可を取得する必要があるが、滞在中に提供する食事が全て自炊や農家と共同調理の場合には許可不要として取り扱い、明確化することについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	厚生労働省	農家体験時に提供される食事が全て自炊の場合や農林漁業者等との共同調理の場合には、営業許可は不要であることを明確化し、その旨都道府県等に通知(「農林漁家体験時の収穫野菜等の調理における食品衛生法の規制緩和について」平成22年11月15日付け食安監発1115第1号)を発出した。		◎
20	宿泊客への周遊案内及びエコツアー等の事業者による参加者輸送に対する道路運送法の許可を不要とする範囲の明確化	有償で旅客を運送する事業を行う場合には、道路運送法上の許可が必要であるが、宿泊施設が送迎の間に宿泊客を周遊案内する行為及びエコツアーなどの事業者によるエコツアー実施場所までの送迎については、一定の条件の下に道路運送法上の許可を不要とする範囲を明確化することについて、早期に検討し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	国土交通省	宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送については、一定の条件の下に道路運送法上の許可は不要とする範囲を明確化し、その旨各地方運輸局等に通知を発出した。(「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」平成23年3月31日付け国土旅第239号)		◎
21	農地利用集積円滑化事業の要件の周知	本事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図る。	平成22年度中措置	農林水産省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-3を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)		
22	農業集約化の推進(森林計画・森林計画の民間利用の拡大)	民間事業者による農業集約の促進のため、意欲や能力のある事業者に対して森林の農業集約に必須である森林計画及び森林計画が開示されるよう、平成22年度中に都道府県に助言を行う。	平成22年度中措置	農林水産省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-6を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)		

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
23	コンテナ型データセンター設置に係る規制の見直し	コンテナ型データセンターの設置について、無人運転が基本である等、その利用実態を踏まえて建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で、平成22年度中に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論・措置	国土交通省	平成23年3月25日に「コンテナ型データセンターに係る建築基準法の取扱いについて」(平成23年3月25日建築指導課長通知。国住指第4933号)を発出し、コンテナ型データセンターについて、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないなど、建築物に該当しないものとして扱われる要件を明確化した建築基準法(以下「法」)第2条第35号に規定する特定行政庁及び法第77条の21に規定する指定確認検査機関に対して周知したところ。		◎
24	就農研修資金の貸付対象に係る周知	就農支援資金制度における就農研修資金は、民間企業が行う研修についても、その貸付対象から除外していないことについて、周知する。	平成22年度中措置	農林水産省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-4を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)		
25	民間で運営・管理する博物館等の施設におけるけん銃の展示(所持)禁止の見直し	けん銃は、登録を受けていない場合には、原則として公務員が運営・管理する博物館等の施設に限って展示(所持)が認められ、民間で運営・管理する施設においてはこれが禁止されているところ、民間で運営・管理する博物館等の施設においても展示できる範囲・方法等について早期に検討し、結論を得た上、平成22年度中に必要な措置を講ずる。	平成22年度検討・結論・措置	警察庁	民間で運営・管理する博物館等の施設においてけん銃を展示(所持)することができる範囲・方法について検討した結果、けん銃は危険性が極めて高いものであり原則所持許可の対象とはされていないこと、厳格な銃器規制は我が国の治安の根幹を支えるものであることなどにかんがみ、民間事業者である指定管理者が管理・運営する博物館等の施設においても、国又は地方公共団体が職員を派遣したり嘱託員を置くほか、万が一に備えてけん銃の発射機能を失わせる処置を行うなど、危険性を排除しつつ、国や地方公共団体が最終的な管理責任を負う形であれば展示を認めるべきでないとの結論を得た。 この結論にしたがって、本件の発端である高知県の博物館でのけん銃の展示については所要の措置を講じたところであり(平成22年9月末)、今後、同様の案件についても同様の措置がとられるべきこととし、都道府県警察にもその旨周知した(平成22年12月7日措置)。 以上により、平成22年9月10日閣議決定により措置すべきとされた必要な事項は全て講じたものである。		◎
＜国を開く経済戦略＞							
26	輸出通関における保税搬入原則の見直し(再掲)	①貿易円滑化の推進等の観点から、関税法上、保税地域に貨物を搬入後に行うこととされている輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えるよう検討する。その際、不正輸出及び消費税の不正還付抑止の観点から、税関による申告受理及び貨物検査・許可は、コンテナヤード等保税地域搬入後に行うこととする。関連して、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能となるよう、検討する。 上記につき、平成22年度中に結論を得た上で、平成23年通常国会に法案を提出する。 ②保税地域搬入前の輸出申告を可能とすることに伴い、適正通関を確保しつつ、一層の迅速通関につながるよう、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化や、効果的・効率的な審査・検査を可能とする関連システムの改変・税関の体制整備等を併せて検討するものとする。	①平成22年度検討・結論・平成23年通常国会へ法案提出 ②平成22年度検討・結論	財務省	輸出申告を、適正通関を確保しつつ、保税地域への貨物搬入前に行えることとする内容を盛り込んだ関税法改正案が、平成23年3月31日に成立し、同年10月1日より実施している。あわせて、輸出のコンテナ搬入の申出の規定を廃止し、荷主の異なる貨物を保税地域外でコンテナ詰めし、輸出通関することについても可能とするよう、同年8月10日に「関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)」を改正し、同年10月1日より実施している。 各税関における品目分類の検討結果についてシステムへの登録を充実すること等により、各税関の間での申告及び審査等に関する情報の更なる共有化等を措置済み(平成23年6月実施)。	実施後の効果及び問題点について注視している。	◎
27	内航機・外航機の取扱いについて	現在、国内線運航便と国際線運航便は、同一の機体であっても内変、外変といった変更手続きが必要であり、この更新手続きに時間がかかるため、効率的な機材活用に支障を来している。したがって、効率的な事業運営のための手続の簡素化について、平成22年度中に措置を講ずる。	平成22年中措置	財務省	平成22年9月26日に、NACCS(輸出・港滞関連情報処理システム)のプログラムを変更し、航空機資格変更手続の完全電子化を図り、これにより手続の簡素化・迅速化を措置したことによって、利用者の利便性が向上した。	実施後の効果及び問題点について注視している。	◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
28	国際ビジネスに対応した関税及び自治体の行政手続窓口の整備	企業の事業円滑化のため、海外からの対日直接投資の促進も視野に入れつつ、複数の分野又は事業において必要な関税及び自治体の行政手続の窓口の一元化(ワンストップ化)及び英語対応の窓口の設置について、平成22年度中に検討を行い、結論を得る。その後速やかに措置を行う。	平成22年度検討・結論 その後速やかに措置	内閣府 経済産業省 その他関係省 府省	(内閣府、経済産業省) 海外からの対日直接投資促進の観点からは、関税及び地方自治体のホームページ、投資相談窓口の英語対応、ワンストップ対応の整備状況について調査を実施したところ、以下のとおり。 ①国の対応状況については、すでにJETROが情報のハブの機能を有し、適切な機関の紹介等にあっている。また関係府省庁及びJETROに「対日直接投資総合案内窓口(Invest Japan)」が平成15年度に設置され、担当者が常設し、外国企業からの投資に関する相談の受付、情報提供等及びこれらに係る担当課との連絡調整を実施しているため、ワンストップ化の取り組みが進んでいる。平成22年12月に内閣府がフォローアップ調査を行ったところ、平均して年間1000件以上の問い合わせを受け付けており、その中には英語での問い合わせも含まれている。 ②地方自治体の対応状況については、各自治体の置かれた状況により程度の差があるものの、外国企業の一次投資の積極的な受入れを図ることが可能な自治体については、情報を一元化した英語版ホームページ等の整備に加え、海外企業向けに特化した相談窓口の設置を既に実施している状況。それ以外の自治体については、外国企業の二次投資の呼び込みを図るために英語版ホームページ等を整備済みであり、自治体によって濃淡はあるものの、英語対応の取り組みは進展している。	(内閣府、経済産業省) 平成23年12月16日に策定された「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」に基づき、引き続きJETROのワンストップサービスの利便性の向上や、総合特区制度等を活用した地方自治体における取組との連携に取り組み。	◎
29	高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入	①第4次出入国管理基本計画において、今後5年程度で検討することとされている。現行の基準でも就業可能な在留資格が付与される高度外国人材に対するポイント制を活用した出入国管理上の優遇制度について、平成22年度中に検討し、結論を得る。 ②上述の優遇制度のうち、配偶者の就業・家事使用人の帯同等については、平成22年度中に検討を開始する。	①平成22年度検討・結論 ②平成22年度検討開始	法務省 厚生労働省	(法務省) ポイント制については経産省、厚労省等と検討を行い、平成23年12月28日に検討結果を公表したところ。(報道発表資料: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00020.html) (厚生労働省) 法務省において、ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度の導入に向け、当省を含む関係省庁と調整を行っているところ。	(法務省) できるだけ早期に本制度を開始できるよう、近日中に法務省告示案に関するパブリックコメントを実施し、その後所要の経路を経て公布する予定。	◎
30	特定原産地証明の電子宛送の容認を含めた利便性の向上	経済連携協定に基づく原産地証明制度の電子化に関し、経済産業大臣の指定免給機関である日本商工会議所にしか免給及び印刷が認められていない特定原産地証明書の申請者側(輸出業者)での印刷を含めた利便性の向上策につき、産業界等の意見を踏まえ、平成22年度中に検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	経済産業省	特定原産地証明書システムの利便性の向上については、原産地証明制度改革検討会において産業界等とも議論を行い、当面は平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」を進め、電子化に係る実施事業を行うこととしたところ。平成24年2月の稼働を目指し、現在、「原産地証明書情報の電子的提供事業」に必要なシステムを開発・整備中。また、経済連携協定の対象国当局に対し、「原産地証明書情報の電子的提供事業」について逐次説明し、平成23年度内の利用開始に向け調整中。 なお、同事業及び協定・交渉相手国との交渉・調整状況を踏まえて、引き続き更なる利便性向上の方策について検討していく。		◎
31	認定事業者(AEO)制度の改善	AEO制度について、適正通関を確保しつつ利用者の利便性向上等を図る観点から、ペネフィットの追加を検討する。その際、AEO制度の運用面の簡便性等も踏まえつつ、例えば利用者のコンプライアンスやセキュリティーといった点に応じた取扱いについて考慮する。	平成22年度検討・結論	財務省	AEO制度について、AEO事業者のコンプライアンス及びセキュリティー確保の現状を調査し、以下のペネフィットの追加を実施。 ①輸出通関における保税輸入原則の見直しに伴い、「関税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第7号)を制定(平成23年3月31日公布)し、AEO通関業者、AEO製造者が関与する輸出申告について保税地域等に搬入することなく輸出の許可を受けることを可能とした(平成23年10月1日施行)。 ②「関税法基本通達等の一部を改正する通達」(平成23年6月30日財関第746号)を制定し、以下のペネフィットを追加。 ・AEO事業者の役員変更届がAEO担当部門に提出されている場合には、同一税関の保税担当部門への提出を省略可能とした。 ・AEO倉庫業者がAEO蔵置場において保存することとなっている帳簿の保存期間を5年間から1年間に短縮した。 ・AEO事業者の内部体制等に関する要件をより具体化・明確化し、利用者の利便性向上等を図った。 ・特例輸出貨物について、輸出許可後にシステムを使用して許可数量等を変更する場合に、あらかじめ税関へ申し出ることを不要とした。 ③「AEO制度に係るシンボルマーク使用規程について」(平成23年7月11日財関第792号)を制定し、AEO制度の普及を目的とし、利用者の貨物のセキュリティー確保とコンプライアンスの啓発を図るAEO制度に係るシンボルマークをAEO事業者も使用可能とする形で制定した。	実施後の効果及び問題点について注視している。	◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
32	日本国領海における外国船舶の荷役待機の為の停留等の取扱いについて	物流の効率化などの観点から、既に、船社等からの要望を踏まえ、当該外国船舶に不審な点が認められないこと、航行安全上の問題が生じないこと等が確認できた場合には、領海内で外国船舶が荷役待機のために停留等を伴う航行ができることとしているところであるが、今後更なる要望等を受けた場合には、その方策について早期に検討し、平成22年度中に結論を出すこととする。	平成22年度検討・結論	国土交通省	個別具体的な要望は受けていない。		◎
33	専門学校を卒業した留学生在が就労可能な在留資格を申請する際の要件の緩和	留学生の就職支援のため、専門学校を卒業した留学生在が単純出国してしまった場合でも、既に取得している「専門士」の資格をもって就労可能な在留資格を申請することについて、平成22年度中に検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	法務省	実施済み		◎
34	国際航空運賃規制の緩和	我が国におけるLCCの参入促進等の観点から、国際航空運賃の認可制度について、あらかじめ認可を受けた上乗額の範囲内であれば、機動的に運賃の既定・変更が行えるようにするための運用の緩和を、平成22年度中の可能な限り早期に実施する。	平成22年度中の可能な限り早期に措置	国土交通省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-9を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)		
<保育その他>							
35	電波の有効利用のための制度の見直し	(1)割り当て済みの電波について、より必要性の高い用途に利用できるよう、既存の利用者を他の周波数へ速やかに移行させ、迅速かつ円滑に周波数を再編するための方策について平成22年度に検討、結論を得、平成23年度に措置する。 (2)再編に要するコストについて、再編後の周波数を新たに利用する者が、市場原理を活用して負担する等、オークション制度の考え方も取り入れた措置について平成22年度に検討、結論を得、平成23年度に措置する。	平成22年度検討・結論、平成23年度措置	総務省	「グローバル時代におけるIoT政策に関するタスクフォース」の取りまとめ等を踏まえて平成22年12月に決定した「光の道」構想に関する基本方針に基づき、周波数の再編を迅速に行うことを可能とすること等を内容とする、電波法の一部を改正する法律案を第177回国会に提出し、平成23年5月に成立した(平成23年8月31日に施行)。		◎
36	行政データベースの民間における利用・活用	統計法に規定される事業所母集団データベースの民間における情報の利用・活用に関し、対象とする情報の範囲等について早急に検討を開始し、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省	各省会議の開催、有識者や民間企業からの意見聴取、他国での状況の把握などにより検討を行った結果、調査票情報を中心とする事業所母集団データベースの民間利用には多くの懸念があるとの方向、他方、「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障検討本部決定)において、法人番号とともに、名称・所在地といった法人の情報が広く一般に公開され、官民を問わず活用されることが決定された。		◎
37	公的個人認証サービスの民間事業者への利用拡大	公的個人認証サービスについて、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認ができる仕組みを整備することについて、平成22年度から検討を開始する。	平成22年度検討開始	総務省 内閣官房	(総務省、内閣官房) 民間事業者の具体的な利用ニーズの把握等のため、「国民本位の電子行政の実現に向けた電子証明書の活用ニーズに関する調査研究」検討会を平成22年11月から平成23年3月まで開催し、その具体的なニーズを把握。 また、「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障検討本部決定)において、民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大することが明記されている。		◎
38	企業の戦略的な事業再編の促進に資する企業結合規制(審査手続及び審査基準)の見直し	現在の企業結合規制(審査手続及び審査基準)について、企業が国際競争力を向上させるために戦略的な事業再編を機動的に行うことができるよう、グローバル市場の動向も踏まえつつ、平成22年8月に行った検証結果を踏まえ、早期に見直しを行い、結論を得た上で、平成22年度中に所要の措置を講ずる。	平成22年度措置	公正取引委員会	平成22年8月に行った検証結果等を踏まえ、企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性を一層高めるとともに、国際的整合性の向上を図る観点から、審査手続及び審査基準の見直しを行い、平成23年3月4日に見直しの原案を公表し、パブリックコメント手続に付した。その後、同年6月14日に企業結合計画の届出に係る公正取引委員会規則や企業結合ガイドラインの改正等の成果を公表し、同年7月1日から新制度に移行した。 (実施済み)	企業結合規制の見直しの趣旨を踏まえ、企業結合審査を適切に行っている。	◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
39	安心こども基金を活用した幼保一体化に向けた規制改革の推進	子ども・子育て新システムの基礎整備として、幼保一体化に向け、安心こども基金における認定こども園の補助要件について以下のとおり緩和を進める。 ① 認定こども園整備事業費補助について、基金の期間中に幼保連携型の要件を満たす保育所型、幼稚園型にも補助対象を拡大するとともに、年齢要件の緩和(1歳児以上を受け入れれば可とする)を進める。 ② 認定こども園事業費補助について、年齢要件の緩和(1歳児以上を受け入れれば可とする)を進める。	平成22年度検討・結論	厚生労働省 文部科学省	(文部科学省、厚生労働省) ①認定こども園整備事業費補助要件については、幼保連携型の要件を満たす保育所型、幼稚園型にも補助対象を拡大するとともに、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、対象児童における1歳以上の全年齢の子どもを受け入れる場合も補助対象とし、平成23年1月17日に年齢要件の緩和を行った。 ②認定こども園事業費補助要件については、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の対象児童における1歳以上の全年齢の子どもを受け入れる場合も補助対象とし、平成23年1月17日に年齢要件の緩和を行った。 (「平成20年度子育て支援対策臨時特別交付金(安心こども基金)の運営について」(第六次改正、平成23年1月17日22文科初第1354号・雇児発0117第1号 文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))		◎
40	家庭的保育事業(保育ママ)の連携先機関の拡大	家庭的保育事業(保育ママ)については、現在、連携機関として認可保育所又は児童福祉施設最低基準を満たす認可外保育施設を確保することが求められているが、家庭的保育事業の普及促進を図るため、一定の条件を満たす幼稚園等についても、連携機関として認めることとする。具体的な条件については、平成22年度中に結論を得る。	平成22年度中結論	厚生労働省 文部科学省	(文部科学省、厚生労働省) 平成22年11月12日に保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0608001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の一部改正を行い、家庭的保育事業の連携機関として、一定の条件を満たす幼稚園等についても、連携機関として認められる対象とすることとした。		◎
41	短時間勤務保育士について	保育所における短時間勤務保育士の活用については、一定の条件の下で常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を活用できる旨通知されているところであるが、平成22年度中に、この取扱いを改めて周知徹底することとする。	平成22年度中措置	厚生労働省	※「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」別表1-1を参照。(「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において実施時期を前倒し)		
42	ホワイトスペース活用の実現について	いわゆるホワイトスペース(放送用などある目的のために割り当てられているが地理的・技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数のこと)活用の実現に向けて、平成22年度に「ホワイトスペース特区」などにおいて地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを行い、この結果を踏まえ、平成23年度に環境整備を行う。	平成22年度検討開始、 平成23年度措置	総務省	平成22年度からホワイトスペース特区において、地域特性に応じたサービスやシステムの実現を目指した実証などを進め、ホワイトスペース活用の環境整備に向けて無線設備の技術的条件や周波数共用条件について検討を進めているところ。このうち、エリア放送型システムについては、現在、情報通信審議会情報通信技術分科会において、地上テレビジョン放送等の既存システムに混信を与えないことを前提に技術的条件等を検討しているところであり、今後、制度案についてパブリックコメント等を行い、23年度中に整備する予定。		○
43	保険会社が海外不動産投資等を行う場合に際しての規制の見直し検討	海外不動産投資を含む投資を行う保険会社の従属系子会社の要件緩和につき、「議決権の総数の保有」に代わる基準の検討を行い、結論を得た上で平成22年に必要な措置を講じる。	平成22年検討・結論・措置	金融庁	現行の基準(議決権の総数保有)を満たさない場合であっても、「資金調達の総額の50%以上が保険会社及びその100%子会社により供給されている」場合には、従属系子会社として認めることを内容とする告示改正を実施。(平成22年12月28日金融庁告示第136号。同日適用。)		◎
44	銀行の投資専門子会社による劣後ローンの供給の削減	銀行の投資専門子会社による、ベンチャービジネス会社及び事業再生途上の一般事業会社への資金供給の方法に劣後ローンによる資金供給も認めることにより、ベンチャー企業の育成、企業再生等を通じ、経済活性化を図るため、平成22年に必要な措置を講じる。	平成22年措置	金融庁	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第57号)において、銀行等の投資専門子会社による資金供給の方法について劣後ローンを含む資金の貸付けを追加(平成23年1月4日施行)。		◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項							
1	短時間勤務保育士について	保育所における短時間勤務保育士の活用については、一定の条件の下で常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を活用できる旨通知されているところであるが、平成22年10月中に、この取扱いを改めて周知徹底することとする。	平成22年10月中措置	厚生労働省	「保育所における短時間勤務の保育士の導入について(通知)」の周知徹底について(平成22年10月1日 雇児保発1001第3号)を发出し、一定の条件の下で常勤の保育士に代えて短時間勤務保育士を活用できる旨、改めて周知徹底を図った。		◎
2	介護施設等の経費規制を後押ししている参酌標準の撤廃	平成22年10月を目処に参酌標準を撤廃し、第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)から各都道府県が地域の実情に応じて策定可能とする。	平成22年10月中措置	厚生労働省	平成22年10月7日付けで介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第314号)を改正し、参酌標準を廃止した。		◎
3	農地利用集積円滑化事業の要件の周知	本事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図る。	平成22年中措置	農林水産省	「農地利用集積円滑化事業規程の承認要件について」(平成22年11月4日付け22経産第4204号底営局長通知)にて、市町村が農地利用集積円滑化事業規程を承認するに当たり、農地利用集積円滑化事業の事業実施地域が重複することであっても、重複する地域における農地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでなければ、事業規程の承認をすることができる旨の通知を行い、農地利用集積円滑化事業の実施主体として、同一地域における事業実施主体の重複が認められていることについて、より一層の周知を図った。	左記の通知については、当省ホームページに掲載し、更なる周知を図った。	◎
4	就農研修資金の貸付対象に係る周知	就農支援資金制度における就農研修資金は、民間企業が行う研修についても、その貸付対象から除外していないことについて、周知する。	平成22年中措置	農林水産省	就農研修資金の運用を担う各都道府県に対して、民間企業が行う研修についても貸付対象から除外していないことを内容とした通知文書(「就農支援資金(就農研修資金)の貸付対象となる研修について」(平成22年11月30日付け22経産第4649号経営局人材育成課長通知))を发出した。	当省ホームページでの掲載による周知を継続的にを行い、民間企業が行う研修を受講したい就農希望者に対する就農研修資金の貸付けが実施されている。	◎
5	土地改良区に協議が必要な水路における小水力(マイクロ)発電の導入円滑化	マイクロ水力発電を設置する際の土地改良区との協議については、当事者である土地改良区と集落等との間で処理されるものである旨、土地改良区へ通知する。	平成22年10月中措置	農林水産省	平成22年10月29日付けで地方農政局長に対し「土地改良区が管理する施設に係る水力発電施設の設置の取扱いについて(平成22年10月29日付け22農産第1502号農林水産省農林振興局長通知)」を发出し、当該通知の趣旨を都道府県を通じて、土地改良区に周知したところ。		
6	施業集約化の推進(森林簿・森林計画図の民間利用の拡大)	民間事業者による施業集約の促進のため、意欲や能力のある事業体に対して森林の施業集約に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう、平成22年中に都道府県に助言を行う。	平成22年中措置	農林水産省	森林簿情報の提供等については、「森林施業の集約化の促進に資する森林関連情報の提供及び整備について」(平成22年12月24日付け22林計第195号林野庁長官通知)により、都道府県に対し、森林組合や林業事業者による森林施業の集約化の促進に資する森林関連情報の提供及び整備について助言したところ。	「森林法の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)において、市町村は森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんを行うよう努める旨を規定した。 ・森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)において、森林関連情報の収集・提供の推進に図り、森林簿情報について、都道府県と市町村等との間で共有を進めるとともに、施業集約化に取り組む者に対し、地方公共団体から森林の経営の受託に必要な情報の提供を進める旨を記述した。	◎
7	国際航空貨物チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの低減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター便における第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航の容易化を平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省	従前、第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航申請に際しては、本邦航空会社がこれに反対しない旨の書面(ノン・オブジェクションレター)を必要としていたが、平成22年10月31日より、相互主義の確保がなされていることを前提に、ノン・オブジェクションレターを廃止し、第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航を容易化した(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日国土省第1768号・国土省第463号))。		◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
8	国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター便の運航容易化	国際航空物流の活性化により、物流コストの軽減を図る観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター(利用運送事業者によるチャーター)の運航の容易化を平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省	従前、フォワーダー・チャーターの運航については、荷主の突発的輸送需要に対応する目的のものであること等を要件としていたが、平成22年10月31日より、相互主義の確保がなされ、かつ、航空自由化が実現している国・地域との間については、フォワーダー・チャーターの運航を認めることとした(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日 国土交通省第1769号・国土省第463号))。	・航空会社が、定期便の貨物輸送力では対応できないような突発的かつ大量の輸送等のニーズに柔軟に対応することが可能となるよう、他の航空会社の機材をチャーターして貨物の運送を行うチャーター形態(エアライン・チャーター)を創設した。(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日 国土交通省第1769号・国土省第463号)の一部改正(平成23年7月29日)) ・羽田空港の昼間時間帯について、発着枠の空き枠の範囲内において国際貨物チャーター便の運航を解禁した。(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日 国土交通省第1769号・国土省第463号)の一部改正(平成23年10月28日))	◎
9	国際航空運賃規制の緩和	我が国におけるLCCの参入促進等の観点から、国際航空運賃の規制制度について、あらかじめ認可を受けた上限額の範囲内であれば、機動的に運賃の設定・変更が行えるようにするための運用の緩和を、平成22年中の可能な限り早期に実施する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省	平成22年10月31日より、左記「規制改革の概要」のとおり、あらかじめ認可を受けた上限額の範囲内であれば、自由な運賃の設定・変更が行えるように、上限認可制に移行した(「国際航空運賃等の取扱いについて」(平成22年10月29日 国土交通省第1855号・国土省第485号))。		◎
別表2 国を閉く経済戦略分野を中心とした規制・制度改革事項							
1	「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の取りまとめ	本年1月1日から優越的地位の濫用が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等を踏まえ、優越的地位の濫用規制の考え方を明確化すること等により法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表する。	平成22年中措置	公正取引委員会	「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定し、公表した(平成22年11月30日)。(実施済み)	平成22年11月30日に策定・公表した「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を広く周知することにより、優越的地位の濫用行為の未然防止を図る観点から、全国各地で事業者や事業者団体等に向けた説明会等を実施した。	◎
2	公共空間における収益施設の設置等に係る規制緩和	地下街について、地方公共団体等に対し情報提供等の技術的支援を行うとともに、民間事業者が駅前広場等の公共空間の利用を可能とする手法を提示する。また、国・地方公共団体が都市公園事業について意見交換・協議する会議において、立休都市公園制度の活用等に関する情報を周知徹底する。	平成22年度措置	国土交通省	地方公共団体に対し「官民連携による地下街の整備の推進について(通知)」(平成23年3月30日 国土省第146号 街路交通施設課長通知)及び「駅前広場の上空利用について」(平成23年3月30日 国土省第151号 街路交通施設課長通知)をそれぞれ発出した。「平成22年度 関東甲信越都市公園担当課長会議」(平成22年10月21日)等の会議において、資料の配布・説明により立休都市公園制度の活用等に関する情報の周知を行った。		◎
3	下水処理施設の改築・省スペース化により生じる敷地の有効利用方針を国が策定	下水処理施設の改築時に施設の省スペース化等を実現できる膜処理技術について、その導入のためのガイドラインを作成し、普及を促進する。	平成22年度措置	国土交通省	ガイドライン(下水道への膜処理技術導入のためのガイドライン[第2版])を作成(平成23年3月)・公表済み(平成23年6月8日)		◎
4	港湾経営の民営化	我が国港湾の国際競争力強化を図る観点から、港湾の選択と集中を進め、公設民営の考え方のもと港湾の経営に関する業務に民の視点を取り込み、港湾の一体経営を実現するため、「港湾経営会社(仮称)」制度を創設する等、港湾法等所要の法改正を行う。	平成22年総論・平成23年通常国会への法案提出	国土交通省	「港湾法及び特定外貨埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成23年法律第9号、第177回通常国会において成立。)により港湾法等所要の法改正を行った。また、本改正を受けて、港湾法施行令等の関係政省令の整備を行っているところ。国際戦略港湾(阪神港、京浜港)等において、民の視点により港湾の一体運営を行う「港湾運営会社」に係る規定は、平成23年12月15日に施行済み。		◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策(平成22年10月8日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	事項名	規制改革の概要	実施時期				
5	国際旅客チャーター便の個札販売(航空券のバラ売り)比率の一層の緩和	航空自由化が実現していない国・地域内の地点との間において、定期便の乗入指定地点間か否かを問わず、一律、総座席数の50%未満まで、国際旅客チャーターの個札販売を可能とする。羽田空港を離着する国際旅客チャーターについては、羽田空港の国際化にあわせて、深夜早朝時間帯は、他の空港と同様、航空自由化が実現した国・地域内の地点との間では個札販売の制限を撤廃する。	平成22年中の可能な限り早期に措置	国土交通省	平成22年10月31日より、左記「規制改革の概要」のとおり国際旅客チャーターの個札販売(航空券のバラ売り)比率を緩和した(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日閣議第1769号・閣空事第463号))。-		◎
6	LOG等の低コストな運航の実現のための運航管理補助者の配置方法の明確化	我が国におけるLOGの参入促進等の観点から、各空港において気象情報や飛行計画等の機長への伝達等を行う航空会社の運航管理補助者について、航空会社の事業の計画等で配置できることを明確化することにより当該会社の柔軟な運航形態を支援することを平成22年度中に実施する。	平成22年度措置	国土交通省	運航管理補助者の配置について記載されている「運航規程審査要領編」(平成12年1月28日空航第78号)を改正し、平成23年4月1日より、路線、運行回数、運航時間帯、使用航空機等を考慮し、必要に応じて航空会社の事業計画等で運航管理補助者を置くことができることを明確化した。(「運航規程審査要領編」の一部改正について)(平成23年3月30日閣議第1421号))	・改正された運達については、国土交通省の「告示・運達データベースシステム」に登録し、(社)全日本航空事業連合会等の関係者に対し通知するなどして周知を行った。 ・運航管理補助者の配置方法が明確化されたことにより、新基準に基づき、1社が2空港において運航管理補助者を配置しないこととして航空運送事業の許可を取得した。	◎
7	外国企業等による英文開示の範囲拡大等、制度整備の実施	外国会社等による英文開示の範囲拡大等について、平成22年度中を目標に、必要な法制面の対応も含めて検討し、その検討結果を踏まえて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁	外国企業等による英文開示の範囲拡大等を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立、5月25日公布。 平成24年4月1日(予定)の施行のための関係政府令案についてパブリックコメント中。		◎
8	銀行本体によるファイナンス・リースの活用	銀行本体によるファイナンス・リース業務の取扱いを行うことについては、主要行・地銀の多くで既にファイナンス・リース子会社を保有していることから現時点でどの程度のニーズがあるかを確認しつつ、銀行法の他業禁止の趣旨や当該業務を認めた場合の銀行による優越的地位濫用の防止の必要性等も踏まえながら、平成22年度中に、法改正を含めた必要な法制面での対応について検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁	銀行本体によるファイナンス・リースの活用を解禁する「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立、5月25日公布。 平成24年4月1日施行予定。		◎
9	保険会社が外国保険会社の買収等を行う場合に降壁となる規制の見直しの検討	保険会社が外国の保険会社を子会社とする場合の当該外国の保険会社の子会社等の業務範囲規制のあり方について、法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて平成22年度に検討し、平成23年度以降に結論を得る必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討 平成23年度以降結論・措置	金融庁	平成23年6月20日より、金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」において議論を行い、平成23年12月2日にワーキング・グループ報告書を取りまとめるところ。今後、報告書の内容に沿って、必要な制度整備を行う予定。 <見直し内容> 買収した外国保険会社の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として一定期間、子会社業務範囲規制の適用を除外する。		◎
10	保険会社における資産運用比率規制の撤廃の検討	保険会社における資産運用比率規制に関し、その撤廃も含めた規制のあり方について、平成22年度に法改正を含めた必要な法制面での対応も併せて検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降に必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁	「金融資本市場及び金融業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月)において、資産運用比率規制(保有する資産の種類ごとに総資産額に一定の比率を乗じた額を上限とする規制)を平成23年度中を目標に撤廃する方針を公表しており、年度内を目標に関係内閣府令の改正を行う予定。		○
11	プロ投資家を顧客とする投資運用業の規制緩和	プロ投資家を顧客とする投資運用業の登録要件等の規制のあり方について、平成22年度を目途に、法改正を含めた必要な対応を検討し、その検討結果を受けて、平成23年度以降、必要な制度整備を実施する。	平成22年度検討・結論 平成23年度以降措置	金融庁	プロ等に限定した投資運用業の規制緩和を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立・同日25日公布。 当該法改正に伴い、金融商品取引法施行令(昭和四十年九月三十日政令第302号)等、金融商品取引法等に関する内閣府令(平成十九年八月六日内閣府令第52号)等の関係政府令(案)について、パブリックコメントを実施(平成23年11月4日～12月5日)。 平成24年4月1日施行予定。		◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
1. グリーンイノベーション分野							
①	市街化調整区域における風力発電機付随設備に係る設置許可の柔軟化	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、風力発電機に付随する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物であれば、市街化調整区域における都市計画法に基づく開発許可は不要である旨明確化する。	平成23年度中措置	国土交通省	開発許可制度の技術的助言である「開発許可制度運用指針」(平成13年5月2日付け国総長第9号)を改正(平成23年9月28日付け)し、風力発電機の付属施設である管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、主として当該付属施設の建築を目的とした行為でないため、それ自体としては開発許可を要しない旨を明確にした。		
②	小水力に係る従属発電に関する許可手続の見直し	農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電設備の設置に係る水利使用許可については、河川の流量への影響が少ないことから、手続の簡素化や標準処理期間の遵守の徹底等の手続の見直しを図る。	平成23年度中措置	国土交通省	手続の簡素化及び標準処理期間について、「総合特別区域法」(平成23年8月1日施行)にて対応済み。 また、「総合特別区域法の施行について(河川法の特例等関係)」(平成23年8月29日水管理・国土保全局長通知)にて、標準処理期間1ヶ月を目安することを河川管理者等関係者に周知を実施済み。		
③	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し	ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、一定の条件の下、外部の有資格者をダム水路主任技術者に選任すること(いわゆる派遣)を可能とする。	平成23年度中検討・措置	経済産業省	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)を改正し、ダム水路主任技術者についても、電気主任技術者と同様に、自家用電気工作物については外部委託が可能となるように、内規改正作業中。平成23年度中に公布・施行予定。	< 残された課題 > 「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の改正作業。	
④	緑化地域等における太陽光発電設備導入に係る取扱いの明確化	都市緑地法に基づく緑化地域等において、太陽光発電の導入促進を図るためにも、太陽光発電設備を設置する建築物について市町村の判断で緑化率の種別付けの適用を除外することが可能であることを周知する。	平成23年度中措置	国土交通省	「平成23年度 全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料」として配布し、周知した(平成23年7月)。		
⑤	都市公園における地中冷暖房施設の取扱いの明確化	既存の都市公園の地下に地中冷暖房施設を設ける場合にあっては、公園管理者(地方公共団体)と協議の上で、立体都市公園制度の活用に伴う当該都市公園の区域の変更により、地上部に煙突や冷却塔を設けることが可能である旨、周知する。	平成23年度中措置	国土交通省	「平成23年度 全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料」として配布し、周知した(平成23年7月)。		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑥	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備	下水熱、海水熱、地下水熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続きやルールを明確化・簡素化する。	平成23年度中措置	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 (農林水産省) 事業者の利便性に配慮し、平成23年9月に「漁港区域に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針」(平成23年9月1日付け23水産第1538号水産庁長官通知)を策定・公表した。 また、本件に関し内閣府が行うフォローアップに協力していく。 (経済産業省) 平成23年5月に、経済産業省は、国土交通省、環境省、自治体、事業者の参画の下、「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」を設置し、同8月、地区・街区レベルにおける熱の有効利用や、河川熱・下水熱・地下水熱等の未利用エネルギー熱の利用促進に関する制度整備に関する論点・検討の方向性を提言。 (国土交通省) ・下水熱の利用に係る標準下水道条例改正及びガイドライン策定について、平成23年度中の措置に向け、現在民間事業者や地方公共団体との調整中である。 ・海水熱を利用した熱供給を行う際に必要となる手続きやルールを明確化するため、現状調査を実施。 (環境省) 地中熱を利用した熱供給システムに関し、導入時、運転時の留意点、地盤環境への影響防止のために必要なモニタリング方法等について、有識者からなるクールシティ推進事業「地中熱等利用型」検討会で検討し、平成23年度末を目途にガイドラインを取りまとめる予定である。	(国土交通省) 【海水熱を利用した熱供給に関する進んだ取組】現状の把握 【海水熱を利用した熱供給に関する残された課題】手続きやルールを明確化する具体的な内容の検討		
		河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等について、上記の結果や民間事業者等からの要望等を踏まえ、見直しを検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	(国土交通省) 資源エネルギー庁に平成23年5月に設置された「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」における検討結果等を踏まえ、平成23年度中に、河川水熱利用に係る通達の見直しを検討し、結論を得る。			
		また、これらの手続きやルールの検討に当たっては、関係省庁(国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省)が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとす。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行う。	平成23年度中措置	(農林水産省) 上段参照 (経済産業省) 上段参照 (環境省) 経済産業省が立ち上げた熱エネルギーの有効利用に関する研究会に参画し、連携を図っている。			
⑦	層熱回収型給湯器ドレン排水処理に関する行政手続の統一化	自治体が層熱回収型給湯器ドレン排水の雨水管への排出を認める条例を制定する際の判断材料として、水質や公衆衛生の観点からガイドラインを策定する。	平成23年度中措置	国土交通省	ガイドライン策定について、平成23年度中の措置に向け、現在関係業界団体や地方公共団体との調整中である。		
⑧	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化	事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。	平成23年度中措置	経済産業省、環境省	(経済産業省、環境省) 自治体に対して、温室効果ガス排出量等の報告に関して条例の制定又は改正を行う際には、事業者負担に配慮し、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律との整合性に留意いただくよう、経済産業省及び環境省から自治体に対し、会議や面談の場で要請文を提出した。		
⑨	道路への設置許可対象の範囲拡大	太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	国土交通省	道路構造又は交通の安全に与える影響を勘案し、占用許可対象物件への追加の可否を検討中であり、平成23年度中に結論を得る。		
		電気自動車のための充電機器の道路占用の設置事例を紹介するなど、道路区域内に設置可能対象物件であることを各道路管理者へ周知徹底を図る。	平成23年度中措置	電気自動車のための充電機器の道路占用の設置事例を調査中であり、平成23年度中に設置事例と併せ、道路区域内に設置可能対象物件であることを各道路管理者へ周知徹底を図る。			

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施時期				
⑩	電気自動車の急速充電器の設置に係る電力契約の規制の緩和	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、電気自動車に係る急速充電器については、設置により契約種別が低圧から高圧に変更される場合や他の事業者が設置する場合には、新たな契約に際して追加的に発生する費用の負担の在り方・安全性の確保に配慮しつつ、同一敷地内において「複数の需給契約」が対応可能となるよう必要な見直しを行う。その上で、一般電気事業者に対して早期対応を促し、あわせて、その旨を国民に広く周知する。	平成23年度中結論、結論を得次第措置	経済産業省	現在、同一敷地内における複数契約を可能とするに当たって、追加的に必要となる引き込み線の費用負担の在り方・約款上の規定について、電気事業法上における制度的対応を含め検討中。なお、実施に当たっては、広く国民から意見を募る観点から、パブリックコメントに付し、平成23年度内に結論付ける予定。	
⑪	需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化	需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、あわせて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により定められた「適正な電力取引」についての指針における部分供給の概念で、同一敷地内において、一般電気事業者とグリーンPPSの両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(市場監視小委員会)等において明らかにし、国民に広く周知する。	平成23年度中措置	公正取引委員会、経済産業省	(公正取引委員会、経済産業省) 国民から広く意見を伺うため、部分供給の取扱いを明確化するための資料についてパブリックコメントを実施した上で、国民に広く周知を行うため、経済産業省HPへの掲載を平成23年度中に実施する。	
⑫	マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく主任技術者制度の解釈及び運用(内規)の見直し	電気主任技術者の外部委託制度について、平成21年度の制度改正後の保安確保の定着状況等に係る調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、マンション高圧一括受電サービスにおける点検の在り方について検討する。	平成23年度中調査開始、調査データを収集次第検討	経済産業省	平成23年度中に平成21年度の制度改正後の保安確保の定着状況等に係る調査を開始し、調査データを収集し、検討しているところ。「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正し、高圧一括受電するマンションの保安管理を外部委託により行う場合の住居部分の点検の頻度を一般電気工作物と同程度にするようにする予定。平成23年度中に公布・施行予定。	< 残された課題 > 「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の改正作業。
⑬	家庭用電気料金メニューの拡充	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、需要家の省CO2化等を推進していく観点から、一般電気事業者に対して、料金メニューの変更が可能な旨を周知し、電気自動車やスマートメーターも含めて需要家のニーズに柔軟に対応する観点から、新たな料金メニューの検討を促す。あわせて、その旨を国民に広く周知する。	平成23年度中措置	経済産業省	スマートメーターやこれを活用した柔軟な電気料金については、「エネルギー需給安定行動計画」(平成23年11月エネルギー・環境会議)において、スマートメーターも活用した柔軟な料金メニューの拡充や契約電力の引下げ等の取組を維持・拡大する方針が示され、また、第3回電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議(平成23年12月)において、「各電力会社が、季節別料金の供給約款メニュー化や選択約款における時間帯別料金の多様化、三段階料金の見直し等について検討を進めていくことが適当」と議論がされており、各電力会社に対しても検討を促している。	
⑭	低圧託送料金制度の創設	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会(制度環境小委員会)等において、特定規模電気事業者又は特定電気事業者による再生可能エネルギーの導入円滑化の観点から、低圧も含めた託送について検討し、結論を得た上で速やかに措置する。	平成23年度中検討、結論を得次第措置	経済産業省	特定規模電気事業者、特定電気事業者が調達する電源について、発電側が低圧、需要側が高圧以上となるケースでは一般電気事業者のネットワーク利用(託送)が可能となるよう、託送供給約款、電気事業法上における制度的対応も含め検討中。なお、実施に当たっては、広く国民から意見を募る観点から、パブリックコメントに付す予定。	
⑮	ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可	省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することと定めることと、両省が協議の上、道路占用許可が円滑に取得できるよう検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組むこととする。	平成23年度中検討、結論・措置	経済産業省、国土交通省	(経済産業省) 円滑な道路占用許可が行えるための方策について、現在、国土交通省と協議・検討中である。協議、検討結果を踏まえ、国土交通省から関係道路管理者に対して事務の取扱いについて通知するとともに、当該通知が道路管理者において周知徹底されるよう、平成23年度中に措置を講ずることとしている。 (国土交通省) 円滑に道路占用許可が受けられるための方策を現在、経済産業省と検討中であり、平成23年度中に結論を得る。その上で、道路管理者に対して当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組む。	
⑯	行政によるガス工事・通信工事等の委託費抑制	道路管理者が自ら道路の占用に関する工事(ガス工事・通信工事等)を行う際には、その費用負担について工事の落札状況に応じた適正な額となるよう留意する旨を平成20年3月に各道路管理者へ周知しているところ。当該通知以降、取扱いが適正に行われているかについて各道路管理者への調査を実施し、実態把握を行う。その上で、不適切な取扱いがなされている場合には速やかに改善策を講じる。	平成23年度中措置	国土交通省	平成20年3月の通知以降に道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行った場合の費用負担について調査したところ、事後精算を行っていない事例が散見されたため、当該通知の趣旨の理解を促すため、平成23年7月27日付けで、各道路管理者あて再度周知を行った。	

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑪	ガス事業託送約款料金算定規則における減価償却算定方法の緩和	ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が供給区域外で行うガス導管事業について、運用の実態を踏まえ、ガス導管事業者と同様に託送料金の算定に財務会計上採用している減価償却とは別の託送料金算定方法(30年の適用等)を適用することが可能かどうか検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省	ガス事業者のうち区域外導管を所有している者に対して、運用実態を確認し、区域外導管に関する減価償却費の償却年数について検討を行った。その結果、通常の託送供給料金算定と同様に、法人税法の定めによる減価償却年数(13年)とした場合には、供用開始後の数年間の託送料金が高額になると見込まれること、また、当該措置を行うことにより当該事業者の投資回収期間が長期化しても規制需要家への悪影響が回避できることについて、客観的・合理的に説明可能であれば、財務会計上採用している耐用年数とは異なる期間を採用して算定することは可能であるとの結論に至った。 しかしながら、区域外導管を所有する全てのガス事業者が本措置を望んでいるものではないことから、要望したガス事業者に対し、省令改正による対応ではなくガス事業法第22条第3項ただし書きによる特例承認により対応する旨の考え方を示したところ、当省の考え方に納得している。		
⑫	工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外	下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生したバイオガスについて、建築基準法施行令の適用除外・技術的指針の明示等により、立地を容易にする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論・措置	国土交通省	下水処理場におけるバイオガス製造について特定行政庁や関係省庁からのアライン等の実態調査を実施しているところ。その結果を踏まえ、下水処理場内のバイオガス製造工場の立地を容易にする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。		
⑬	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化	○河川 ＜河川縦断時の埋設許可要件・河川区域内での防護装置＞ 河川近傍における占用施設の安全性確保の観点も踏まえ、河川の一部を縦断する占用に対して、どのような社会的な要請があるかを明らかにして、河川の規模や状況等に応じた、治水上問題とならない縦断占用の要件等を明確化する方向で検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、平成23年度中結論	国土交通省	河川の縦断占用に関するニーズ調査を実施するとともに治水上問題とならない要件を検討中。		
		また、河川区域内での防護装置についても、二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて技術的な調査を実施する。	平成22年度検討開始、平成23年度中結論		二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて、文献調査を実施中。		
		○道路 ＜港湾施設としての道路＞ 社会インフラの整備に係る港湾施設としての道路の占用許可要件について、国土交通省は、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、道路法の取扱い(職務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係港湾管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。	平成22年度検討開始、平成23年度中結論・措置	国土交通省	「港湾法第37条第1項の占用許可等に係る事務処理について」(平成23年5月6日付 国港総第67号)にて、港湾管理者に対して当該事務の取扱いを通知済である。		
＜高速道路の占用許可要件＞ 高速道路については、道路法に基づく職務的占用の対象であり、許可基準(手続・技術的基準)も一般道路等と同様の取扱いとなることについて関係道路管理者に対して、周知する。	平成23年度中措置		高速道路におけるガスパイプラインの取扱いは一般道路等と同様の取扱いとなることについて、平成23年度中に関係道路管理者に対して周知する。				
○公共用地等 ＜公共用地等における占用許可要件＞ 社会インフラの整備に係る都市公園の占用許可要件等について、手続の円滑化を図る観点から、公益的事業に係る施設による都市公園の公益性等を考慮した占用許可の考え方を公園管理者(地方公共団体)に周知する。	平成23年度中措置		「平成23年度 全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料」として配布し、周知した(平成23年7月)。				
⑭	廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条の適用除外	焼却や埋立てを伴わないリサイクル施設の活動実態、周辺環境への影響について調査を行い、その結果を踏まえ、立地について都市計画が関与する必要がある、通常の工場と同等のものであるものについては、工場設置と同様の規制とする方向で検討し、結論を得た上で速やかに措置する。	平成23年度中検討・結論・措置	国土交通省	焼却や埋立てを伴わないリサイクル施設について処理工程や騒音等の周辺環境への影響等について実態把握のための調査を実施しているところ。その結果を踏まえ、都市計画が関与する必要があるかどうかについて関係部局と検討を行い、結論を得た上で、速やかに措置する。		

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期					
2. ライフライン分野								
①	医療法人の再生支援・合併における 指制の見直し	国民皆保険制度を守ることを前提として、以下を行う。 ① 医療法人と他の法人の役員を兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化を図る。	平成23年度措置	厚生労働省	医療法人と他の法人の役員を兼務して問題ないと考えられる範囲の明確化について、社会保障審議会医療部会において議論を行っており、平成23年度中に措置する予定。		○	
		② 医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることの必要性について検討する。	平成23年度検討、結論		医療法人が他の医療法人に融資又は与信を行うことを認めることの必要性については、社会保障審議会医療部会において議論を行っており、平成23年度中に結論を得る予定。			○
		③ 法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化について検討する。	平成23年度検討、結論		法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化については、社会保障審議会医療部会において議論を行っており、平成23年度中に結論を得る予定。			○
②	医師不足解消のための教育規制改革	基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、中長期的な医師養成の計画を策定する。	平成23年度措置	文部科学省、 厚生労働省	(文部科学省) 基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、とりまとめた論点整理について、国民の意見募集を実施。 医療提供体制の見直しの議論等の社会保障改革の動向を踏まえて検討を進めていく必要がある。 (厚生労働省) 基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、とりまとめた論点整理について、国民の意見募集を実施。 医療提供体制の見直しの議論等の社会保障改革の動向を踏まえて検討を進めている。	(文部科学省) 基礎医学研究者を含む医師不足や養成数の地域偏在といった現状認識を踏まえ、医学部やメディカルスクールの新設も含め検討し、とりまとめた論点整理について、国民の意見募集を実施。 医療提供体制の見直しの議論等の社会保障改革の動向を踏まえて検討を進めていく必要がある。	○	
③	医療行為の無過失補償制度の導入	誰にでも起こりうる医療行為による有害事象に対する補償を医療の受益者である社会全体が薄く広く負担するため、保険診療全般を対象とする無過失補償制度の課題等を整理し、検討を開始する。	平成23年度検討開始	厚生労働省、 法務省	(厚生労働省) 平成23年8月に「医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会」を立ち上げ、検討を開始した。 (法務省) 厚生労働省において行われている上記検討会に参加している。		◎	
		また、同制度により補償を受けた際の免責制度の課題等を整理し、検討を開始する。	平成23年度検討開始		(法務省) 同上			◎
④	希少疾病用医療機器の市場導入促進に向けた制度の整備	希少疾病用医療機器については、患者のベネフィットとリスクのバランスを勘案し、申請から承認までの期間のうち行政側として審査に要する期間を1年以内とすべく、国内外の安全性データと有効性データ(非臨床、臨床、文献)を基に承認審査を行うことについて検討する。	平成23年度検討、平成24年度措置	厚生労働省	国内外の安全性データと有効性データ(非臨床、臨床、文献)を基に承認審査を行うことについて、国内外の情報を収集しつつ、平成24年度に措置することを目標に、現在検討しているところである。		○	
⑤	医療機器の改良改善に係る一部変更承認申請不要範囲の拡大	医療機器における改良改善については、承認書の記載が求められる事項について、一部変更承認を不要とし、経費変更届の提出にて手続が完結する、若しくは届出が不要となる範囲の更なる明確化を検討することにより、実質的な範囲の拡大を図る。あわせて、経費変更届による変更の適正な実行を担保するとともに、類似品目で共通の変更がある場合の合理的な運用について検討する。	平成23年度検討、結論	厚生労働省	一部変更承認申請及び経費変更届を要する範囲のより一層の明確化に向けた検討として、医療機器業界からの意見聴取を実施しているところ。その結果を踏まえ、当該範囲のあり方について検討し、結論を得る予定。		○	
⑥	医療機器における品目ごとのQMS調査制度の見直し	企業及び調査側双方の負担を軽減するため、医療機器における品目ごとのQMS調査の中で、調査手法や提出資料の見直し及び、PMDA、都道府県、登録認証機関といった複数の調査機関の調査結果の相互活用など調査の改善を図る。	平成23年度措置	厚生労働省	平成22年10月1日に、企業の負担軽減を考慮して、QMS調査の改善を検討するために、医療機器の業界団体との間でWGを設置した。 その検討結果を踏まえ、品目ごとのQMS調査の改善、調査業者間の調査結果の相互活用等、より適切なQMS調査が行えるように、平成23年4月1日付及び平成23年5月30日付で通知等を発出し、運用の改善を図ったところ。	QMS調査制度については、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会において検討をいただき、平成24年1月24日に同検討部会の報告書(「薬事法等制度改正について」とりまとめ)が公表されたところ。	◎	
⑦	医薬品・医療機器におけるイノベーションの適切な評価の実施	診療報酬点数や保険医療材料の償還価格については、平成24年度の診療報酬改定においても、関係学会の要望や、業界との対話、価格調査等を踏まえ、引き続き細分化や機能区分の適正化について検討を行う。	平成23年度検討、結論	厚生労働省	保険医療材料の償還価格の在り方について、平成23年9月28日の中央社会保険医療協議会保険医療材料専門部会において、医薬品の償還価格については、平成23年8月24日の中央社会保険医療協議会薬業専門部会において関係業界との意見交換を行った。	平成24年度診療報酬改定に向けて薬価制度および材料償還価格制度のあり方について検討中。	○	

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑧	施設・入所系サービスの再編	介護保険施設等の施設・入居系サービスと居宅系サービスの在り方について、介護保険施設等の機能の現状と、「ケア付き住宅」の最近の動向を踏まえ、諸外国の例も含めて調査研究する。	平成23年度中検討開始	厚生労働省、国土交通省	(厚生労働省) 平成23年度老人保健健康増進等事業を活用し、左記の内容について調査研究を行っているところ。		◎
		高齢者専用住宅等については、保証されるサービスが不明確になっているので、「ケア付き住宅」を、常時ケアが提供される体制のもの、あるいは、24時間常駐・見守りのある体制のもの、そうでないものについて整理する。	平成23年度中措置				
⑨	居宅サービス事業所における統合サービスの運営	居宅サービス事業所を統合運営できるように人員基準を緩和し、基幹の施設サービスや居宅介護サービスに併せて、単体では人員基準を満たさない場合でも、介護保険サービスとして提供可能とすることについて検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	厚生労働省	平成23年6月に成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(法律第72号)により、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する複合型サービスを創設したところ。(平成24年4月1日施行) 複合型サービスの具体的な人員配置基準、報酬については、現在、平成24年度介護報酬改定に向けて検討しているところ。		○
		小規模多機能型居宅介護の地域密着型4施設併設で認められている職員の行き来(兼務)や、施設・設備の兼用などを、適正な範囲でその他のサービスに拡大することについて検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論				
⑩	特別養護老人ホームの医療体制の改善	特別養護老人ホーム等の医務室は医療上の診療所であり、その構造等が全ての被保険者に対して開放されている等必要な要件を満たす場合には、保険医療機関として指定を行うことが可能であるとの解釈の周知徹底を図る。	平成23年度中措置	厚生労働省	特別養護老人ホーム等の医務室についても、必要な要件を満たす場合は保険医療機関として指定を行うことが可能であるとの解釈の周知の方法について検討中。		○
⑪	介護保険の指定を受けた事業所の活用	設備資源をいかすため、「デイサービス」の終了後に学童児童の延長学童として利用するなど、適切な目的で介護保険サービス指定事業所を活用することは可能であることを周知徹底する。	平成23年度中措置	厚生労働省	左記の内容を平成23年度中に周知する予定。		○
⑫	給付限度額を超えて利用する場合の利用者負担の見直し	通常の月とは異なる緊急時サービス、あるいは、事業所特定加算等一定の加算の取扱いなど限度額については、利用者間の公平や財源を配慮しつつ、社会保障審議会介護給付費分科会における次期介護報酬改定の検討過程で検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	社会保障審議会介護給付費分科会における平成24年度介護報酬改定の議論の結果、訪問看護の特別管理加算及び緊急時訪問看護加算を区分支給限度基準額の算定対象から除外する見直しを行うとの審議報告が12月7日にとりまとめられた。 現在、平成24年度介護報酬改定に向けて当該審議報告に基づいた具体的な改定案について検討中。		○
⑬	「介護サービス情報の公表」制度の見直し	介護サービス情報公表制度を見直し、調査の義務付けを廃止するなど、事務の軽減を図り、手数料によらずに運営できる新しい情報公表の仕組みを構築する。	平成23年度中措置	厚生労働省	必要と認めるときに調査を行うことができるなどの旨を盛り込んだ「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年通常国会において可決成立し、平成24年4月1日に施行される。		◎
⑭	訪問介護など居宅サービスにおける運営基準等の解釈の標準化	各サービスにおける法解釈に係る判断基準の明確化を図り、標準化に取り組む。	平成23年度中措置	厚生労働省	運営基準等の解釈の標準化のため、自治体の指導監督担当職員の研修(平成23年度は10月)を実施した。また、平成24年度介護報酬改定に向けて、解釈通知の改正を予定している。		○
⑮	障害者自立支援法の移動支援事業(地域生活支援事業)を居宅介護事業者が行う際の人員要件の見直し	移動支援の在り方に関する議論を踏まえつつ、居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護等のサービス提供時間内に移動支援事業に従事することを可能とする方向で検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	現在、平成24年度報酬改定に向けた「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、サービス提供責任者の配置基準の見直し検討を行っているところであり、当該検討と既定事項である居宅介護事業所のサービス提供責任者の移動支援の時間内従事は密接不可分の関係にあることから、検討チームにおける検討と並行して検討・結論、結論を得次第措置することとしている。		○

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑥	障害者の雇用・就労促進のための多様な働き方の支援策の強化	雇用・就労を促進するため、多様な働き方を支援する環境整備を行うための方策について検討し、結論を得る。	平成23年度中検討、平成24年度中を目途に結論	内閣府、厚生労働省	(内閣府) 平成23年8月に障害者基本法を改正し、それに基づく障害者基本計画を平成24年中目途で策定予定。その計画の中に、労働及び雇用の分野における施策の基本的方向を記述するとともに、当該基本計画に基づき、障害者政策委員会が施策の実施状況を監視していく予定。 (厚生労働省) ・障害者の雇用促進を図るため、企業に対する雇用率達成指導を実施するとともに、障害者に対して障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うため、ハローワークを中心に「チーム支援」の実施や、「障害者就業・生活支援センター」の拡充などに取り組んでいる。 また、在宅就業する障害者を支援するため、平成23年度は、事業主及び地方自治体に対するリーフレット配布等により在宅就業支援制度の周知・啓発に取り組んでいるほか、平成24年度予算案に、在宅就業障害者に対する受注拡大等に資する取組や職業訓練等を積極的に実施する団体等の活動を支援するため、その費用に対する助成を盛り込んでいる。 ・障害者の職業能力開発の促進を図るため、個々の障害者の特性にきめ細やかに対応しつつ、障害者職業能力開発施設で職業訓練を実施するほか、事業主等を活用した障害者の雇用に際した多様な委託訓練を実施している。		○
⑦	安心こども基金の補助対象範囲の拡大等	各自治体における特種児童解消に向けた取組が更に進むよう、安心こども基金の助成対象、事業内容、補助基準等の在り方について、保育サービスの質の確保に留意しつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論	厚生労働省	平成22年11月にとりまとめた「特種児童解消「先取り」プロジェクト」に基づき、安心こども基金においても、保育所緊急整備等の補助率の嵩上げ要件の緩和や土地借料補助等の事業についても新たに実施することとした。 また、平成23年度予算において必要な予算を確保し、子育て支援交付金において児童福祉施設最低基準を満たした認可外保育施設の運営費補助など新たな取組を行った。 これらの事業を着実に実施することにより、特種児童の解消を図るための「子ども・子育てビジョン」の目標の達成に努める。		◎
⑧	放課後児童クラブの開所時間の延長	放課後児童クラブの開所時間の延長等、地域の実情や保護者の就労状況に即した放課後児童クラブの促進について、平成23年度より実施する。	平成23年度措置	厚生労働省	地域の実情や保護者の就労状況に即した開所時間の延長を促進するため、平成23年度予算において、開所時間の延長にかかる国庫補助の充実を図った。平成24年度予算案においても、引き続き計上。 →18時を超えて開設する放課後児童クラブの割合が増加【51.9%(平成22年)→55.4%(平成23年)】		◎
⑨	駅中保育施設整備に係る規制緩和	既存の駅舎に保育所などの子育て施設を増築する工事の円滑化に向け、構造耐力規定を柔軟に見直すことを検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、できるだけ早期に結論	国土交通省	既存不適格建築物の増築等の円滑化に向けた構造関係規定の合理化等について、平成23年5月1日に建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第46号)及び関連の告示(※)を施行し、構造耐力上の安全が確かめられれば鉄筋コンクリート造等の柱の小径基準等の仕様規定を適用しないこととしたところ。 ※ 鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第432号)、鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件(平成23年国土交通省告示第433号)		◎
3. 農林・地域活性化分野							
①	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止について、解除に向けて検討し結論を得る。	平成23年度中検討・結論	厚生労働省	レンネットに関する海外の規制や製造方法、流通実態等を調査した上で、平成23年12月9日に輸入禁止の解除の方針について、農事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状菌症対策部会で専門家から意見を聴き、EU内での規制の状況等について追加調査が必要との指摘を受けたので、今後速やかに調査を行った上で、再度検討を行う。		○
②	振興中の産業遺産の世界遺産への登録	振興中の産業遺産の世界遺産登録に関して、関係府省会議や有識者会議の設置を含め、関係府省が一体となって検討を行うとともに、関係府省は、現行の文化財保護法に基づく保全方策以外の方策について速やかに検討を開始し、できる限り早期に結論を得る。	平成22年度中に検討を開始し、平成23年度中できるだけ早期に結論	内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省	(内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省) 平成23年3月7日、内閣官房に「産業遺産の世界遺産登録に係る関係省庁連絡会議」を設置し、関係省庁の連携のもとに、振興中の産業遺産の保護管理の在り方等について検討を開始。9月15日に同連絡会議幹事会を開催し、九州・山口の地元地方公共団体等からのヒアリングを行った。また11月に内閣官房では関連する国際会議(ICOMOS総会)が開催されたバリエに職員を派遣し、産業遺産に詳しい外国人専門家から保護管理の在り方等について意見聴取を行った。今後、関係省庁や関係自治体との協議を踏まえつつ、平成23年度中の結論を目指す。	(内閣官房、文部科学省、経済産業省、国土交通省) 文化財保護法の保全方策以外の方策の在り方について、海外専門家の意見を踏まえ、内閣官房が具体的提案を行い、関係省庁と協議の上、年度内の取りまとめに向け調整を進める。	○

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
③	かやぶき屋根等木造建築物に関する建築基準法の緩和	日本の伝統構法を用いたかやぶき屋根等木造建築物の文化的価値を継承し、地域活性化を図る観点から、建築基準法第22条に基づき特定行政庁が指定する区域内の建築物の屋根の構造及び区域の指定の在り方等について検討し結論を得た上で、地方公共団体に技術的助言(ガイドライン)を発出する。	平成23年度検討・結論・措置	国土交通省	特定行政庁における建築基準法第22条に基づく指定に係る実施等の確認を行い、指定の在り方等について検討をしているところ。		○
④	河川護岸の整備や人遺橋の設置における仕組みの整備等	地域の魅力をいかした観光振興の観点から、河川景観の形成・保全と治水に必要な諸基準との関係を定めた国土交通省「河川景観の形成と保全の考え方」(平成18年10月)及び「中小河川に関する河道計画の技術基準」(平成22年8月)に沿って良好な河川景観の整備が進むよう、これらの周知徹底を図るとともに、河川空間の景観や利用快適度を評価し、護岸、人遺橋等の施設の整備・管理にフィードバックする仕組みを検討する。	平成23年度検討開始	国土交通省、農林水産省	(国土交通省) 担当者会議等において、国土交通省「河川景観の形成と保全の考え方」(平成18年10月)及び「中小河川に関する河道計画の技術基準」(平成22年8月)の周知徹底を図るとともに、河川空間の景観や利用快適度の評価手法について検討を進めているところ。		◎
		また海岸景観に関しても、「海岸景観形成ガイドライン」に基づく取組が適切に行われるよう、併せて周知徹底を図る。	平成23年度措置	(農林水産省、国土交通省) 当該ガイドラインについて、海岸部局のHPに掲載を行い、一層の周知・徹底を図った(平成23年11月掲載)。	(農林水産省、国土交通省) HP掲載の他、今後とも海岸担当委員会において「海岸景観形成ガイドライン」に基づく取組が適切に行われるよう、さらなる周知に努めることとしている。		◎
⑤	着地型観光に即した各種規制の見直し-旅行業法 第3種旅行業者の適用除外等-	着地型観光の高まる中、地域自らが主催する事業型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法 第3種旅行業者の適用除外や第4種として新たな力テグリーを創設するなど、消費者保護の観点も踏まえつつ、地域の資源を使いやすくする方策について、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	消費者保護の観点も踏まえつつ、地域の資源を使いやすくする方策について検討し、平成23年度中には結論を得ることとしている。		○
⑥	酒類の卸売業免許の要件緩和	酒税の保全上問題を生じさせないことを前提として、地域資源(農産物等)を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒税やその営業方法等、一定の条件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の弾力的な運用を行うことを検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省	地域資源(農産物等)を原料とした酒類の販売を行う場合における卸売業免許取得に係る年間販売基準数量については、酒類業界の現状を踏まえたと、酒税の保全に与える影響等に留意しつつ、弾力化する方向で検討を行っているところであり、平成23年度中に結論を得る。		○
		酒類卸売業への新規参入に関するニーズを踏まえた上で、需給調整要件を緩和(免許枠の拡大、新たな免許区分の設定等)し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的な運用を行うことを検討し、結論を得る。 また、申請手続に関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図ることを検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	酒類卸売業免許については、新規参入に関するニーズや酒税の保全に与える影響等を把握するため、事業者や団体からのヒアリング等を実施中であり、その結果を踏まえつつ、需給調整要件については、免許枠の拡大や新たな免許区分の設定を念頭に、平成23年度中に結論を得るべく検討を行っているところ。 また、申請手続に関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図る方向で検討を行っているところであり、平成23年度中に結論を得る。		○	
⑦	道路使用許可等の弾力的な運用及び申請手続の簡素化	歩道・車道空間を活用した地域の各種イベントを開催する場合、道路使用及び占有許可が取得しやすくなるよう、既に発出済みの道路使用許可及び占有許可の取扱いに係る通知等や道路使用許可に係る申請書の様式の統一化について、改めて周知徹底を行うとともに、申請手続の簡素化及び一層の弾力的な運用を図ることについて、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省、警察庁	(国土交通省) 地域の各種イベントを開催する場合の道路占有許可が円滑に行われるよう、申請手続きの簡素化及び一層の弾力的な運用について検討中であり、平成23年度中に結論を得る。 (警察庁) 道路において各種イベント等を実施する際の道路使用許可の手続について、「イベント等に伴う道路使用許可の適正な取扱いについて」(平成23年4月28日付け警察庁丁検発第75号)を発出し、これまで発出した通告等の周知を図るとともに、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について」(平成23年7月4日付け警察庁丁検発第102号)を発出し、申請手続の簡素化及び一層の弾力化を図るための措置を講じた。		○

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施時期				
⑧	アーケードに添架する装飾等の運用の緩和	各種イベントの装飾等をアーケードに適切に添架できるよう、添架期間や方法等に応じた許可の範囲について検討し、技術的助言(ガイドライン)を发出する。 平成23年度検討・結論・措置	国土交通省、総務省、警察庁	(国土交通省) 事業者や特定行政庁にアーケードに添架する装飾等の実態についてヒアリングを実施。それらの結果を踏まえつつ、建築基準法第44条に関する技術的助言の内容および发出方法について検討をしているところ。 (総務省) 関係省庁においてアーケードに係る許可に関する取扱いについて検討中であり、消防庁としては、当該検討の結果を踏まえて、各消防本部に通知等により周知を図る予定である。 (警察庁) イベント等に伴うアーケードへの装飾については、道路使用許可が必要となる場合があるが、道路使用許可の手続について、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について」(平成23年7月4日付け警察庁下規発第102号)を发出し、申請手続の簡素化及び一層の弾力化を図るための措置を講じた。		○
⑨	商店街振興組合の活性化	商店街においては、近年、経営者の高齢化、後継者難等により店舗を第三者に賃貸し商店街振興に携わる事例が増えていることから、このような不動産賃貸を行う事業者も定款で組合員資格を付与すれば組合活動に参加できることを周知する。 平成23年度措置	経済産業省	○ 平成23年3月、不動産賃貸を行う事業者も商店街振興組合の活動に参加したいと要望している商店街振興組合を訪問し、定款で組合員資格を付与すれば組合活動に参加できる旨を説明した。 ○ 全国商店街振興組合連合会が毎年度、全国47の都道府県商店街振興組合連合会に対して、全国商店街振興組合連合会主催で説明会(平成23年度は7月26日～27日に開催)を開催。平成23年4月8日付けで閣議決定された商店街振興組合法に係る規制・制度改革の内容を説明するとともに、不動産賃貸を行う事業者も定款で組合員資格を付与すれば組合活動に参加できる旨を周知した。	商店街振興組合の数は全国商店街振興組合連合会の調査では2,354組合あるため(平成22年3月31日現在)、今後も引き続き説明会やホームページ、広報誌等で周知を行っていくこととする。	◎
⑩	中心市街地活性化基本計画における計画期間の緩和	中心市街地活性化基本計画に関する都市再開発法による市街地再開発事業の認定事業については、事業が長期にわたるものが多い実態に鑑み、当初から5年を超える期間にて策定されている場合、当初計画と再認定計画の間に隙間が生じないよう、円滑に再認定を行うことについて、検討し、結論を得る。 平成23年度検討・結論	内閣府	平成23年7月22日に中心市街地活性化基本計画の認定自治体に対し、「認定中心市街地活性化基本計画の期間終了後の取り扱いについて」を送付し、当初計画と連続して新たな計画の認定を受ける場合の留意点について周知した。	中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルを改正し、当初計画と連続して新たな計画の認定を受ける場合の留意点について追記した。	◎
⑪	大規模集客施設の郊外立地抑制について	平成18年の「まちづくり3法」の改正等が大規模集客施設の立地に与えた影響や、自治体による農地転用許可が大規模集客施設の立地に与えた影響など、大規模集客施設の立地動向に係る全国的な実態調査を行い、調査結果を公表する。 平成23年度措置	国土交通省	大規模集客施設の立地動向に係る全国的な実態調査を行っているところ。		○
⑫	観光目的の船舶(20t以上)の検査及び設備の設置要件の緩和	20t以上の遊覧船や屋形舟において、航行区域が平水区域に限定される場合には、船舶の安全性への影響を考慮しつつ、検査及び設備の設置要件の緩和について、検討し、結論を得る。 平成23年度検討・結論	国土交通省	船舶の不具合データ等を解析し、安全性を確保しつつ、緩和可能な措置を年度内に特定する予定。		○
⑬	旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の拡大	平水区域内を航行する遊覧船や屋形舟に係る航路申請において、一定区域内における航路変更に対応できるゾーン管理の仕組みを取り入れるなど、弾力的運用の在り方について、検討する。 平成23年度検討開始	国土交通省	許可に当たっての安全審査を行う現場部署との間で、ゾーン管理の仕組みを導入した場合の具体的な審査方法等につき、検討中。	湾内、港内等の一定の限られた水域における安全航行の担保のため、安全審査に当たっての航路障害物、横断海域の航行、岸壁の使用調整等について、具体的な担保方等を検討の必要あり。遊覧船事業者等関係者との調整が必要。	◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑭	コミュニティを支える中小企業の資金調達の多様化	地域住民の有する貯蓄を域内で直接的に活用し、商店街等を中心とする地域コミュニティを支える中小企業の資金調達の多様化を図ることに資するよう株式会社等として社債を発行する場合の金融商品取引法上の位置付けについて明確化を図り、周知する。	平成23年度措置	金融庁	企業が社債を発行する場合の金融商品取引法上の位置付けを平成24年3月までに金融庁ウェブサイトへ公表し、明確化する予定。		○
⑮	大気汚染及び水質汚濁の原因となり得る特定工場の立地段階に必要となる手続の迅速化	グローバル競争が激化する現下の状況を踏まえ、60日の審査期間を短縮する措置を実施するよう地方公共団体に周知するとともに、事業者との相談体制の整備や都道府県での審査事例の収集・展開など、地方公共団体が迅速な対応を行えるよう必要な方策を講じる。	平成23年度措置	環境省	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法で定められた施設の設置・構造要件等に係る届出の審査に当たって地方公共団体から照会が多い事例や、地方公共団体における審査期間短縮に資する取組等の収集・整理を実施しているところ。とりまとめた事例集等を地方公共団体へ情報提供すると共に、これを参考として審査期間の短縮を図るよう通知等により平成24年3月頃周知する予定。		○
⑯	工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定の在り方	国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の要因となりうる、飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対する面積算入範囲の拡大、緑化のための植栽規定の見直し、地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策等、緑地面積率規定の在り方について検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	経済産業省	平成23年1～4月に工場立地法検討小委員会を開催し、その結果を受け、工場立地法施行規則(省令)の改正により、植栽規定の面積や木の本数の要件を撤廃、小規模な緑化を推進している事例を適正に評価できる仕組みの導入などを行った。 また、地域準則を積極的に活用させる方策として、地域準則等を定める際の自由度の拡大(緑地面積率の下限を5%拡大等)や新たな区域区分を追加し、自治体の実際の土地利用のあり方に応じた地域準則の割合を決定できるよう告示の改正により措置した。 さらに、緑地として認められる屋上緑地等の重複緑地の算入率を、自治体の判断で緑地面積の25%から50%の間で設定できるよう告示の改正により措置した。 (平成23年9月30日改正)		◎
⑰	地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し	近隣の事業所間を埋設配管以外の配管で接続する場合、万一の事故時に延焼防止を図るとともに安全かつ適切な消防活動ができるように空地を設けて設置する必要があるが、配管経路や配管の構造によっては、省エネ効果の低減等、課題が生じる場合もあると考えられる。事業所間を接続する配管のうち、当該事業所内の部分については、事業所ごとの実態に合わせて、万一の事故時に延焼防止に有効でありかつ消防活動が安全かつ適切に実施できる措置がとられていることについて事業所が検証し市町村長等が適切であると確認した場合、必要な空地を減らすことができる(空地を不要とすることを含む。)旨を通知により明らかにするとともに、その具体的な方策について例示する。	平成23年度措置	総務省	地上に設置された移送取扱所の配管の空地について、万一の事故時に延焼防止に有効でありかつ消防活動が安全かつ適切に実施できる措置がとられていることについて事業所が検証し市町村長等が適切であると確認した場合には、必要な空地を減らすことができる旨を年内に通知する予定。また、この際に空地を減らすことができる具体的な方策として、水密構造で両端を閉塞した防護構造物、危険物の流出拡散を防止することができる防火上有効な廊等の工作物を周囲の状況に応じて保安上有効に設置した場合を例示する予定。		◎
⑱	PPP/PFI制度の積極的な活用	PFI制度の一層の活用を図る観点から、以下について検討し、結論を得る。 ① SPCの株式の譲渡	平成22年度検討・平成23年度結論	内閣府	SPCの株式の譲渡については、平成22年度に委託調査により関係者からのヒアリング等を実施し、平成23年度は改正PFI法との整合を図りつつ、検討を行っているところ。	関係者の意見のヒアリングを踏まえ、今後、ガイドラインの改正等に反映する。	○
		② 公物管理権の民間への部分開放	平成23年度措置		第177回通常国会において、公施設等運営権の導入、公務員の派遣等についての配慮規定等を盛り込んだPFI法改正法が成立し、6月1日に公布された。	23年6月1日にPFI法改正法が公布された(11月30日施行)。	◎
		③ 公務員の民間への出向の円滑化	平成23年度措置				◎
⑲	中国人訪日査証の要件等の見直し	国際観光誘致のため、中国人についての査証の発給要件など、訪日査証の在り方について、検討する。	平成23年度措置	外務省	平成23年9月1日より「中国人訪日観光ビザ」について、さらなる緩和を実施した。今回の緩和で、これまでの発給要件の「一定の職業上の地位及び経済力を有する者」から、「一定の職業上の地位」を除き、「一定の経済力を有する者」とし、滞在期間はこれまでの15日のみであったが、旅行日程に応じて15日もしくは30日とした。当該緩和措置は、平成22年7月から平成23年6月までの旅行期間レビューを踏まえて決定したものである。 また、平成23年7月には沖縄を訪問する中国人観光客に対する数次査証の発給が開始された。本件査証は沖縄を訪問する中国人観光客及びその家族を対象に発給され、有効期間は3年間で、一度の滞航で最大90日間日本に滞在することができる。発給開始から平成23年11月末日までに7203件発給されている。	「中国人訪日観光ビザ」に対する緩和措置はまだ実施からさほど期間が経過していないことから、今後状況を注視しつつ、必要な見直しを行う。 また、沖縄を訪問する中国人観光客に対する数次査証についても、発給開始から一年間の運用状況のレビューを行い、必要な見直しを行っていく。	◎
⑳	国際線の入国時の税関検査の簡素化	入国時の一連の税関検査に関して、申請書提出の有無や旅券提示の有無を含め、諸外国の対応状況を調査した上で、改めて、当該税関検査の合理性について検証し、結果を公表する。	平成23年度措置	財務省	諸外国における旅券、税関申告書の提出の有無や検査体制等についての調査結果をとりまとめつつ、検証を進めている。		○

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
4. アジア経済戦略、金融等分野							
4-1. 人材分野							
①	インターナショナル・スクールに関する 制度の改善	各種学校の設置認可の弾力的な取扱いを促すよう措置を講じる。	平成23年度措置	文部科学省	外国人学校について、学校経営の安定や我が国に在在する外国人の子どもの適切な就学等を図るため、平成23年9月16日に「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査研究委員会」を設置し、各種学校の設置認可・準学校法人の設立認可等に関する実態と課題等に関する調査を行ったところであり、委員会における検討を踏まえ、インターナショナルスクールの各種学校設置認可の弾力的な取扱いを促進するため、平成23年度中に都道府県に対して通知する等、措置を講じる。		○
②	高度外国人材が両親を帯同させることができる制度の整備	在留資格「家族滞在」の対象にするなど配偶者・子供に加え、高度外国人材本人あるいは配偶者の両親を含め、帯同させることができるようにすることについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省、厚生労働省	(法務省) ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度の検討の中で経産省、厚生労働省等と検討を行い、平成23年12月28日に検討結果を公表したところ。(報道発表資料: http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00020.html) (厚生労働省) 現在、法務省を中心に、ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理上の優遇制度の中で検討中。	(法務省) できるだけ早期に本制度を開始できるよう、近日中に法務省告示案に関するパブリックコメントを実施し、その後所要の手続きを経て公布する予定。	◎
③	海外大学新卒者への在留資格認定証明書交付手続の迅速化	海外の大学を卒業する外国人学生についても、卒業見込証明書の提出で、在留資格認定証明書の交付審査を開始し、その他の要件が満たされれば、卒業証明書の提出をもって在留資格認定証明書を発行することについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省	検討中		○
④	「パッケージ型インフラの海外展開」に対応した、在留資格「研修」の見直し	パッケージ型インフラの海外展開のために、現地のパートナー企業から人材を受け入れる企業により行われる研修が適正かつ円滑に実施できるよう関係省庁間で協議の上、「非実務研修」の範囲を具体的に例示し、公表する。	平成23年度措置	法務省、厚生労働省	(法務省) 検討中 (厚生労働省) 現在、法務省を中心に検討中。		○
⑤	我が国の介護福祉士の国家資格を取得した外国人が就労可能となる制度の整備	EPAに基づき受け入れた外国人介護福祉士の就労状況や、この分野が国内人材の重点的な雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえながら、EPAに基づく介護福祉士候補者以外の外国人が、我が国の大学等を卒業する等により、我が国の介護福祉士資格を取得した場合、介護福祉士として我が国で就労できるように在留資格を新たに創設することについてその可否を含め検討する。	逐次検討	法務省、厚生労働省	(法務省) EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間延長について、「人の移動に関する検討グループ」での検討結果を踏まえ、平成23年3月11日の閣議決定(「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」)により、平成20年及び平成21年に入国した候補者について、外交的配慮の観点から、特例的に再度の受験機会を得させるものとして、一定の条件下、滞在期間の延長を1年に限り、認めることが決定されたところである。 (厚生労働省) EPAに基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間延長について、「人の移動に関する検討グループ」での検討結果を踏まえ、平成23年3月11日の閣議決定(「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」)により、平成20年及び平成21年に入国した候補者について、外交的配慮の観点から、特例的に再度の受験機会を得させるものとして、一定の条件下、滞在期間の延長を1年に限り、認めることが決定されたところ。 介護分野における外国人の受入れについては、EPAで受け入れた外国人介護福祉士の就労状況や、この分野が国内人材の重点的な雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえながら、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の国家資格を取得した外国人の受入れの可否について逐次検討する。	(法務省) 介護分野における外国人の受入れについては、EPAで受け入れた外国人介護福祉士の就労状況や、この分野が国内人材の重点的な雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえながら、我が国の大学等を卒業し、介護福祉士等の一定の国家資格を取得した外国人の受入れの可否について逐次検討する。	○
⑥	在留資格「投資・経営」の基準の明確化	2名以上の外国人が共同で起業し、他に従業員がいない状態で、それぞれ役員に就任しようとする場合、当該外国人全員に在留資格「投資・経営」が付与できるような条件を具体的に例示し、公表する。	平成23年度措置	法務省、厚生労働省	(法務省) 検討中 (厚生労働省) 現在、法務省を中心に検討中。		○
⑦	査証の発給要件の見直し等	時代の状況や査証発給業務の実態を踏まえ、発給要件の見直し、一部の査証発給に要する期間の適正化及び相談窓口対応の向上など、査証発給を円滑化することについて検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	外務省	査証発給体制の強化(査証WANシステムの整備)により、円滑な査証発給に努めている。また、特に訪日観光客数の多い中国においては、例えば、在中国大使館では中国人団体査証の標準処理日数を5日から3日に短縮するなど、申請から査証発給までの期間短縮を実施している。	引き続き在外公館と緊密に情報を交換し、査証発給業務の一層の効率化に努める。	◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
4-2. 物流・運輸分野							
①	リターンブルパレット等の関税免除手続の改善	リターンブルパレット等反復利用される容器について、環境面及び企業のコスト削減に資することから、普及に向け、輸出入時の免税手続についてより簡素化させる。具体的には、全ての種類に対してリターンブルパレットを一欄にまとめて申告する方法、提出書類の簡素化、提出書類の重複を防ぐための税関同士の情報共有化と連携強化等につき、関連事業者の意見を踏まえ、検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省	リターンブルパレット等に係る関税免除手続を簡素化等するための施策について、関連事業者からの意見も踏まえつつ、平成23年度中に検討の結果、結論を得る。		○
	認定事業者(AEO)制度の改善	特例輸入者が特例申告を利用する場合の財務上の担保要件の緩和について、適正な租税債権確保の観点も踏まえつつ、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省	特例輸入者が特例申告を利用する場合の財務上の担保要件の緩和については、関税・外関為替等審議会関税分科会企画部会の下に設けられた貿易円滑化ワーキンググループにおける議論を踏まえ、適正な租税債権確保の観点も踏まえつつ、平成23年度中に検討の結果、結論を得る。		○
②		アメリカ、EU等の各セキュリティ対策(24時間ルール、10+2ルール等)が、我が国のAEO事業者について緩和されるよう、関係省庁間で適宜連携し、交渉を継続する。	逐次実施	財務省、経済産業省、外務省	(財務省、経済産業省)我が国のAEO事業者に対するアメリカ、EU等の各セキュリティ対策(24時間ルール、10+2ルール等)の適用緩和については、日米経済調和対話などの2国間協議の機会を利用して協議を行っている。		○
		審査・判定基準及び運用の標準化・統一化・透明化について、税関ごとの対応が異なることにより利用者の利便性が損なわれることがないよう、より一層周知徹底する。	平成23年度措置	財務省	審査・判定基準及び運用の標準化・統一化・透明化については、平成23年9月に認定事業者管理官会議、同年11月に各税関のAEO担当者を対象に専門研修を開催し、統一的な対応が確保されるよう、周知徹底を実施済み。	実施後の効果及び問題点について注視している。	◎
③	営業区域外における通関業務の取扱の緩和	営業区域外における通関業務を行いやすくするための施策(例えば、輸出通関に係る保税搬入原則の見直し後において、輸出申告後に船積港が変更された場合に、許可を受けている区域内と許可を受けていない区域内の手続について、「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの(通関業法第9条ただし書)」として認める範囲の拡大や、通関業者が新たな区域に進出しようとする場合の手続の更なる簡素化等)につき検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	財務省	輸出通関における保税搬入原則の見直し後の営業区域外における通関業務を行いやすくするための施策(例えば、輸出申告後に船積港が変更された場合に、許可を受けている区域内と許可を受けていない区域内の手続について、「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの(通関業法第9条ただし書)」として認める範囲の拡大等)については、関連事業者からの意見も踏まえつつ、平成23年度中に結論を得るべく検討中。		○
④	経済連携協定に基づく特定原産地証明制度の利便性の向上	国際競争力を強化するEPA税率の利用を促進するため、以下の点について原産地証明制度を改善する。 ① 現行体制下での事務合理化による原産地証明書発給の迅速化策について、所要の措置を講じる。	平成23年度措置	経済産業省	システム改修や業務フローの改善を実施し、平成23年7月から発給件数の多いタイ、インドネシアを除くアジア諸国向けの証明書発給期間を、1泊2日以内に迅速化した。以後、その他の諸国向けにも順次拡大した結果、12月1日以降は全てのEPA締結国向け証明書の発給期間を1泊2日以内に迅速化した。		◎
		② 原産地証明書システムの利便性の向上を図るため、平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」の適用を進めるとともに、協定・交渉相手国との交渉・調整状況を踏まえて、更なる電子化の方策について検討する。あわせて、同様の利便性の向上を見込むことができる認定輸出者自己証明制度の導入を拡大していく。	平成23年度検討		特定原産地証明書システムの利便性の向上のため、原産地証明制度改革検討会における産業界等との議論も踏まえ、当面は平成22年度補正予算による「原産地証明書情報の電子的提供事業」を実施し、電子化に係る実証事業を進める。また、認定輸出者自己証明制度については、スイスに続き、メキシコ、ペルーとの協定において導入に合意したところであり、今後も導入拡大に向けて努力していく。		◎
		③ 更新時の登記事項の提出の省略を認めるなど、更新時の手続につき、より負担の少ない方法を検討し、所要の措置を講じる。	平成23年度措置		従前、企業登録の更新時には履歴事項全部証明書の提出が必要だったところ、平成23年9月1日以降は、登録企業の和文社名、代表者、住所に変更がない場合は、現在事項全部証明書(原本)又は有価証券報告書(写し)でも可能とし、負担軽減を実現した。		◎
⑤	45フィートコンテナ運送に係る環境整備	45フィートコンテナ用車両を40フィートコンテナ用車両と同等の通行条件とする緩和措置につき、全国展開に向けて構造改革特別区域における安全面等の検証を開始する。	平成23年度検討開始	国土交通省	構造改革特別区域「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」においては、特区における特例措置により通行する45フィートコンテナ用車両が平成23年9月5日より実走行を開始した。国土交通省においては、当該車両の通行の安全面等の検証を実施する。構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会においては、平成25年度に特区における特例措置の在り方について評価する予定。		○

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施時期				
⑥	国際コンテナの国内利用の促進	輸出されるまでの一定期間内における免税コンテナの国内運送についての手続を簡素化する。 平成23年度措置	財務省	免税コンテナを国内運送に使用する場合において、包括的な届出を認める関税局長通達(「関税法基本通達等の一部改正について」(平成23年6月30日財関第746号))を発出し、国内運送についての手続の簡素化を措置済み。(平成23年7月1日実施)	更なる簡素化を推進するため、免税コンテナの国内運送への使用に係る条件の廃止について検討している。	◎
		「橋梁重量要領」の国際貨物積込条件を緩和し、特殊車両通行許可制度の基準を統一する等、国際貨物と同じ手続で国内貨物を運送することについて、違法積載車両の指導取締り強化、車種や経路の限定方法等を含めて検討を行う。 平成23年度検討開始	国土交通省	国際貨物積込条件を緩和し、国内貨物運送に対しても同一条件で特殊車両通行許可を実施できるかを検討するため、大型車両の通行実態や道路構造への影響、違反状況など必要な調査分析を開始。平成24年度中に検討の結論を得ることを目標とする。		○
⑦	水先制度の改革	指名制トライアル事業の成果をフィードバックし、輪番制に代わることなく指名制度が円滑に機能できるよう、引受事務要綱の改善の順次実施等、市場環境の整備を図る。 逐次実施	国土交通省	指名制トライアル事業の成果として、平成22年9月末の事業終了後も、一定程度の指名制の運用が実施されている。 また、当事者間のイニシアティブにより、指名制の拡大・深度化を図る取り組みとして、平成23年1月から「指名制運用協議会」が6回実施されている。		○
		水先人の養成について、質の高い新規参入者(特に3級水先人の増加)を奨励し、優秀な人材の安定的確保を図り、もって市場をより効果的に機能させるよう、OJTの促進等を図る。 逐次実施		平成23年度において、19名の3級水先人が新たに誕生したところであり、現在においても、各水先人養成施設にて多数の修業生を養成中のため、今後も新規参入者の増加が見込まれている。 また、水先人の安定的確保の一環として、各水先人会に対し、新たに誕生した3級水先人へのOJTを適切に実施するよう指導・監督を行っている。		○
⑧	安全保障貿易管理制度における該非判定の事前相談制度の利便性の向上	該非判定に関して、企業名公表を条件としない、インターネット等による相談及び該非判定についての連絡を可能とするなど、効果的な事前相談の方法について検討し、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。 平成23年度検討・結論・措置	経済産業省	該非判定に伴う一般的な法令解釈に関する相談について、インターネットによる受付等を行うように関連通達の改正作業を実施中です。平成23年度中にパブリックコメントを終了し、4月に改正通達を公布・施行する予定です。		○
⑨	法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可の手続の簡素化	法令遵守優良企業による海外グループ会社に対する貨物の輸出等に係る許可の手続の簡素化を図るため、特定子会社包括許可制度に関し、その要件(子会社の資本要件等)の見直しを含めた利便性の向上について検討し、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。 平成23年度検討・結論・措置	経済産業省	特定子会社包括許可制度については、事業者の利便性向上を図るため、資本要件の緩和等を内容とする関連通達の改正作業を実施中です。平成23年度中にパブリックコメントを終了し、4月に改正通達を公布・施行する予定です。		○
⑩	航空交渉の多国間化	早期に首都圏空港を含むオープンスカイを実現し、国際航空ネットワークを拡大するため、東アジア・ASEANの各国を最優先に、戦略的かつ積極的に二国間交渉を推進する。また、こうした交渉を促進する観点から、多国間の枠組みの活用を検討する。 平成23年度以降引き続き実施	国土交通省	国際航空ネットワークを拡大するため、東アジア・ASEAN各国を最優先に交渉を推進し、平成23年11月30日時点で、米、韓、シンガポール、マレーシア、香港、ベトナム、マカオ、インドネシア、カナダ、オーストラリア、ブルネイ、台湾の計12カ国・地域との間でオープンスカイに合意済みであり、戦略的に首都圏空港を含むオープンスカイを推進している。	東アジア・ASEAN各国を中心に戦略的に首都圏空港を含むオープンスカイを推進してきたところであり、今後、アジアの国・地域以外にもオープンスカイの対象を拡大して取り組むとともに、オープンスカイを促進する観点から、多国間の枠組みが有効と認められる場合には、その活用を検討していく。	○
⑪	空港運営の在り方の見直し	国が管理する空港(大阪国際空港を除く)について、航空系・非航空系の経営一体化と民営化等の具体的方策について、検討し早期に結論を得る。 平成23年度早期に結論	国土交通省	国が管理する空港(大阪国際空港を除く27空港)の運営のあり方について、有識者により構成された「空港運営のあり方に関する検討会」の報告書が、平成23年7月29日に取りまとめられたところ。 本報告書においては、コンセッション(民間への運営委託)を主たる手法として想定し、空港経営改革を推進しており、所要の措置を定める法案を平成24年の通常国会に提出予定である。		◎
		成田国際空港株式会社について、平成22年5月に取りまとめられた国土交通省成長戦略における「これまで完全民営化の方向性が議論されてきた。成田国際空港株式会社の経営の在り方については、今後、首都圏空港における容量拡充の推移、全国の空港経営の在り方に関する議論も踏まえ、成田空港のアジアにおけるハブ空港としての地位確立に向けて、民営化戦略、手順が検討されるべきである」との方針を踏まえ、今後、所要の検討を行う。 平成23年度検討開始 できる限り早期に結論		検討に当たって踏まえるべき点とされている、首都圏空港の容量拡充に係る取り組みや、全国の空港経営のあり方に関する議論の検討状況等を見極めつつ、手順等について検討を進めているところ。	首都圏空港の容量拡充、特に成田国際空港の30万回の実現に向けた具体的な取り組み、空港運営のあり方検討会において示されたコンセッションについての制度の詳細及び開空・伊丹の経営統合の状況等を踏まえて、できる限り早期に結論を得る。	○

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑫	空港発着枠の配分への市場メカニズムの導入	国土交通省成長戦略における「羽田の発着枠の配分については、市場メカニズムの導入可能性を調査することを通じて、航空会社の事業展開の自由度を高めつつ、真に必要なネットワークの維持や競争環境の確保を通じた利用者利便の向上といった公共的価値も併せて実現できる手法について検討を行い、平成23年度中に新たな手法を確立した上で、平成25年度に予定されている増枠分の配分を行う」との方針を踏まえ、市場メカニズムの導入可能性について、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	発着枠配分への市場メカニズムの導入については、学識者の協力を得ながら海外の事例等の調査を行うとともに、航空会社等の意見も聴取し、その課題・実現可能性等について検討を進めているところ。		○
⑬	ビジネスジェットの利用促進に資する規制の見直し	小型ビジネスジェットによるチャーター事業に係る参入基準及び運航・整備基準につき、国際民間航空条約附属書に定められた国際標準への適合を前提とし、米国の基準を参考とした包括的基準を導入することを検討し結論を得る。また、包括的基準の導入の検討と並行して、関係者からの要望等を踏まえ、「機長に要求される資格」「耐空性の確認」等の個別の項目について、順次、小型機のオンデマンドチャーターを対象とした基準の導入を検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	平成23年度中に結論を得るべく、関係団体等から要望内容についてヒアリングを行うとともに、小型ビジネスジェットによるチャーター事業に係る基準の見直しのための検討を進めている。		○
		我が国へのビジネスジェットの乗り入れ促進に向け、申請手続の簡素化等の利用者負担の軽減策につき、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論		関係団体から要望内容についてヒアリングを行うとともに、関係者からなる「ビジネスジェットの促進に関する委員会」の意見を踏まえ、ビジネスジェットの乗り入れ促進に資する利用者負担の軽減策につき、平成23年度中に結論を得るべく検討している。		○
⑭	CIQの合理化	複数府省にまたがる人の移動に伴うCIQ業務(動植物検査を除く)に關し、少数の職員により対応が可能な場合において、運航前の事前調整や到着時の手続の迅速化など機動性・効率性を高めるための方策について、関係府省が合向で検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	法務省、財務省、厚生労働省	(法務省、財務省、厚生労働省) 平成23年6月に関係省庁間会議を実施。その後、各レベルの協議を適宜行い、運航前の事前調整や到着時の手続の迅速化など、機動性・効率性を高めるための方策について、平成23年度中に結論を得るべく関係省庁間で検討中。		○
⑮	米国、欧州等先進国との航空確保材、乗員資格等に関する相互承認の推進	米国との間で、平成21年4月に締結した航空確保材以外の分野(乗員資格、整備施設、シミュレーター等)においても、相互承認の協議を推進する。また、欧州等その他の先進国とも協議を推進する。	平成23年度以降継続実施	国土交通省	米国との間では、平成21年4月に耐空性分野について締結した航空安全協定(BASA)を整備施設、乗員資格、シミュレーター等の分野にも拡大すべく、あらゆる機会を利用してBASA拡大の早期締結に向けた働きかけを行うとともに、BASA拡大に必要な相手国の制度が自国の制度と同等であることを確認するためのプロセスを着実に進めているところ。また、欧州との間では、平成23年7月に開催された日EU運輸ハイレベル協議においてBASAの締結に向けた事前協議を開始することに合意し、作業を進めているところ。		○
⑯	沿海航行区域の拡大	限定近海区域のうち、沿海区域に近い部分のみを航行する船舶の構造・設備要件を設定する。	平成23年度措置	国土交通省	当該要件の設定にかかる検討を終了し、平成24年2月を目途に措置する予定。		○
		安全性を確保しつつ、沿海区域の部分的な拡大を検討し結論を得る。	平成23年度検討開始、平成24年度結論		拡大する海域について関係者からの要望を聴取中。具体的な要望を受けて当該海域にかかる安全性の調査を行う予定。		○
		沿海資格船から限定近海船への変更を容易にするための基準の見直しを行う。	平成24年度措置		見直しすべき項目の抽出を終了し、引き続き詳細な内容についての検討を行う予定。		○
⑰	海上交通安全法航路における制限速力の見直し	海上交通安全法航路における速力の制限区間及び制限速力の見直しにつき、技術的な検討及び所要の調整を実施し、結論を得る。	平成23年度早期に検討開始。結論を得次第措置	国土交通省	本件については、平成23年度より、船舶の操縦性能、航走波による小型船への影響、海上交通安全法適用海域における海難発生状況等に係る情報の収集や分析を行っているところである。なお、当該見直しの実現には海域利用者全体の理解を得る等、関係者間での調整を行うことが必要となる。		○
⑱	内航旅客船の船舶検査制度の見直し、簡素化	内航旅客船の船体計画保全検査制度について、船舶の安全性への影響等を考慮しつつ、検査項目の簡素化及び承認基準の緩和について検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	内航のフェリー協会から寄せられた具体的な要望について、安全性への影響等を踏まえつつ、緩和の可能性を検討中。		○

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑩	空港の容量拡大、機能強化のための取組・推進	成田空港については最短で平成26年度中に30万回、羽田空港については最短で平成25年度中に44.7万回へ年間発着容量を拡大するため、着実に取組を行う。なお、首都圏空港については、上記取組により、向こう10年間は需要を上回る供給が可能となることが見込まれるが、今後、インバウンド旅客の増加等により需要が更に継続的に増加する場合は見据え、更なる容量拡大、機能強化について、あらゆる角度から可能な限りの方策を総合的に検討する。	平成23年度以降継続検討	国土交通省	成田空港については、平成23年10月に導入した同時平行離着陸方式による管制の高度化等により、空港の年間発着容量を22万回から23万5千回に増枠した。 羽田空港については、最短で平成25年度中に44万7千回へ年間発着容量を拡大するために必要となる、国際線旅客ターミナル拡張のための事業契約の変更やエプロン等の整備などを着実に推進しているところ。	成田空港については、平成23年度中に25万回、平成24年度中に27万回、最短で平成26年度中に30万回への年間発着容量拡大に向けて、同時平行離着陸方式の更なる効率的な運用に必要な装置及び誘導路の新設、エプロンの拡充等の施設整備を実施するとともに、容量拡大を背景にオーブンスカイを進め、国際線ネットワークを一層強化するとともに、国内フィーダー路線の拡充、LCCやビジネスジェットの対応強化等により、アジアのハブ空港としての地位を確立する。 羽田空港については、上記取組による年間発着容量の拡大に際し、昼間時間帯の国際線について、3万回を基本として増枠を行い、現在のアジア近距離ビジネス路線のみならず、欧米や長距離アジアも含む高需要・ビジネス路線を展開する予定である。 上記取組により、首都圏空港については、向こう10年間は需要を上回る供給が可能となることが見込まれるが、今後、インバウンド旅客の増加等により需要が更に継続的に増加する場合は見据え、更なる容量拡大、機能強化について、あらゆる角度から可能な限りの方策を総合的に検討する。	○
4-3. 金融分野							
①	社債市場の活性化及び国際化の推進(社債以外の債務に付与されるコベナンツ情報の開示)	日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、銀行の融資実務への影響に加えて投資家保護の観点から、必要な情報の開示が適切に行われるよう検討する。	平成23年度検討、平成24年度結論	金融庁	現在議論が行われている日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論の結果を踏まえ、銀行の融資実務への影響に加えて投資家保護の観点から検討、平成25年3月までに結論を得る予定。		○
②	社債市場の活性化及び国際化の推進(社債管理者の設置)	平成23年6月を目途に取りまとめを行うとされている日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」での議論を踏まえ、社債管理の在り方について検討を行う。	平成23年度検討・結論	金融庁、法務省	(金融庁、法務省) 日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」において引き続き議論中。 (取りまとめ目途の延長(平成23年6月→平成24年3月)) (法務省) 日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」において引き続き議論中。 (同懇談会における取りまとめの目途が、平成23年6月から平成24年3月に延長された。)		○
③	デリバティブ取引規制の運用(清算機関(CCP)・取引情報蓄積機関制度の細目の検討)	国内清算機関と外国清算機関との連携に係る連携金融商品債務引受票の認可に際しては、金融商品取引法に定める認可審査基準に基づき、担保が、リスク管理や利用者利便の観点から適切な水準となるよう対応を行う。 取引情報蓄積機関制度の細目については、関係法令の施行(平成24年11月が期限)までに、利用者の負担等も考慮して内閣府令において定める。	平成24年度措置	金融庁	国内清算機関と外国清算機関との連携に係る連携金融商品債務引受票の認可実績はないものの、今後仮に当該認可申請があった場合には、金融商品取引法に定める認可審査基準に基づき、担保が、リスク管理や利用者利便の観点から適切な水準となるよう対応を行う。 取引情報蓄積機関制度の細目については、利用者の負担等も考慮しつつ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年5月12日成立、5月20日公布、2年半以内施行)」に係る内閣府令の検討を行っており、平成24年11月までに結論を得て施行する予定。		○
④	金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化	金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化については、会計基準のコンバージェンスの状況等を踏まえ、投資情報の有用性が損なわれないように留意しつつ、検討する。	平成24年検討開始	金融庁	単体財務諸表開示の簡素化については、企業会計審議会でも議論されているIFRS適用の検討項目として、平成24年から、検討開始予定。		○
⑤	有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告の免除	有価証券報告書を提出している銀行について、会社法の規定にのっとり、決算公告を免除することを検討の上、結論を得る。	平成23年度検討・結論	金融庁	有価証券報告書を提出している銀行の決算公告を免除する「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立、5月25日公布、11月24日施行。		◎
⑥	政策金融機関等の私的整理時における債権放棄の制度構築	株式会社企業再生支援機構(以下「機構」という。)による再生支援計画では、政府系金融機関や独立行政法人に一部債権放棄への協力義務を設けている。一方、機構による支援決定可能期間は限られている。このため、機構の支援決定可能期間後の私的整理支援を継続していく観点から、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法において設けられている事業再生ADR制度に、機構による再生支援における協力義務と同様の効果が確保できるよう、有効な方策を検討していくこととする。 その際、まずは機構とも連携しながら、現在の制度上の課題と実態の把握を行う。今年度前半には実態把握を終え、所要の手当てを行う。	平成23年度検討開始	経済産業省	株式会社企業再生支援機構とも連携しながら、私的整理の専門家の協会である事業再生実務家協会の協力を得て、現在の制度上の課題と実態の把握を行った。 この結果、政府系金融機関の多くが、機構の再生支援計画でなくとも私的整理が行われる場合には、債権放棄に協力できるとの回答を得た。	私的整理制度に対する政府金融機関の対応状況の調査を行った。 今後、仮に債権放棄に対応できないとの事例が生じる場合には、当該政府系金融機関の所管省庁とも連携して対応を行う。	◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑦	協調リースの集団投資スキーム持分の適用除外要件の明確化	協調リースについて、実態を踏まえ集団投資スキーム持分の適用除外要件への該当性を検討し、それを明確にする。	平成23年度調査・検討・結論	金融庁	協調リースについて、実態を踏まえ、集団投資スキーム持分の適用除外要件への該当性の明確化について検討を行っており、平成24年3月末までに結論を得る予定。		◎
⑧	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与債取引等の銀行本体への解禁	イスラム金融取引に該当する受与債取引等のうち、銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下「銀行業務」という。)と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)の銀行本体における取扱いについて必要な調査を行う。	平成23年度調査	金融庁	イスラム金融に関する①規模やリスク及び②海外の金融機関における業務範囲・法規制の現状について調査を行う体制を整備中であり、平成24年3月末までに調査を開始予定。		○
⑨	銀行の子会社の業務範囲の拡大(リース子会社等の収入制限の緩和)	リース子会社における収入制限規制は、リース子会社の子会社を含むリース会社集団全体で判断すれば足り、リース子会社から発生する中古物品の売買・保守点検を専門に行う子会社については、当該リース子会社の一部門と同視できる場合は、単体での収入制限規制の適用を除外することも含め、リース会社集団内において、効率的に事業が行えるよう規制の見直しを検討する。	平成23年度検討・結論	金融庁	銀行本体によるファイナンス・リースを解禁する「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(1年以内施行)に係る政令・内閣府令案等のパブリックコメントを実施(平成23年11月4日～12月5日)。当該パブリックコメントを踏まえた検討を行い、平成24年3月末までに結論を得る予定。		○
⑩	企業グループの組織再編に資する規制の見直し (1)保険契約の包括移転に係る規制についての検討	保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、保険契約の移転単位、移転手続等について、保険契約者等の保護の観点も踏まえつつ、検討を行う。	平成23年度検討	金融庁	平成23年6月29日より、金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」において議論を行い、12月2日に報告書を取りまとめたところ。今後、報告書の内容に沿って必要な制度整備を行う予定。 <見直し内容> 保険契約の移転に係る認可制は維持しつつ、保険契約者間の公平性及び保険契約者の保護の観点から所要の措置(異議申立要件の引き下げや情報提供の充実等)を講じた上で、移転単位規制を撤廃する。		◎
⑪	企業グループの組織再編に資する規制の見直し (2)保険募集人等の委託の在り方の見直し	保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、複代理等も含めた保険募集人等の委託の在り方について、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者の保護を確保する観点も十分踏まえつつ、検討を行う。	平成23年度検討	金融庁	平成23年6月29日より、金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」において議論を行い、12月2日に報告書を取りまとめたところ。今後、報告書の内容に沿って必要な制度整備を行う予定。 <見直し内容> 同一グループ内の保険会社を再委託者とし、再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再委託者とする場合には、保険募集の再委託を認める。		◎
⑫	貿易保険関連分野(取引信用保険)における民間事業者の事業機会拡大(再保険の引受け)	平成22年10月の事業仕分け結果(「特別会計の廃止(国以外の主体に移管)」、「国家の保証等との関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」)を踏まえつつ、貿易保険制度の在り方を見直す。 なお、取引信用保険の民間事業者の事業機会の拡大については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、日系海外子会社の第三国向け輸出について、日系損害保険会社の現地子会社などからの再保険引受けを通じて、独立行政法人日本貿易保険が貿易保険を引き受ける新たな取組を今般前倒しで導入したところであり(平成22年措置済み)、引き続きその積極的運用を図っていく。	平成23年度より措置	経済産業省	日系損害保険会社の現地子会社などからの再保険引受けについては、平成23年10月、タイ洪水対策の一環として、現地日系企業のタイ国内外向け販売代金回収リスクを広く対象とするなど一層積極的に運用を行っています。 なお、貿易保険制度の在り方については、平成22年10月の事業仕分け結果(「特別会計の廃止」等)を踏まえ、関連法案の提出に向けた検討を行っています。		○
⑬	投資法人における「減資」制度の導入	欠損補てんのための出資総額の減少(減資)制度導入の可否につき、平成25年度までに行う投資信託・投資法人法制の見直しの検討及び制度整備の実施において、投資家保護、投資法人の導管体としての性質、ファイナンス手法の中での位置付け、求められるガバナンス等様々な観点に加え、税務会計上の取扱いと併せて総合的な検討を行う。	平成25年度結論	金融庁	平成25年度までに行う投資信託・投資法人法制の制度整備に向けた見直しの検討につき、現在、関係業界や有識者からのヒアリングを通じて実態及び課題の把握を進めており、今後、有識者を受けた議論のための場を設けることも検討しているところ。本項目についても当該見直しの中で検討する予定。		○
4-4. IT分野							
①	道路占用手続における引込線の取扱いの明確化	各戸に引き込むための電線の取扱いについては、道路占用許可申請を別途要しない旨、取扱いを統一するよう、改めて各道路管理者へ周知・徹底する。	平成23年度中措置	国土交通省	各戸に引き込むための電線の取扱いについては、道路占用許可申請を別途要しない旨、取扱いを統一するよう、平成23年度中に改めて各道路管理者へ周知・徹底する。		○

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
②	河川占用申請書・港湾占用申請書の申請様式の統一化、電子化	河川占用申請に関しては、申請フォーマットの簡素化方向での河川管理者間の統一及び標準処理期間の1か月程度への短縮につき、検討を開始し、結論を得た上で、国土交通省から各河川管理者に対して、周知・徹底する。	平成23年度検討・結論・措置	国土交通省	調査時点(11月30日時点)において、標準処理期間の短縮等について省内で検討中。平成23年度内に結論を得て措置を行う。		○
		港湾区域等の占用許可申請に関しては、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、その結果を踏まえ、港湾管理者に対し申請の統一化に向けた検討を促す文書を発出する。	平成23年度検討・結論・措置		「港湾法第37条第1項の占用許可等に係る事務処理について」(平成23年5月6日付 国港総第67号)にて、港湾管理者に対して申請の統一化に向けた検討を促す文書を発出済である。		◎
		国土交通省直轄管理施設(道路・河川)の各種申請に関しては、ワンストップサービスで許可申請が可能となるよう申請書類の標準化及び提出窓口の集約化等について、検討し結論を得る。	平成23年度中検討・結論		国土交通省直轄管理施設(道路・河川)の各種申請に関しては、ワンストップサービスで許可申請が可能となるよう申請書類の標準化及び提出窓口の集約化等について、省内で検討中であり、平成23年度中に結論を得る。		○
③	国立公園の景観対策に関する許可基準の周知・徹底	国立公園の景観対策に関する許可基準に関して、当該基準を順守するよう、周知・徹底を図る。	平成23年度早期措置	環境省	平成23年4月26日、通知を発出し周知。		◎
④	河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等	占用許可条件として付している占用許可標識の明示すべき事項から、占用期間を削除すべく、各地方整備局に周知・徹底を図る。また占用施設の形態に応じて表示方法を変更できるよう、各地方整備局に周知・徹底を図る。	平成23年度早期措置	国土交通省	【河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等】 河川占用標識板の掲示義務の一部緩和等を図るため、各地方整備局河川部長等、各都道府県河川管理担当部長、関係指定都市河川管理担当部長に対し、「河川敷地占用許可に付す許可条件の運用について」(平成23年6月24日付国土交通省河川局長通知)を発出した。		◎
⑤	公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直し	公益事業者の共架申請様式の統一化・簡素化、申請手続の簡素化及び電柱強度の考え方等について、実態の調査・把握に努め、その結果を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しについて検討する。	平成23年度検討・結論	総務省	平成23年3月に情報通信審議会に「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、設備保有者は、現行ガイドラインの規定に基づき、一層の手続の簡素化・効率化に向け、電子化や個別契約の書面廃止等に取り組んでいること、また、設備保有者に対し電気通信事業者の使用を前提とした電柱強度を定めることは、過度の負担を強いることとなるおそれがあることから、現行ガイドラインの下、引き続き現状を注視することが適当であるとの結論を得た。		◎
⑥	光ファイバーケーブルの部分開放ルールの整備(引込区間の開放)	NTT東西が電柱から顧客(ビル等)の間に敷設する引込線と他事業者の設備を電柱上の接続箱等で接続する場合など、新たな接続形態による接続要望について、具体的な要望内容、技術的な可能性及びNTT東西に対する経済的負担の程度を踏まえた上で、光ファイバーケーブルの部分開放(アンバンドリング)に関するルールの明確化を図る。	平成23年度検討・結論	総務省	平成23年3月に情報通信審議会に「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、光ファイバの部分開放に係る技術的可能性、法的位置づけの整理、実現に当たり必要となるコストの特定等が必要となるため、まずは事業者間協議において具体的な課題を整理する必要がある、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当であるとの結論を得た。		◎
⑦	有線電気通信法における設置手続の簡素化・電子化	行政手続の簡素化の観点から、事業者の要望等を踏まえつつ、申請業務の簡素化を実現すべく、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	有線電気通信法上の電気通信設備の設置届出について、その手続きの在り方について検討を行った。 その結果、①有線電気通信法上の事前届出は、当該設備の安全・信頼性等を事前に確保する観点の手続きであり、また、②工事の2週間前という期限は、有線電気通信法第7条の改善措置等の命令を行う必要があるかどうかを総務省が審査するのに最小限足りる期間として設定されているものであり、当該事前届出は必要最小限の規律として規定されているもので、本件については当面現状の手続きを維持することが適当であるとの結論を得た。 また、電子申請への対応については、利用件数が少なかったことに鑑み、平成22年3月末の総務省全体の電子申請・届出システムの廃止時に受付を停止したところであるため、ひとまず現状では、状況を注視することが適当であるとの結論を得た。		◎
⑧	有線電気通信法における即供給事業者の抜きの改善について	有線電気通信法第3条第4項第4号に基づき、有線電気通信法施行規則第6条第5号においては、電気設備の技術基準を定める省令第50条の規定により設置する有線電気通信設備について、有線電気通信法第3条の総務大臣への有線電気通信設備の届出を不要としているところ、電気設備の技術基準を定める省令第50条第1項の適用対象設備に係る解釈の明確化を図る。	平成23年度早期措置	経済産業省	「電気設備の技術基準を定める省令の解釈」について、省令第50条第1項の適用対象設備に係る解釈の明確化を図るための改正を実施し、電気設備(発電設備等の設置等)に応じた解釈の適用条項、通信設備に求められる要件等を明確にした。(平成23年7月1日公布、10月1日適用)		◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑨	電気通信分野におけるユニバーサルサービスの考え方の基本的転換	総務省における「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」の検討・結論を踏まえ、早期の制度措置を図る。	平成23年度措置	総務省	「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」答申(平成22年12月14日情報通信審議会答申)を踏まえ、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)等の一部を改正し、加入電話に相当する光IP電話を基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)の対象に追加した(平成23年総務省令第42号。同年4月27日施行。)		◎
⑩	IP電話の品質基準の見直し	将来のIP網の普及を前提とした品質基準の在り方について、我が国独自のものではなく、国際的に整合性の取れたものとするべく、実際のユーザ体感品質(QoE)に係る国際標準化機関における標準化活動に積極的に参画し、検討を進める。	平成23年度検討・国際標準化の結果を踏まえて結論	総務省	我が国としては国際標準化機関における標準化活動に参画しているところであるが、未だ国際標準化の結果が得られていない状況。引き続き国際標準化機関における標準化活動に参画していく予定。		-
⑪	固定電話における番号提供条件(番号区画)の見直し	将来のIP網の普及を前提とした番号の在り方について検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	平成23年3月に情報通信審議会に「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、可能な限り早期に、NTT東西の利用者が番号を持ち運べる地域を、現在の収容局単位の運用から、例えば番号区画単位まで拡げることが適当であるとの結論を得た。		◎
⑫	無線IP電話への電話番号付与の実現	無線IP電話への電話番号の付与条件について、周知・徹底を図る。	平成23年度早期措置	総務省	平成23年12月に無線IP電話への電話番号の付与条件を総務省HPにて公開した。		◎
⑬	携帯電話の番号要件に係るNTT東西との直接接続条件の見直し	ネットワークの品質や信頼性の確保が技術的に担保可能である点を確認の上で、NTT東西への直接接続だけではなく、他の電気通信事業者の網を介しての網間番号接続が可能となるよう措置する。	平成23年度検討・結論・措置	総務省	平成23年5月に情報通信審議会に「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」について諮問し、平成23年12月にNTT東西の第一種指定電気通信設備との直接接続条件の見直しを行うことを適当とする旨の答申(案)がとりまとめられた。平成23年度内に答申を得る予定。		○
⑭	無線局免許状の管理・保管の負担軽減	無線局免許状を電子化して交付する等、免許状の管理・保管の負担を軽減するための方策について検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	免許状の管理・保管の負担を軽減するための方策を検討し、平成23年度内に結論を得る予定。		○
⑮	無線局の設置場所についての記載方法の簡素化	無線局の開局・変更申請などにおいて、原則、無線局の住所に物件名までの記載が不要である旨について、周知・徹底する。	平成23年度早期措置	総務省	各地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所に対して申請時等にビル名までの記載は不要である旨、免許人に周知するよう通知(平成23年12月20日)。		◎
⑯	無線局の開局目的の簡素化	申請業務の簡素化・効率化の観点及び着実な無線局の監督管理の観点から、無線局の目的区分の大きく化に関して、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	目的の内容等を踏まえ統合・整理が可能なものを検討し、平成23年度内に結論を得る予定。		○
⑰	携帯電話エリア整備事業(伝送路)における各種申請手続の簡素化	申請者(地方自治体及び携帯電話事業者)及び総務省側の業務量削減の観点から、必要最低限の申請書類で済むよう、提出書類の簡素化について、検討し結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	提出書類について精査を行い、実績報告時の提出書類のうち、①専用サービス申込書、②専用サービス承諾書、③専用サービス開通のご連絡、の3種類の書類提出を不要にし、必要最低限の提出書類で済むようにした。		◎
⑱	携帯電話の効率的エリア拡充に向けたネットワークシェアリングのためのルール整備	携帯事業者等間におけるネットワークシェアリングに向けた事業者間協議が円滑に実施できるように、事業者の要望等を踏まえ、課題解決に向けて更なる取組を検討する。	平成23年度検討・結論	総務省	平成23年3月に情報通信審議会に「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問し、平成23年12月の答申において、過去の答申においてローミングの例示的な形態を整理して明示することが事業者の予見可能性を高める観点からも必要とされたことを踏まえ、当事者が合意している場合にはローミングは許容されるべきであるものの、一般的にローミングを義務づけることは適当ではない旨の整理を維持すべきとの結論を得た。一方、同答申において、緊急通報に限定したローミングについては、その早期の実現に向けて検討を行う場を早急に設けることが適当であるとの結論を得た。		◎
⑲	電波の医療機器への影響に関するガイドラインにおける携帯電話分類の明確化	ガイドライン(各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針)の記載について、第二世代携帯電話サービス終了時に合わせて見直しを行う。	平成23年度検討・結論	総務省	現在、第三世代携帯電話による植込み型医療機器(心臓ペースメーカー及び除細動器)への電磁干渉試験を実施しているところ。今後、試験結果に基づき、ガイドラインの見直しに向けた検討を行い、平成23年度末に結論を得る予定。		○

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
20	航空機に搭載された無線装置の定期検査の簡素化	航空機の無線機器の信頼度は日々向上しており、総合試験(飛行試験)により信頼性管理が十分に可能であることを考慮し、また、事業者負担の軽減の観点から、当該部品を機体から取り外す必要のある「電氣的特性の点検」の検査に関して、更なる簡素化の措置(定期検査内容の緩和、定期点検の延長措置等)について、実態の把握に努め検討、結論を得る。	平成23年度検討・結論	総務省	国内における大半の航空事業者が所属する(社)全日本航空事業連合会に対し、航空機の無線装置の信頼性向上に関する実態調査依頼をしたところ。調査結果を分析して信頼性の向上傾向を確認した上で、「電氣的特性の点検」の更なる簡素化に向けた方向性について検討し、平成23年度中に結論を得る予定。		○
21	船級協会が交付する条約証書の裏書業務の追加	無線設備に係る関係法制度の整備を踏まえ、貨物船安全無線証書は、国土交通省が裏書するだけでなく、船級協会でも裏書できるようにする。	平成23年度以降できるだけ早期に措置	国土交通省	船舶安全法の改正も含め、措置方法について検討中。		○
22	学術用途における権利制限の在り方の検討	科学振興や技術研究等に資するため、著作物の活用に向けて、学術用途の定義について検討を行った上で、権利制限の対象とすべきか否かについて検討を実施する。	平成23年度検討・結論	文部科学省	学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究において、 ①我が国の学術用途における著作物の利用形態 ②諸外国の学術用途における著作物の利用形態 ③学術用途の定義 ④学術用途における権利制限の在り方 等に 係る調査、研究を実施しているところ。 これを踏まえ、学術用途の定義や必要とされる「学術用途における権利制限の在り方」について、基本的な方向性を得るための検討を行い、平成23年度中に結論を得ることを目指す。		○
23	自動車関連情報のIT化	自動車の事故情報及び初年度からの自動車検査登録情報等について、個人情報保護に留意しながら、ITを活用した一元管理・公開の可能性を、警察庁と国土交通省の両省が協議の上、連携して検討を行う。	平成23年度検討・結論	警察庁、国土交通省	(警察庁、国土交通省) ITを活用して一元管理、公開した場合の、事故情報の集約・管理の是非や個人情報保護等の課題を整理しつつ、その可能性についての検討を進めている。		○
24	ITの活用による都市開発のワンストップ化	ITの活用により、国土交通省に係る都市開発に関する行政手続のワンストップ化について検討し、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	国土交通省に係る行政手続の課題把握を行い、都市開発に関する行政手続のワンストップ化について、省内で検討中であり、平成23年度中に結論を得る。		○
4-5. 住宅・土地分野							
①	老朽化建築物等の建替えに資する建築規制の緩和	容積率の既存不適格物件となっている老朽建築物の建替え方策の検討に向けて、大都市圏内の既存不適格物件について、実態把握のための調査を行う。	平成23年度措置	国土交通省	大都市圏の特定行政庁と連携し、建替え方策の検討に向けて容積率の既存不適格建築物の実態把握のための調査を実施しているところ。		○
②	借地借家法における正当事由制度に関する情報提供	賃貸人による解約申込み又は更新拒絶による借家契約の終了をめぐる民事上の紛争の適切な解決に資するため、正当事由が問題となった裁判例の整理・分析等を行い、その結果をホームページで公表する等の情報提供を行う。	平成23年度可能な限り速やかに措置	法務省	法務省において、正当事由が問題となった裁判例の収集・分析等を開始したところであり、できる限り速やかな情報提供について検討する。		○
③	民間事業者による開発に併せた公共施設整備等の促進のためのインセンティブ拡充	民間事業者が開発事業に併せて行う公園、地下コンコース、歩道橋等の整備や既存道路の拡幅への協力等の公共貢献に見合った容積率の割増し、日影・材料制限の緩和等の誘導策に係る諸制度について、更なる活用を図るため、その運用実態やニーズを調査・検証した上で、地方公共団体に対して周知を徹底するとともに、それらの誘導策の具体的な事例を収集し、情報提供を充実させる。	平成23年度措置	国土交通省	民間事業者が行う公共・公益施設の整備を評価し、容積率等を緩和する地域地区等の運用実態やニーズの調査を実施しているところ。		○
④	都市開発事業を対象とした道路空間への建築制限の緩和	街区の面積が比較的小さい中心市街地等で複数街区をまとめて一定規模の敷地として開発することが求められる場合などに、既存の一般道路の通行機能を弱めつつ、一般道路、側街路等の道路上空を活用し、道路空間と建築物の立体的利用による大街区化の都市開発事業を可能とする方策について検討を行い、所要の措置を講じる。	平成23年度検討・可能な限り速やかに措置	国土交通省	都市再生特別措置法を改正(平成23年4月27日法律第24号)し、特定都市再生緊急整備地域内において、都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域(重複利用区域)を都市計画に定めることにより、既存の一般道路の上空を活用した、道路空間と建築物の一体的利用を行うことができることとした。 また、同改正法の施行にあわせ道路法施行令を改正し、重複利用区域内の道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場を道路占用許可対象物件に追加した。		◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑤	老朽再開発ビルの再々開発事業に向けた環境整備	適法に市街地再開発事業等により施行された地区の実態を把握するための調査を行い、調査結果を公表する。	平成23年度調査開始、可能な限り速やかに措置	国土交通省	地方公共団体等に対し、再開発ビル完成後の状況把握に関するアンケート調査を実施中。		○
⑥	特例容積率適用地区の拡大	特例容積率適用地区制度は土地の有効利用を図る上で効果的な制度であるが、現在、全国で1地区しか指定されていない。このため、本制度の積極的な活用に向け、制度の活用が想定される地区等の実態やニーズを調査・検証し、その結果を踏まえ、地方公共団体に技術的助言を行う。	平成23年度措置	国土交通省	特例容積率適用地区の積極的な活用に向け、本制度のニーズ、課題、制度改善の要等を把握するため、民間事業者及び地方公共団体へのヒアリングを実施しているところ。		○
⑦	構造計算適合性判定の対象範囲の見直し	3階建て以下の小規模建築物を構造計算適合性判定の対象範囲から除外することなどについて、国土交通省に設置された「構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会」における検討結果を踏まえ、制度の見直しを検討し、結論を得る。	平成23年度検討開始、可能な限り速やかに結論	国土交通省	応力を伝えない構造方法で検査された小規模建築物、膜構造建築物及び混構造建築物において、簡便な構造計算により安全性の確認が可能であるものについて、構造計算適合性判定の対象外とする告示改正(※)を行ったところ(平成23年5月1日施行)。 ※建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部を改正する件(平成23年国土交通省告示第428号)、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する件(平成23年国土交通省告示第430号)		◎
⑧	自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和	当面の対応として、自動車整備工場の立地状況や市街地環境への影響、事業者等の要望等に関する実態調査を行い、その結果を踏まえ、必要な規模の自動車整備工場の立地を容易にする方向で検討し、所要の措置を講じる。	平成23年度中検討・結論・措置	国土交通省	自動車整備工場の立地状況や市街地環境への影響等について事業者へのヒアリング及び実地調査等を実施しているところ。それらの結果を踏まえ、必要な規模の自動車整備工場の立地を容易にする方向で検討し、所要の措置を講じる。		○
		また、「建築法体系勉強会」における建築法体系全体の見直しの検討結果を踏まえ、次期建築基準法改正過程において、上記と同様の方向で、本面積制限の在り方も含め検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討開始、次期法改正時まで		「建築法体系勉強会」において、建築物の質の確保・向上に向け、建築基準法などの建築法体系全体の目指すべき基本的方向を整理しており、平成23年度中に予定されている取りまとめ結果を踏まえ、本面積制限の在り方も含め検討を開始する予定。		○
⑨	建築物の仮使用承認手続及び完了検査制度の見直し	賃貸用オフィスビルなどで、未入居部分に本来必要のない暫定的な内装仕上げを施して完了検査を受けるという無駄を余儀なくされるとの指摘も踏まえ、消防設備や避難経路等については全て工事が完了し、安全上、防火上及び避難上支障がないことが合理的に判断できる場合であって、テナント未入居部分のみが、壁や床などの内装工事を残し工事完了している場合に係る仮使用承認手続の迅速化などについて検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	国土交通省	特定行政庁における仮使用承認手続きに係る実態等の確認を行い、仮使用承認手続きの迅速化などについて検討しているところ。		○
⑩	環境に配慮した鉱業法制の見直し	鉱業出願については、申請後数年経過しても申請中のまま処理されていない場合がある。このため、鉱業の特性に鑑み、関係者との調整、事業上の必要性等により、やむを得ないと考えられる場合を除き、鉱業権の設定許可については、原則として標準処理期間内に処理が行われるよう運用する。	平成23年度措置	経済産業省	改正鉱業法(平成23年法律第84号)が施行(平成24年1月21日)されることに伴い、当省の標準処理期間に関する規程の見直しを行っており、同日付けで改正した。「規制・制度改革に係る方針」における決定内容については、同日付けで定める通達において運用方針を規定した。		◎
		鉱業権の設定に係る出願がなされ、標準処理期間を経過した後、なお、処理が行われていない場合であって、当該出願に係る区域内で大規模な都市開発事業など他の事業の実施に伴ってやむを得ず付随的に当該出願に係る鉱物の探掘を行う必要が生じた場合において、出願の状況、当該他の事業の状況、開示の必要性・妥当性、開示が出願人の競争上の地位等に与える影響等を総合的に考慮して、特に必要かつ適切と認められる場合には、当該他の事業を実施しようとする者に対し出願人名を開示するとともに、出願人に対し当該他の事業を実施しようとする者の情報を提供するよう運用を行う。	平成23年度措置		改正鉱業法(平成23年法律第84号)が施行(平成24年1月21日)されることに伴い、運用方針の見直しを行っており、同日付けで通達を定めた。「規制・制度改革に係る方針」についても、本通達に盛り込んだ。		◎

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
4-6. その他分野							
①	食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化	厚生労働省は国際汎用添加物45品目の内、いまだ食品健康影響評価の依頼を行っていない9品目の食品添加物について、早急に評価依頼資料を取りまとめ、食品安全委員会に正式に評価依頼を行う。食品安全委員会はこれを正式に受理し、審議を速やかに開始する。	平成23年4月中措置	内閣府、厚生労働省	(内閣府、厚生労働省) 国際汎用添加物45品目のうち、食品健康影響評価の依頼を行っていなかった9品目の食品添加物について、平成23年4月に評価依頼を行った。 9品目のうち平成23年11月末までに評価資料の提出のあった国際汎用添加物「カルミン」及び「イソプロバノール」については審議がなされている。 残りの7品目については、厚生労働省は評価資料の提出に向け、食品安全委員会事務局と相談しつつ準備を進めているところである。		○
		食品安全委員会は以下(1)、(2)の要件を満たす食品添加物の食品健康影響評価を行うに際しては、客観的かつ中立公正な評価による食品の安全性の確保を前提として、「JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物(国際汎用香料を除く。)」については、最新の科学的知見も調査した上で、原則としてJECFA及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価(評価書評価)を行う。」という「添加物に関する食品健康影響評価指針(平成22年5月食品安全委員会策定)」に記載する考え方を徹底する。 (1)国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの (2)欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの	平成23年度中措置	内閣府	平成23年11月末までに評価資料・補足資料の提出のあった国際汎用添加物「サッカリンカルシウム」、「カルミン」、「リン酸一水素マグネシウム」及び「イソプロバノール」については、いずれも「添加物に関する食品健康影響評価指針(平成22年5月食品安全委員会策定)」に記載された考え方に沿って審議がなされているところであるが、平成23年度中に国際汎用添加物についての食品健康影響評価依頼をするために必要な資料に関するガイダンスの策定が終了次第、添加物専門調査会で改めて当該指針に記載する考え方を徹底する予定。		○
		食品安全委員会に正式な評価依頼をするために必要となる資料について、早期に食品安全委員会の評価プロセスに移行するためのより具体的なガイダンスを策定する。	平成23年度中措置	内閣府、厚生労働省	(内閣府、厚生労働省) 国際汎用添加物についての食品健康影響評価依頼をするために必要な資料に関するガイダンスについて、平成23年度中の策定に向けて、食品安全委員会事務局と厚生労働省との間で調整中。		○
		食品安全委員会事務局と厚生労働省の連携を強化するための具体策を策定する。	平成23年度中措置	内閣府、厚生労働省	(内閣府、厚生労働省) 平成23年度中に、国際汎用添加物に係る食品健康影響評価の進捗状況について課長級での情報共有・意見交換を行う場を設けることとしている。		○
5. 消費者分野							
①	マンション投資への悪質な勧誘に対する規制強化	マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に譲るとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得る。	省令・通達で対応可能な措置は平成23年度前半に検討・結論 については平成23年度中に検討・結論	国土交通省、消費者庁	(消費者庁、国土交通省) 「規制・制度改革に係る方針」等を踏まえ、契約締結前の行為規制に係る部分については、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)を平成23年8月31日付けで改正(平成23年10月1日施行)、宅地建物取引業者等の勧誘行為について以下のとおり禁止行為を明確化した。 ①勧誘に先だって宅地建物取引業者の高号又は名称、勧誘を行う者の氏名、勧誘をする目的である旨を告げず、勧誘を行うことを禁止 ②相手方が契約を締結しない旨の意思(勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、勧誘を継続することを禁止 ③迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘を禁止 また、平成23年9月16日付けで、関係機関に対して、当該施行規則の具体的な運用に当たって留意すべき事項等として、「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令」の運用についてを通知した。 このほか、平成23年9月以降、宅地建物取引業者向けに本施行規則の改正に係る説明会を開催したほか、平成23年10月20日付け地方消費生活相議員向けの広報誌に本改正の概要を掲載し、周知を行った。 なお、消費生活センター等に寄せられたマンション勧誘に関する相談件数については、平成23年10月は239件寄せられているが前年度と比較すると35.1%減少している。 契約締結後の消費者保護規定に係る部分については、平成23年度中に結論を得るため、宅地建物取引の実態を把握するための調査を実施中である。 【実施による効果】 消費生活センター等に寄せられたマンション勧誘に関する相談件数(PIO-NET登録件数(平成22年、平成23年ともに12月12日までに登録されたもの)) 9月 10月 平成22年 463件 368件 平成23年 375件 239件 対前年度比 ▲19.0% ▲35.1%		○

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
②	貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取に対する規制強化	貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取から消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じる。	平成23年度中できるだけ早期に措置	消費者庁、経済産業省、警察庁	<p>(消費者庁) 平成23年6月に、消費者事故等が疑われる事案に係る事業者24社に対して、消費者安全法第14条第1項に基づき、業務や取引の内容等に関する資料の提供を要求したところ、不実告知を誘引する可能性のあるマニュアルの記述、消費者への交付書面における「キャンセル不可」の記述等がいくつかの事業者に認められた。このため、平成23年9月7日に、これらに対しての留意点を公表し、貴金属等の訪問買取を行う事業者に対し適切な対応を促している。</p> <p>(警察庁) 警察庁においては、平成23年6月、悪質な訪問買取業者に対する厳正な対応と被害者となりやすい高齢者等への広報啓発について都道府県警察に対し指示を行った。また、各都道府県警察では、古物商の許可を取得して訪問買取を行っている業者に対し、各種機会を利用して、法令遵守の徹底を指導している。</p>		◎
		その一方で、貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取から消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中に検討・結論				<p>(消費者庁、経済産業省) 学者、弁護士、消費者団体、関係省庁で構成される「貴金属等の訪問買取に関する研究会」を7月から11月までに計5回開催し、貴金属等の訪問買取に関するトラブルの実態を把握・分析するとともに、当該トラブル解決のための規制のあり方について検討してきた。特定商取引法の改正によって、勧誘方法の適正化等についての法的措置を講じることになる。</p>

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
1. グリーンイノベーション分野							
①	民有林における開発許可に係る取扱いの明確化	残置森林及び隣接地に係る地権者等の同意は、林地開発許可制度上、必要条件とはなっていないことを改めて周知する。	平成23年度中措置	農林水産省	平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて、都道府県へ左記内容を改めて周知したところ。	ブロック会議における周知の他、平成23年11月28日～12月2日に開催される保安林解除及び林地開発許可研修等においても、左記内容について都道府県及び森林管理担当者に説明し、更なる周知を図った。	
②	国有林野における許可要件・基準の見直し①	再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(議会を含む)の「同意」でも可能とする。また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことを明確化する。	平成23年度中措置	農林水産省	再生可能エネルギー発電設備に係る国有林野の貸付要件のうち、地方自治体の基本構想等への位置付けについては、地方自治体(議会を含む)の「同意」でも可能とすること、また、売電先規制については、これまでの一般電気事業者に加え、卸電気事業者、特定電気事業者を追加し、これらの事業者への売電量が発電量の過半を超えるのであれば貸付要件を満たすことについて通知改正案を検討中であり、平成23年度中に通知を改正する。		
		あわせて、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加する。	全量固定価格買取制度に係る法案成立後、速やかに措置			貸付要件に係る売電先に特定規模電気事業者を追加することについて通知の改正に向け、再生可能エネルギー特別措置法関連道政省令の制定内容を確認中である。再生可能エネルギー特別措置法関連道政省令の制定内容を確認後、平成23年度中に通知を改正する。	
③	国有林野における許可要件・基準の見直し②	また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、又は、発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合に、貸付対象として認めることを明確化する。	平成23年度中措置	農林水産省	また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業については、事業終了後の施設の撤去等について、当該事業者が十分確実な履行能力を有すると明確に認められる場合、又は、発電事業者と附属のエネルギー供給事業者とが協定を結ぶなどにより、双方が連帯して責任を負うことが明確である場合に、貸付対象として認めることについて通知改正案を検討中であり、平成23年度中に通知を改正する。		
		再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業(熱供給や蒸気供給等)に公共性・公益性を認めることも視野に入れつつ、これらの事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう関係省庁間で検討・整理する。	平成23年度中検討・結論	財務省、農林水産省	(財務省) 経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業(熱供給や蒸気供給等)の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう検討中。平成23年度中に結論を出す。 (農林水産省) 「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日 閣議決定)に沿って、再生可能エネルギー発電事業及び再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業の用に国有林野を使用させる場合について明確化するよう、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得ながら、財務省及び農林水産省により検討中であり、平成23年度中に整理を行う。		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施時期				
④	保安林における許可要件・基準の見直し	保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえ、適切に対応する。 平成23年度中手法整理、平成24年度以降順次実施	農林水産省	保安林の指定状況等について、森林計画担当部局や都道府県等と意見交換を行いつつ、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立時に、再精査する手法を検討している。今後、平成23年度中に検討結果を取りまとめ、都道府県へ通知するとともに、平成24年度以降の地域森林計画等の樹立に併せて、全国各地で順次再精査を実施する。 なお、平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて、検討の方向について周知したところ。		
		再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合には、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による解除として取り扱う。 法制化後、措置		平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて、左記内容や、再生可能エネルギー特別措置法関係政省令の制定等にあわせて保安林に係る運用について通知する予定である旨を周知した。 今後、再生可能エネルギー特別措置法関係政省令等にあわせて、「公益上の理由」による解除の取扱いについて通知する。		
		再生可能エネルギーの重要性に鑑み、保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の許可要件(保安林内作業許可及び保安林指定解除)について、実情を踏まえつつ、運用に係る留意事項を整理の上、都道府県へ周知する。 平成23年度中検討開始、平成24年度措置		これまでに、保安林解除や作業許可により再生可能エネルギー施設を設置した事例について把握、整理してきたところ。また、再生可能エネルギー施設のために保安林を解除する場合に、他に適地を求め得ない区域を確認する範囲等について、都道府県に事務処理上の扱いに係る調査への協力を依頼したほか、実情を踏まえた運用に係る留意点を整理することを検討している。	平成23年度中に都道府県等に対し聞き取り調査を行い、その結果等を踏まえ、平成24年度に留意事項を整理の上、都道府県実務担当者会議等を通じて都道府県へ周知する。	
⑤	農地における開発に係る取扱いの周知①	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、事業主体によらず、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能であることを周知する。 平成23年度中措置	農林水産省	再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて、平成23年度中に地方農政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左記通知を発出した後、国、都道府県に対して、研修や担当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	
⑥	農地における開発に係る取扱いの周知②	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、第2種農地及び第3種農地に該当する条件にある土地については、農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物の設置が可能であることを改めて周知する。また、耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、事業主体によらず、送電用電気工作物の設置が可能であることを周知する。 平成23年度中措置	農林水産省	再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて、平成23年度中に地方農政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左記通知を発出した後、国、都道府県に対して、研修や担当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	
⑦	農用地区域内における開発に係る取扱いの周知	再生可能エネルギー導入の重要性に鑑み、農用地区域内の耕作放棄地のうち、非農地として区分された土地については、農用地区域からの除外手続を経ることにより、再生可能エネルギー発電事業者による送電用電気工作物の設置が可能であることを周知する。 平成23年度中措置	農林水産省	再生可能エネルギー施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて、平成23年度中に地方農政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左記通知を発出した後、国、都道府県に対して、研修や担当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	
⑧	農地法面を活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し	農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置に当たっての、農地転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行う。 平成23年度中措置	農林水産省	太陽光発電施設の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて、平成23年度中に地方農政局及び都道府県に対して通知を発出する予定である。	左記通知を発出した後、国、都道府県に対して、研修や担当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
	補助金返還等の考え方の確認及び運用実態を踏まえた適切な検討	<p>補助金適正化法を所管する財務省や補助金を所管する省庁の間において、以下の内容について確認する。</p> <p>(a) 収益納付条件は任意的補助条件であり、補助金適正化法第7条第2項においても「補助金等の交付の目的に反しない場合に限り」納付すべき旨の条件を附することが「できる」とされていること。すなわち、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないと考えられる場合、事業の性質によっては収益納付の条件を附する必要がないこと。</p> <p>(b) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産を使用したり、譲渡したり、貸し付けたりする(財産処分)場合であっても、必ずしも補助金等の返還を必須としているものではないこと。すなわち、(i) 各省各庁の長が、補助金等の交付の目的に照らして、国庫納付を求めることなく財産処分の承認をすることができる場合には、その取得財産の処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないことや、(ii) 各省各庁の長が定める一定期間を経過した場合であれば、財産処分に伴う収益の国庫納付を求める必要がないこと。また、補助金等の交付の目的に反しない財産処分であれば、同法第22条違反に当たらないため、同条違反として交付決定が取り消されることなく、補助金等の返還義務も生じないこと。</p> <p>(c) 交付要綱は各省各庁が財務省に協議することなく独自の判断で定めるという原則の下、各省各庁の判断により、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、交付要綱に収益納付に係る規定や財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けないことができること。</p>	平成23年度中措置	財務省及び関係省庁	<p>(財務省) 左記の補助金等適正化法における収益納付や補助財産の転用等に係る内容について、各省庁との間において確認できた。</p>	<p>(財務省) 今後、各省庁から本件に係る照会があった場合には、本閣議決定の趣旨を確認する。</p>	
5		<p>各省各庁においては、収益納付や返還義務に係る運用実態、例えば、収益納付を求めることによりかえって補助金等の本来の目的の達成を阻害していないかどうか等を把握した上で、上記解釈にのっとり、各省庁が執行している補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定の要否を検討し、その結果に基づいて必要な措置をとる。また、省庁横断的に補助金の適正な執行と運用を確保するため、関係省庁間にて、当該検討結果について情報の共有を図る。</p>	平成23年度中措置	<p>(内閣府)検討中</p> <p>(消費者庁) 消費者庁所管の「地方消費者行政活性化基金」については、基金の取り崩し期限を1年延長し、平成24年度までとした。本交付金の返還については、交付要綱において、基金の最終年度に余剰がある場合には国庫に返納する旨、規定している。</p> <p>(警察庁) 警察庁関連補助金要綱においては、収益納付及び財産処分に係る補助金返還についての規定を設けていない。</p> <p>(金融庁) 上記(a)について 金融庁所管の当該補助事業は、被災債務者が個人版私的整理ガイドラインの運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するものであり、事業により利益を生じる性質のものではないため、事後的に公益と私益の調整を図る必要がないことから、収益納付の条件は附していない。</p> <p>上記(b)について 当該補助事業は、被災債務者が個人版私的整理ガイドラインの運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するものであり、補助事業により取得する財産又は効用の増加する財産はない。</p> <p>上記(c)について 当該補助事業は、事業の完了により利益を生じる性質のものではないこと、また、当該補助事業は被災債務者の弁護士費用等の補助であり、財産の取得は含まれていないことから、補助金交付要綱に収益納付に係る規定及び財産処分に伴う収入の国庫納付条件を設けていない。</p> <p>上記理由により、補助金交付要綱に収益納付に係る規定は設けていない。また、補助金返還に係る規定については、補助金適正化法などの規定に基づき金融庁長官の処分違反した場合等に限られる。</p>	<p>(外務省) 実施状況のとおり、これまでどおりの執行管理を行っていきたい。</p> <p>(財務省) 今後、新規に補助金等に係る交付要綱を策定する場合には、閣議決定に基づき、適切な執行と運用に努める。</p> <p>(環境省) 運用において既に適正な措置がなされていると判断する。</p>		

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
				<p>(総務省) 補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定について、各補助事業等の目的に沿って必要性を検討中。平成23年度中に、検討結果を踏まえて、必要に応じ各補助金等の交付要綱への反映を行う予定。</p> <p>(外務省) 当省が執行している補助金等交付要綱の運用状況を確認したところ、収益や財産処分に伴う収入の国庫納付に関し、財産処分制限を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に準拠する期間内のみと規定していたり、ある一定金額以上のもののみと規定している等、その全てに国庫納付を義務づけるような規定となっておらず、補助金等の本来の目的の達成を阻害しないかどうかの観点から、当省では各案件毎に事業の性質等を勘案し、補助金の適正な執行管理の観点や国庫納付を求めるとの必要性を確認する執行管理を行ってきており、これは左記解釈にのっとったものと考えられ、今後も引き続き同様の執行を行っていききたい。</p> <p>(財務省) 現行、財務省が所管する補助金等に係る交付要綱においては、収益納付についての規定はなく、補助金返還等については、検討した結果、補助金等の本来の目的の達成を阻害するものとはなっていない。</p> <p>(文部科学省)収益納付や返還義務に係る運用実態の把握方法や、補助金等交付要綱中の収益納付や補助金返還等に係る規定のあり方について検討中。</p> <p>(厚生労働省)閣議決定を踏まえ、個別事案に応じ適切に対応することとしている。</p> <p>(農林水産省) 収益納付や補助金返還等に係る規定について、各補助事業等の目的に沿って必要性を検討中である。平成23年度中に、検討結果を踏まえて必要な措置を取る予定である。 (経済産業省)収益納付等の規定のあり方について閣議決定を踏まえ現在検討中であり、検討結果を踏まえ23年度中に必要な措置をとる予定。 (国土交通省)検討中 (環境省) 上記(a)収益納付条件については現状の運用においてすべての補助事業等に対し条件を附しおらず、個別事案の審査において、私益として調整を図る必要がある場合についてのみ対応しており調査内容については措置済みであると判断する。 上記(b)補助事業により取得した財産の処分にあっても同様に補助金等適正化法第22条に準じて、また「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」による弾力的な運用しており、交付目的に反しない限りにおいて補助金の返還を必須としているものではない。よって個別事案を総合的に判断して運用していることから調査内容については措置済みであると判断する。 上記(c)交付要綱については補助目的、補助事業者の性質を総合的に判断して作成しており、調査内容については措置済みであると判断する。 上記解釈にのっとり、規定における指図書等の要否については適宜、各要綱において適正に運用しているところである。 また関係各省庁間における情報共有については個別に行っているところである。</p> <p>(防衛省) 防衛省の基地周辺対策に係る補助金等は、障害の防止・軽減・緩和を図ることを目的としているものであり、収益納付条件を附すことが馴染まないため、補助金等交付要綱等に収益納付条件の規定を設けていない。よって、上記(a)、(b)及び(c)の収益納付に関しては該当が無い。 また、財産処分に伴う収入の国庫納付条件については、補助金等連絡協議会の決定も踏まえつつ、「防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について(20.7.28付地協第8930号(局長通知))」により、有償の譲渡・貸付の場合などを除き、国庫納付条件を設けないこととしており、現時点において必要最小限の条件としていることから、更なる補助金等交付要綱改正等は要しない。</p>			

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施時期				
⑩	発電水利権許可手続の合理化	小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究に着手する。 平成23年度中検討開始	国土交通省	海外事例等について情報収集を行うなど検討開始済み。河川環境に与える影響度について検討の方向性をとりまとめ、詳細検討を実施していく予定。検討結果を取りまとめた上で、最終的な結論を得る予定。		
		小規模の水力発電のうち、減水区間が生じず、魚類の遡上環境その他の河川環境に与える影響が想定されない判断されるものについて、環境調査等は不要であることとし、その旨、周知徹底を行う。 平成23年度中措置		周知に関する具体的な内容について、省内にて検討中。関係各機関との調整を経た後、平成24年3月中旬に発出予定。		
		河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、主に構造上の基準について検討する。 平成23年度中検討開始、早期に結論		視地調査を行うなど、構造上の基準について検討開始済み。今後、治水上の支障の有無などについて検討し、検討結果を取りまとめた上で、最終的な結論を得る予定。		
		発電水利権の許可手続における河川影響調査等をめぐるトラブルの未然防止や河川法の運用・許可手続に対する事業者等の理解を深めるため、国土交通省本省内に相談窓口を設置する。 平成23年度中措置		窓口業務について、省内にて検討中。関係各機関との調整を経た後、平成24年3月中旬に設置し、記者発表を行う予定。		
⑪	自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続の簡素化	周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設備や既設設備を利用した発電設備の設置については、自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査を不要とする。あるいは、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、当該調査の在り方について広く周知することにより、審査手続の透明化を図る。 平成23年度中措置	環境省	平成23年7月29日、通知を発出し周知。		
⑫	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①	農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て抗用として一時的に農地転用許可を受けていない農地を仮設用地に利用する場合については、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足りる旨、周知徹底する。 平成23年度中措置	農林水産省	農地の一時転用許可の取扱いについては、農地法第4条第2項、同項第5号及び同法施行令第10条第1号イ並びに同法第5条第2項、同項第5号及び同法施行規則第18条第1号イに規定されていることから、許可権者である国や都道府県に対して、研修(農業振興推進研修(平成23年7月)、農地転用制度実務研修会(平成23年10月))や担当者会議(農地転用実務担当者会議(平成24年1月開催予定))等の機会を捉えて周知徹底する。		
⑬	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②	ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底する。 平成23年度中措置	農林水産省	ガス事業法によるガス工作物の設置に係る農業振興地域制度の取扱いについては、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第6号及び同法施行規則第37条第28号に規定されていることから、許可権者である都道府県に対して、研修(農業振興推進研修(平成23年7月)、農地転用制度実務研修会(平成23年10月))や担当者会議(農地転用実務担当者会議(平成24年1月開催予定))等の機会を捉えて周知徹底する。		
⑭	リチウムイオン電池の取扱規制の見直し	リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。 平成23年度検討開始、平成24年度結論、結論を得次第措置	総務省	学識経験者、消防機関や関係業界団体を代表する者等から構成される「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」を発足し、平成23年8月9日に第1回を、平成23年9月14日に第2回を、平成23年11月17日に第3回検討会を開催し、リチウムイオン電池の火災危険性について実証実験を行うとともに、その結果を踏まえた危険物施設等の安全対策のあり方について検討を行った。平成23年12月5日の第4回検討会において結論を得た上で、当該結論を踏まえて速やかに所要の措置を講ずる予定である。		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施時期				
⑮	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化	社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。 平成23年度中結論・措置	農林水産省	農業用道路の占用許可要件等について、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となるよう、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを平成23年度中に通知する予定である。	左記通知を発出した後、国、都道府県に対して、担当者会議等の機会を捉えて周知徹底する予定である。	
⑯	動脈物流を活用した食品リサイクルの促進	食品リサイクル法について、再生利用事業計画(リサイクループ)の活用が促進されるよう検討を行う。 平成24年度中検討開始、平成25年度中結論	農林水産省、環境省	(農林水産省、環境省) 平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 このため、平成24年12月に改正法施行から5年経過することから、本件については、平成24年度中に検討を開始することとしている。		
⑰	優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施	排出事業者からあらかじめ、再委託者の氏名等を記載した書面による承諾を受けている場合等には再委託をすることが可能であるなど、現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、周知徹底を行う。 平成23年度中措置	環境省	平成23年度中に現行制度で可能な再委託の範囲を明確化し、周知徹底を行う予定。		
⑱	積替え保管の許可基準の明確化	小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。 平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行いつつ検討を進め、その結論に沿って措置する予定。		
⑲	一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長	一般廃棄物処理業の更新期間の在り方について、市町村や一般廃棄物処理業者の意見等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。 平成23年度開始	環境省	地方自治体、一般廃棄物処理業者等からの意見聴取を行うための調整を行っているところ。		
⑳	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。 平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行いつつ検討を進め、その結論に沿って措置する予定。		
㉑	微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し	廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に追加され、絶縁油や焼却炉に投入可能な小型の機器等の処理が始まった微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、確実かつ適正な処理促進の在り方等を検討する。 平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	今後のPCB廃棄物の適正処理の推進策を検討するため、平成23年10月に「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置したところ。当該検討委員会において、微量PCB汚染廃電気機器等の確実かつ適正な処理促進の在り方についても議論することとしている。		

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要				
②	自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら、人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じる。	平成23年度中措置	環境省	地方公共団体や事業者等の意見を踏まえながら、土壌汚染対策法施行規則を改正し、平成23年7月8日に公布・施行した。本改正により、自然的条件から見て土壌が汚染されているおそれがあると認められるときは、 ① 土壌汚染状況調査について、従来の調査方法とは異なる特例を設けるとともに、 ② 土壌汚染状況調査の過程を省略した場合における汚染状態の評価の特例を設けた。 また、形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域を設定し、当区域に指定された場合、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌が当該区域内の帯水層に接しても差し支えないこととした。 本改正については、地方公共団体に通知するとともに、報道発表を行った。	改正内容が円滑かつ適切に施行されるため、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」による改正後の土壌汚染対策法の施行について(通知)を改正するとともに(平成23年7月8日)、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を改訂した(平成23年8月2日)。 また、既に自然由来特例区域に指定された事例等の調査を行い、自然由来特例区域における負担軽減措置を有効に活用してもらうための手引き書を作成することとしている。
		また、負担軽減措置の内容について、効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図る。	平成23年度以降逐次実施			
2. ライフイノベーション分野						
①	地域医療計画における基準病床等の見直し	我が国の病床数や医師数の状況を踏まえ、二次医療圏内の市町村長の同意の下、病床数の削減が達成できた場合には、病床数過剰な他の二次医療圏での増床も認めることも含め、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、制度の弾力的な運用を検討する。	平成23年度検討	厚生労働省	基準病床の見直しについては、厚生労働省としての考え方を全国知事会に示しており、全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論。 助告の対象外となる事例について改めて通知するための準備を進めており、平成23年度中に措置する予定。	○
		医療法人等が病院又は診療所を別の医療法人等に事業譲渡する際に、事業譲渡前と病床種別ごとの病床数の増加がない場合は助告の対象外であること等助告の対象外となる事例を改めて周知する。	平成23年度措置			
②	救急救命士のニーズの把握	救急救命士の就職先に関する情報を養成所から志願者に周知するよう指導するとともに、医療機関において救急救命士の採用希望の有無を調査する。	平成24年度措置	厚生労働省	養成所の指導や医療機関の調査の内容について、検討を行っており、それぞれ平成24年度中に実施する予定。	○
③	高額療養費制度の見直し	かかった疾病の種類にかかわらず、長期にわたる慢性期の療養の際の負担をより軽減できる制度となるよう、高額療養費制度における外来診療の現物給付化を行う。	平成24年度措置	厚生労働省	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成23年政令第327号)により、高額療養費制度における外来診療の現物給付化を導入したところである。(平成24年4月1日施行) 平成24年1月6日に政府・与党社会保障改革本部で決定された社会保障・税一体改革案では、以下のとおりとしている。 ○高額療養費については、制度の持続可能性の観点から、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや給付の重点化を通じて、高額療養費の改善に必要な財源と方策を検討する必要がある。 ○他方、こうした抜本的な見直しまでの間も、高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要である。このため、平成24年4月からの外来現物給付化に引き続き、まずは年間での負担上限等を設けることについて、所要の財源を確保した上で、導入することを目指す。その際、年収300万円以下程度の所得が低い方に特に配慮する。	◎
		更なる負担軽減策については、社会保障・税一体改革案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)を踏まえ、検討する。	平成23年度検討			

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要				
④	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し	① 安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。	平成23年度検討開始	厚生労働省	安全性を確保する具体的な要件を検討するため、薬剤師等の情報提供や郵便等販売の状況等を調査しているところ。その結果等を踏まえて、当面の合理的な規制の在り方について、引き続き検討を行う。	○
		② なお、医薬品の販売・流通規制の在り方については、今後の環境変化に対応し、断続的に検討・見直しを行う。	逐次実施		医薬品の販売、流通規制の在り方については、今後の環境変化に応じて検討、見直しを逐次実施する予定。	-
		③ 第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。	逐次実施		平成22年度より、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会において、生薬製剤、漢方製剤等についてのリスク区分の見直しを開始した。生薬製剤については、重畳制限のある成分も含めた123生薬成分について第二類医薬品から第三類医薬品に変更すること等の薬事・食品衛生審議会の答申を受けて、平成23年9月30日にリスク区分を見直す告示を行ったところであり、同告示は、平成24年4月1日に施行される。なお、漢方製剤については、既に告示されている233処方と新たに基準が策定された30処方について見直しを行い、薬事・食品衛生審議会で、引き続き全ての漢方製剤を第二類医薬品とすることされたことから、新たに基準が策定された30処方について、平成23年12月26日に告示を行ったところであり、同告示は平成24年6月26日に施行される。	○
		④ 一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与度等について検証する。	平成23年度検討開始		平成23年度においても、「一般用医薬品販売制度定着状況調査」事業により、薬局・店舗販売業での薬剤師等の対面販売の状況について調査を実施しているところ。また、厚生労働科学研究事業で、平成23年度より、一般用医薬品の供給状況に関する調査研究を開始したところ。平成24年度以降も引き続き調査研究を行う予定。	○
		⑤ 経過措置期間中の副作用発生状況等を検証し、上記②の断続的な検討・見直しの内容に反映する。	平成23年度以降検討開始		企業又は医療関係者からの副作用報告について、可能な限り、平成23年度中に、流通経路別の報告状況を整理する予定。平成24年度以降も必要に応じて適宜整理する。また、企業や業界団体の協力を得ながら、流通経路別の副作用発生率や情報提供の実施状況等についても調査ができないか、平成24年度以降検討する予定。	○
⑤	地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化	法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合による事業の実施については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づき、今国会で成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、申請者の法人格の有無に関する基準が「従うべき基準」とされたところであり、本法の施行状況について検証する。	平成23年度以降検討	厚生労働省	左記のとおり、施行状況についての検証を平成23年度より開始する予定。	-
⑥	ショートステイに係る基準の見直し	単独型のショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)」において、利用定員数は「標準」とされ、人員配置基準は「従うべき基準」とされたところであり、その施行状況について検証する。	平成23年度以降検討	厚生労働省	左記のとおり、施行状況についての検証を平成23年度より開始する予定。	-
		特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護の短期利用事業における運用等を踏まえ、有料老人ホーム等、特定施設入居者生活介護の空室における短期入所生活介護の短期利用について、検討を行い、結論を得る。	平成23年度中検討・結論、平成24年度措置			

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要				
⑦	地域密着型サービス利用の例外の適用の見直し	地域密着型サービスについて、他市町村にある事業所の利用が可能となる例外については既に制度化されているところであるが、一層介護保険の特長である「サービスの選択」に資するよう、現場の実情を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。	厚生労働省	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第50号)において、現場の実情を踏まえ、他市町村にある事業所を指定する際の事務手続を簡素化した。(平成24年4月1日施行)		◎
⑧	ホテルコスト・補足給付の適正化	社会保障審議会介護保険部会において、補足給付について、入所前の世帯の所得状況を勘案するとともに、ホテルコストについて介護保険施設が多床室においても適正額を徴収すべきであるとの意見が出されたこと等を踏まえ、補足給付やホテルコストの将来的な在り方について社会保障と税の一体改革の議論と併せて検討する。	厚生労働省	平成23年10月以降に開催された社会保障審議会介護保険部会において、社会保障と税の一体改革における介護分野の制度見直しに関する議論として、多床室の給付範囲の在り方や補足給付における資産等の勘案について検討が行われ、多床室については資料の負担を求めるのは避けるべきとの意見が多く見られたところであり、また、補足給付については、具体的な仕組みづくりに向けた実質的な検討を早急に開始すべきとされたところ。		○
⑨	社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告手続の簡素化	保育所運営事業者の会計については、イコールフットングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進の観点から、会計基準を法人類型ごとの会計ルールに従わせ、一層の簡素化を進める方向で検討し、結論を得た上で実施する。	厚生労働省	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に ・基本制度ワーキングチーム ・幼保一体化ワーキングチーム ・こども指針(仮称)ワーキングチーム の3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で、「会計基準について、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること」について、今後更に検討を行うことが明記されたところ。 なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講ずることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定) 「子ども・子育て新システム」は、社会保障と税の一体改革の中でも優先課題に位置付けられており、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。		○

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要					実施時期
⑩	保育所運営費の使途制限の見直し	保育所運営費の使途範囲の具体的な在り方については、事業者による自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業への活用を可能とすることなどを検討し、結論を得た上で実施する。	子ども・子育て新システム実施時を目的に措置	厚生労働省	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級協会)」の下に、基本制度ワーキングチーム・幼保一体化ワーキングチーム・こども指針(仮称)ワーキングチームの3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で、「運営費の使途範囲について、こども園給付(仮称)等を提供するための費用とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること」について、今後更に検討を行うことが明記されたところ。なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定)「子ども・子育て新システム」は、社会保障と税の一体改革の中でも優先課題に位置付けられており、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。		○
⑪	保育士試験受験要件等の見直し	認可外保育施設で一定期間保育に従事した者を対象に含めることや、勤務実績に応じ一定の科目免除を行う等、保育士試験の受験資格に関する見直しを子ども・子育て新システムの検討と併せて検討し、見直し可能な内容を整理の上、実施する。	子ども・子育て新システム実施時を目的に措置	厚生労働省	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級協会)」の下に、基本制度ワーキングチーム・幼保一体化ワーキングチーム・こども指針(仮称)ワーキングチームの3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方団体、労使代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。平成23年7月、基本制度ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がとりまとめられた。本件については、同中間とりまとめの中で、「職員資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況を踏まえた上で検討する」とされたところであり、今後更に検討を行うことが明記されたところ。なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定)「子ども・子育て新システム」は、社会保障と税の一体改革の中でも優先課題に位置付けられており、残された検討課題について、現在検討を行っているところ。		○
⑫	訪問看護ステーションの開業要件の見直し	病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることで24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し(1人又は2人)について検討し、結論を得る。なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認められたところであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。	平成23年度検討・結論	厚生労働省	東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認められたところであり、今後、当該措置の実施状況を把握する予定。		○

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
13	医薬品及び医療機器の審査手続の見直し	医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化、透明化を図る。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体を検証し、必要に応じた見直しを行う。	平成23年度検討・結論、平成23年度以降順次措置	厚生労働省	医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化を図るため、平成23年7月には腎性貧血治療薬の臨床評価方法に関するガイドラインを発売し、平成23年12月には、睡眠薬の臨床評価方法に関するガイドラインを発売する予定であることなど審査手続に関する詳細なガイドラインを作成しているところ。 また、従来より、社会的に極めて関心の高い品目については、審査手順のガイドラインに関するパブリックコメントを実施するなど、医薬品及び医療機器の審査手続の一層の透明化を図るために必要な取組を進めているところ。 さらに、平成24年度予算案(平成23年12月24日閣議決定)において、技術の進歩に対応する薬事承認審査・安全対策の向上に必要な経費を計上したところ。		○
3. 農林・地域活性化分野							
1	認定農業者制度の見直し	PDCAサイクルの徹底、認定基準の見直し、農地等の集積に向けた取組の強化といった具体策について、早急に検討を行い、意欲のある農家にとってより有益な制度となるよう制度の見直しを行う。	平成23年度中措置	農林水産省	農林水産省内において検討を進めているところであり、平成23年度中に実施可能なものについて措置する予定である。		○
2	我が国酪農の競争力強化のための見直し	全量委託の例外(生産者団体に部分的に販売委託し、それ以外は自己処理し販売を認める)拡大について、下記に関し検討し、結論を得る。 -処理に関する共同実施方式の導入 -指定団体に販売委託しない生乳の量の上限の緩和 意欲ある生産者やその団体の多様な活動を促すよう、指定団体の業務運営の在り方について、指定団体制度の趣旨も踏まえつつ検討し、結論を得る。	平成23年度中検討・結論 平成23年度中検討・結論	農林水産省	平成23年9月下旬から10月中旬にかけて、現在部分委託やプレミアム乳価取引 [※] を行っている酪農家及び全国9指定団体に対するアンケート調査を実施し、全量委託の例外による取引の現状等を把握するとともに、同年11月までに10軒の酪農家等及び5指定団体を訪問し、全量委託の例外の拡大、指定団体の業務運営に関する要望等についてのヒアリングを実施した。今後、更にヒアリング件数を追加し、意見の集約を図った上で、全量委託の例外等の今後の方向を検討し、平成24年3月中に結論を得ることとしている。 ※ 付加価値の高い生乳を生産することにより、通常よりも高値で取引される。		○
3	国家貿易制度の見直し	麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。	麦については平成23年度に「食と農林漁業の再生実現会議」等の議論の状況に応じ検討を開始し、その後、速やかに結論。乳製品については平成23年中措置。	農林水産省	(麦) 麦については、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)に基づき、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」(平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定)において平成23年度中に策定されることとなった「食品産業の将来ビジョン(仮称)」を踏まえ、平成23年度中に検討を開始し、その後、速やかに結論を得る予定である。 (乳製品) 乳製品の国家貿易については、これまで原則としてSBS方式を導入していなかった、バター又は脱脂粉乳について、これらの品目の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入を行う際にはSBS方式の導入を図ることとした。このため、乳製品の国家貿易を担う独立行政法人農畜産業振興機構にて本件SBS方式導入拡大についての「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第13条第1項及び第16条第2項の規定に基づく指定乳製品等の輸入及び売渡しの業務の実施に係る要請について」(平成23年12月22日付け農林水産省生産局長通知)を発売した。		○
4	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し	ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でも、その土地が全体としてみれば農地法上の「農地」と扱えるかを含め、現場の実態を踏まえ、農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化等を検討し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、平成24年度中に結論	農林水産省	実際の園芸用施設の設置工事におけるコンクリート打設工法等について、現場の実態を把握するため、関係団体等から情報収集を行っている。今後、更に情報収集に努め、平成24年度中に結論を得る予定である。		○
5	土地改良事業の効率化	土地改良区について、維持管理等の土地改良事業の低コストかつ適切な実施を促進する。	平成23年度中措置	農林水産省	土地改良区が行う維持管理等の土地改良事業の低コストかつ適切な実施が促進されるよう、土地改良区等を指導する都道府県に対して、通知(「土地改良区が行う土地改良事業の効率化について」(平成23年12月27日付け23農振第2148号農村振興局土地改良企画課長通知))を発売した。	更に、左記通知を発売した後、地方農政局が主催する担当者会議等を活用し、土地改良区等を指導する都道府県に対してその旨周知する予定である。	◎

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施時期				
⑥	有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し	農業者が狩猟免許なくても罠いわなを用いて狩猟期間内に捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地・林地のみならず、借地・業務委託した農地・林地(土地所有者の了解を得ているものに限る)も含むこととする。 平成23年中措置	環境省	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」の一部改正について(平成23年9月12日付け環自野発第110012005号 自然環境局長通知)で各都道府県知事宛通知しており、措置済み。		◎
		構造改革特区で認められている「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」を全国展開することで、農業者組合等の法人が一定の要件を満たして許可を受ければ、狩猟免許を持たない個人等の農業者でも、捕獲作業に従事者として、狩猟免許所持者の指導により、鳥獣保護法における有害鳥獣捕獲を補助者として行うことができるようにする。 平成23年度中措置				
⑦	有害鳥獣捕獲の促進	業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度(国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等)を整備する。 平成23年度検討開始、できる限り早期に措置	環境省	平成23年12月から、業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度について、文献調査やヒアリングによる事例収集等により検討に着手。		○
⑧	農地基本台帳整備の促進	農業経営の基盤となる農地を保全するためには所有者等の情報の正確な把握が必要不可欠であることから、改正農地法で義務付けられた農地相続時の届出が適確になされるよう、市町村に対し当該制度の周知徹底を図る。 平成23年度上期措置	農林水産省	「市町村に対する農地の相続時の届出制度の周知徹底について」(平成23年9月13日付け23経営第1771号経営局農地政策課長通知)を发出し、農地の相続時の届出制度の確実な運用を図る観点から、死亡届の提出先である市町村の戸籍担当に対して、農業委員会と連携し、農地を相続した場合の届出手続を死亡関連届出一覧に含めるよう依頼するとともに、当該制度の周知徹底を図った。	左記の通知については、本省ホームページに掲載し、異なる周知を図った。	◎
⑨	市民農園開設に係る基準の見直し	①耕作放棄地の解消のためには、市民農園を積極的に活用すべきこと ②自家消費を超える余剰農作物を直売所等で販売することは可能であることについて、農業委員会、市町村等関係機関に対して通知を发出する。 平成23年中措置	農林水産省	規制・制度改革に係る追加方針における決定内容を踏まえ、耕作放棄地の解消のための市民農園の活用や、市民農園で生産された農作物の販売の取扱いについて、関係機関に平成23年12月中に通知(「耕作放棄地の解消に向けた市民農園の積極的な活用及び市民農園で生産された余剰農産物の販売について(平成23年12月22日付け23農振第1970号農村振興局長通知)」)を发出した。		◎
⑩	農協の農業関係事業部門の自立等による農業経営支援機能の強化	農業の成長産業化の促進において、重要な役割を果たすべき農協は、その原点である農業経営支援機能の再生・強化のため、計画的に農業関係事業部門の自立への取組を進める。 すなわち、農協の農業経営支援機能の強化や個々の組合員の収益力の強化に向けた主体的な取組を推進することとし、その中で、組合員の意思を踏まえつつ、事業の効率的運営を行うことにより、信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てん額の段階的な縮減にも取り組む。 かかる取組についての中長期計画の策定を推進し、その計画に沿った取組を早急に開始する。 平成23年度以降順次計画策定、以降計画に沿って措置	農林水産省	農協が中長期計画等の策定に際して、農業経営支援機能の強化、組合員の収益力の強化、事業の効率的運営による農業関係事業部門の取組改革等に向けた主体的な取組を計画的に進めるよう、平成23年度中に「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知」を改正する予定である。		○
		農協の経営力強化のため、職員や専門家など幅広い範囲から優れた経営スキルを有する人材を登用し経営を委ねることができるよう、執行機関と組合員代表機関の機能・役割の分化など農業協同組合法に基づく経営管理委員会制度の普及・定着や実務経験を有する者等の理事への登用などを進める。 平成23年度中措置		農協の業務執行体制を強化する観点から、経営管理委員会制度の普及・定着や実務経験者の登用などについて、平成23年度中に「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知」を改正する予定である。	○	

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑪	契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大	都道府県の負担の有無にかかわらず、制度上定められた要件を満たした生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業(契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業)の対象として取り扱われるよう措置する。	平成23年中措置	農林水産省	本事業については、平成23年9月1日に全面施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用に関する法律」(平成22年法律第67号)における特例規定に基づき、指定産地内外を問わず、リレー出荷に取り組み生産者についても支援対象とするとともに、この際、資金造成に係る都道府県の負担をなくすることができるようにした。さらに、23年度予算において、野菜の契約取引における価格・数量の変動に伴う収入減少に対応し、都道府県負担がなく、また産地に関わりなく活用できるモデル事業を開始した。	平成23年4月以降、(独)農畜産業振興機構が主催するブロック会議(都道府県、出荷団体等が対象)等において周知した。 本措置の活用が促進されるよう、引き続き、説明会等において生産者等への周知に努めている。	◎
		本事業については、生産地がどこであっても利用できるようにする。	平成23年度中措置				◎
⑫	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化	農林水産業信用保証保険制度(以下「農林水産保険」という。)と中小企業信用保証制度(以下「中小保険」という。)に係る課題は以下であるところ。 ①農信用基金協会(以下「基金協会」という。)が保証対象を事実上制度融資に限定するなど銀行等が活用しづらいものとなっている。 ②金融機関にとって、基金協会の申請の事務手続等が中小保険と異なる。 ③両制度の保証対象が不明確であり、利便性が損なわれている。 ④基金協会の保証料率が資金ごと一律となっており、利用者の経営努力が反映されない。 こうした課題に対応するため、現行の中小保険及び農林水産保険による連携を強化し、利用者の利便性の向上を図るとともに、その課題の改善に両省で取り組む。具体的には、 ①民間活力の活用の進捗を踏まえ、農林水産省は基金協会に対し、銀行等による利用促進の方針を徹底する。そのため、銀行等による基金協会利用が進んでいない地域においては、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金融機関の取組状況の実態把握を行う。	平成23年度中措置	農林水産省、 経済産業省	(農林水産省) ①農林水産省では、基金協会の役員等が参画する全国会議(平成23年6月20日「農信用保証推進協議会」等)に出席して、銀行等の一層の利用促進を周知しており、今後も機会ある毎に、こうした場を活用しながら、農業者等の円滑な資金調達に資するため引き続き利用促進の方針を徹底する。 さらに、取組状況の進んでいない地域に対しては、経済産業省の協力を得て、地域金融機関への直接のヒアリング等により平成23年度中に実態調査を行うこととしており、現在その日程等について経済産業省と調整中である。 (経済産業省) ①銀行等による基金協会利用が進んでいない地域に対して、農林水産省は経済産業省の協力を得て、地域金融機関への直接のヒアリング等により23年度中に実態調査を行うこととしており、現在その日程等について農林水産省と調整中。	(農林水産省)全国会議に出席し、銀行等の一層の利用促進を周知したものの、引き続き、会議の場や現地で意見交換等を行う際に、更なる周知徹底に努めていく。	◎
		②利用者の利便性向上の観点から、審査ノウハウや事務手続の向上を図るため、信用保証協会と基金協会との合同での研修の実施等を行う。	平成23年度着手、できる限り早期に措置			(農林水産省、経済産業省) ②平成23年9月30日に基金協会の管理実務担当者向けの研修会が開催され、同研修会の中で、社団法人全国信用保証協会連合会の担当者を講師として、保証協会の現状等を含めた研修を実施。今後、一層の利用者の利便性の向上を図る観点から、引き続きこうした研修の場を活用し、互いのスキル向上に資することとして参りたい。	(農林水産省、経済産業省) 引き続き、利用者の利便性向上の観点から、互いの制度について研修等の場を通じて理解を深めスキル向上に努めていく。
		③農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点から踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。	平成23年度着手、できる限り早期に措置	(農林水産省、経済産業省) ③平成23年度中に、他業種から農業に参入した事例を含めて、両制度の対象業種を明確にした事例集の作成に着手し、同事例集を活用して利用者の利便性が損なわれないように事業者や金融機関等に周知徹底を図っていく。 さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者の負担軽減等が図られるよう、基金協会と保証協会間での連携強化を改めて周知徹底する文書を、同事例集作成後できる限り早期に主務省から発出し、一層の連携を図り利用者の利便性確保に向けた円滑な保証引受けのための体制を構築する。		○	
		④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省は、中小保険の制度設計に関する情報提供を行う。	平成23年度検討開始、平成24年度中に結論	(農林水産省) ④農林水産省は基金協会の保証料率の見直し等について、経済産業省から中小企業CRDの制度設計に関する情報提供を得つつ、保険機関でもある独立行政法人農林漁業信用基金の次期中期目標(平成25年度～)とも連動させた上で、平成23年度から関係機関と十分協議し、平成24年度中に一定の結論を得る。 (経済産業省) ④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省からは、中小企業CRDの制度設計に関する情報提供等を行う。		○	

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施時期				
⑬	保安林制度に係る指定施業要件変更の迅速化	森林・林業基本法の改正(平成13年6月)に伴う緩和に係る指定施業要件の変更手続について、迅速な対応が図られるよう指導を徹底し、手続の迅速化に努める。 平成23年中措置	農林水産省	平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等を通じて指定施業要件の変更の迅速化に係る通知の内容について指導を行った他、各都道府県保安林担当者へ手続の迅速化に対する個別指導を実施した。	指定施業要件の変更手続の進捗状況について、引き続き進行管理を行うとともに、必要に応じて各都道府県担当者へ個別指導を実施した。	◎
⑭	林業経営に係る許認可・届出等の簡素化	森林所有者の申請手続の負担軽減等の観点から、森林法に基づく保安林の伐採等の許可・届出について、申請書類の統合を含め、更なる簡素化を図ることのメリット、デメリットについて検討する。 平成23年中検討・結論	農林水産省	平成23年度治山・保安林関係事業ブロック会議(平成23年10月12日、20日、31日開催)等において、各都道府県から左記内容について意見聴取を行い、申請書類の簡素化に係るメリット・デメリット及び対応方向を検討した。	申請書類の簡素化を図ることのメリット・デメリットについて検討した結果、申請書類を簡素化。平成23年度末を目標に「森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件」(昭和37年7月2日農林省告示第851号)の改正予定である。	◎
⑮	林業用種苗の見直し	林業用種苗法における種苗の配布区域について、地域の気候・土壌等の自然条件に適合しているかどうかを検証する観点から、こうした条件への適合性を再検討の上、地域間で移動を行うことを可能とするなどの柔軟な対応を図る。 平成23年中措置	農林水産省	地域の気候・土壌等の自然条件に適合性を再検討した結果、地域間で移動を行うことを可能とするなどの柔軟な対応を図る観点から、これまでの拒否性マツ等の種苗に限定していた配布区域外配布の対象を拡大(地域間での移動が柔軟にできるよう造林成績を比較するための種苗を追加した)。 平成23年12月12日に「林業用種苗の配布区域外配布への配布承認手続について(昭和46年7月24日付け46林野通第738号林野庁長官通知)」の改正を各都道府県知事等に通知した。	平成23年12月12日に「林業用種苗の配布区域外配布への配布承認手続について(昭和46年7月24日付け46林野通第738号林野庁長官通知)」の改正を各都道府県知事等に通知した。	◎
		林業用種苗の価格については、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、調整会議の場で価格についての議論を行わないことについて、早急に指導を徹底する。 平成23年度上期中措置		文書での周知の他、平成23年度開催の地区需給調整協議会においても周知し更なる指導を徹底した。(「林業用種苗需給調整協議会について(平成23年1月24日付け事務連絡林野庁研究・保全課森林保全推進室長から各都道府県林業種苗担当課長あて)」)	◎	
		あわせて、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、早急に公正な競争条件の確保に努める。 平成23年度上期中措置		平成23年1月18日に開催した会議(平成22年度民有林森林整備事業打ち合せ会議)及び平成23年1月末～2月上旬に実施した都道府県との個別打ち合せにおいて、補助対象とする苗木に要件を課す場合には、地域の自然的条件等を踏まえた適切な森林造成の観点から必要最小限のものとし、民間事業者や林業経営者が生産した苗木をもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課すことがないよう、周知・指導した。	◎	
種苗本数の低減による低コスト造林への取組など、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として種苗本数を限定していないことの制度趣旨を周知する。 平成23年度上期中措置	平成23年1月18日に開催した会議(平成22年度民有林森林整備事業打ち合せ会議)及び平成23年1月末～2月上旬に実施した都道府県との個別打ち合せにおいて、多様な種苗方法や種苗本数等に応じた事業単価(標準単価)の設定について具体的に周知・指導した。	種苗本数の低減による低コスト造林等の取組事例を収集し、都道府県への情報提供・共有を図ることにより、幅広い種苗本数の設定等を促すことについて検討中である。	◎			
⑯	森林簿等の整備・民間利用の促進	森林簿情報の提供等については、平成22年12月24日付「森林施業の集約化の促進に資する森林関連情報の提供及び整備について」にて、都道府県への助言を行っているところであり、当該助言に基づく施業集約化等に必要森林簿等の情報の提供状況について確認するとともに、森林経営計画を作成しようとする者に必要な情報が提供されるよう引き続き助言を行う。 平成23年度中措置	農林水産省	森林簿等の森林関連情報について、平成23年10月に森林組合や林業事業者への提供状況を確認した。	「森林法の一部を改正する法律」(平成23年法律第20号)において、市町村は森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんを行うよう努める旨が規定され、平成24年4月に施行されることであり、森林経営計画を作成しようとする者に必要な情報が提供されるよう、その運用について平成23年度中に助言を行う。	○
⑰	水産資源の回復のための資源管理の強化	水産基本法の掲げる水産資源の適切な保存及び管理の実現を図ることの重要性に鑑み、我が国の排他的経済水域内の水産資源は国民共通の財産であるとの理念の下、資源管理に計画的に取り組む漁業者を対象として平成23年度から導入した「資源管理・漁業所得補償対策」の早急な定着を図ること等を通じて、水産資源の回復に向けた資源管理の強化を実現する。 できるだけ早期に措置	農林水産省	「資源管理・漁業所得補償対策」は、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象とするものであり、水産資源の回復に向けた資源管理の強化に資するものである。 現在の本対策の実施状況は、 ・平成23年度9月末時点で717計画の資源管理計画(平成23年度9月末時点)が本対策の下で作成されたところ(同計画は、資源管理協議会(都道府県、研究機関、有識者等で構成)が定期的にその履行を確認)。 ・これまで漁業共済に加入していなかった漁業者が新規に加入するなど、漁業共済への加入が伸びており、その加入率は平成22年3月末の54%から64%に向上(平成23年9月末時点)。	本対策の内容や本対策に加入するメリットの周知を行い、加入促進に努めてきたところ。引き続き、取組を継続する。	○

※「実施状況」・「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要					
⑩	資源管理制度の見直し	TAC(総漁獲可能量)設定魚種の拡大及びIQ(個別漁獲枠)方式の活用を検討するとともに、指定漁業に係るVMS(漁船モニタリングシステム)の設置の義務付けの検討や、指定漁業と沿岸漁業の調整に係る仲介、あっせん等への積極的な対応を行うこと等を通じて、資源管理制度の機能を強化する。	できるだけ早期に措置	農林水産省	平成23年11月25日開催の第54回水産政策審議会資源管理分科会において、平成24年のTAC(総漁獲可能量)設定について諮問するとともに、その運用状況について報告しており、継続的に議論が行われているところである。また、平成23年度から開始された資源管理・漁業所得補償対策の下で、漁業者が自主的に取り組む資源管理措置の一つとして、IQ(個別漁獲枠)方式の活用が進められているところである。 VMSの設置については、関係団体に説明するとともに、平成23年11月25日の水産基本政策非難会資源管理分科会で議論したところ。 指定漁業と沿岸漁業との調整については、担当者を現地に派遣し関係者の意見を聞くとともに、関係者間の調整会議を開催するなど積極的に実施している。	VMSの設置は、平成24年8月の指定漁業の許可の切り換えの際に義務付ける方向で検討中である。指定漁業と沿岸漁業との調整について、今後も継続して積極的に実施する。	○
⑪	漁業協同組合経営の透明化・健全化の実現	組合員・債権者への財務諸表の開示と説明責任の徹底、組合員資格審査の厳正化などの措置の周知徹底、公認会計士の活用を充実・強化等による漁協系団体全体の監査体制の更なる整備等を通じて、漁業協同組合の経営の透明化・健全化を一層実現していく。	できるだけ早期に措置	農林水産省	漁業協同組合の経営の一層の透明化・健全化を図るため、 ① 企業会計の基準に準拠して、漁協の事業外収入の内訳(事業外収入の10/100以上のもの等)を決算書類において明示 ② 漁協が行う漁業自営事業の実施に当たっての、役員・組合員に対する事業計画等の具体的な説明及び慎重かつ丁寧な審議の徹底 ③ 組合員資格審査の結果、正組合員数が法定組合員数を下回った組合の解散手続を行うよう、平成23年9月8日に「漁協等の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について」(事務ガイドライン)(平成23年9月8日付け23水漁第1060号水産庁長官通知)を改正し、指導を行った。 また、規制・制度改革の追加方針の趣旨を徹底するため、 ① 組合員及び債権者への決算関係書類の開示と説明責任の徹底 ② 定款に基づく組合員資格審査委員会を開催した上で、理事会において組合員資格の有無を決する、組合員資格に対する厳正な審査の実施 ③ 公認会計士の活用を充実・強化し、第三者性と独立性を有する監査体制の更なる整備を行うよう、同日に通知を発出し、指導を行った(「漁業協同組合経営の透明化・健全化の促進について」(平成23年9月8日付け23水漁第1061号水産庁長官通知))。		○
⑫	養殖管理の適正化	平成23年度から導入した「資源管理・漁業所得補償対策」を通じた魚種ごと及び養殖漁場ごとの適正養殖可能数量の設定の推進、漁場の適切な利用と調和した形での養殖業への円滑な新規参入等を通じて、養殖業の持続的発展を実現する。	できるだけ早期に措置	農林水産省	「資源管理・漁業所得補償対策」を利用する養殖業者については、持続的養殖生産確保法に規定する漁場改善計画において、漁場ごと、養殖種類ごとに投入する種苗の数量や施設数の上限である適正養殖可能数量を設定。平成23年11月末現在で、22道県で288漁業協同組合が、135計画の適正養殖可能数量を設定した漁場改善計画を策定したところ。	漁場改善計画における適正養殖可能数量の策定の取組みに一定の進展がみられているが、今後、更に、適正養殖可能数量を設定した漁場改善計画の策定に努める。	○
4. アジア経済戦略、金融等分野							
○ 物流・運輸分野							
⑬	国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し	国土交通省は、諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し、我が国の同制度の在り方について、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。	平成24年度検討	国土交通省	諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況について分析を進めるとともに、認可を行った提携深化協定の実施状況等について、今後、事業者からの報告等も踏まえつつ、その効果・影響等の検証を行う。	○	

※「実施状況」「進んだ取組・残された課題」の内容は、原則として平成23年11月30日時点のものであり、その後、取組が進捗しているものもある。